

全体評価

＜参考＞業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

①評価結果の総括

- ・中期計画の達成に向かって順調に進んでおり、業務内容は進化していると評価できるとともに、日本における評価文化の定着に中心的役割を果たしている。
- ・業務運営の効率化について、業務の契約、人員配置、省エネルギー、費用の節減等について着実に取り組んでいる。
- ・高等教育の国際的な質保証ネットワークの構築に向けた、国際的な質保証に関する取り組みを実施していることは高く評価される。
- ・大学ポートレート(仮称)構築のためのデータベース関連の研究において着実に取り組んでいることは評価できる。
- ・大学評価、高等教育の質保証、学位授与等について業務の質の改善に取り組み、着実に成果を上げつつある。学位授与については学位取得を目指す様々な人々に対して出来るだけきめ細かい対応を取るという考え方は評価できるので、引き続き実行して欲しい。

②平成24年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

- ・保有データが災害等によって消失するリスクに対する対応を今後も進めてほしい。(項目別-p2参照)
- ・学位授与事業及び大学評価事業ともに効率化しつつ、的確に実施されている。評価事業については民間評価機関との連携・協力を一層進め、評価文化の醸成と民間評価機関の育成に努めてほしい。(項目別-p37, 43, 90参照)
- ・大学ポートレートというデータベースの構築については、各大学のIR機能充実のための2次利用も含めて、いかに活用できるかという視点でのデータベース構築の計画も検討する必要がある。最初から完全なデータベース構築を目指すことも大事だが、改修しながら、より質の高いものを構築していくという視点も重要である。(項目別-p50参照)
- ・質保証の調査研究と我が国の高等教育情報の海外への発信は高等教育のインフラ基盤として今後においても積極的に推進されることを期待する。(項目別-p94参照)
- ・アジアにおける質保証の連携強化をさらに積極的に推進することが期待される。(項目別-p52, 53参照)

(2)業務運営に関する事項

- ・大学評価事業については民間評価機関とのイコールフットイングが図られているが、学位授与事業とともに、適切な実施と効率化が一層進められることを期待する。(項目別-p83参照)
- ・全体の人員数を増やすことなく、柔軟な組織運営を行って事業目的を達成しているので、今後も継続してほしい。(項目別-p5参照)
- ・固定費の削減に積極的に取り組んで効果を上げているので、引き続き努力してほしい。(項目別-p3参照)

(3)その他

- ・日本の高等教育の国際競争力を高めることに資する研究が必要。(項目別-p63参照)
- ・学位の分類に関する研究を充実し、社会での学位分類に関する認識の定着化にも貢献することが必要。(項目別-p59参照)
- ・データベースに関するデータのセキュリティ、二次利用の方法や制約についての研究も必要。(項目別-p50参照)
- ・法科大学院については、法曹養成制度に関し新たに設置される政府の検討会議の議論状況を見つつ認証評価に当たられたい。(項目別-p89参照)

③特記事項

- ・大学の質保証に関する調査研究、並びに内外への情報発信は、我が国の高等教育のインフラ基盤を整備する事業として高く評価できる。
- ・大学評価に関する調査研究、並びに認証評価機関関連協議会等における活動は、評価文化の定着化に資するところが大きく、今後も続けていく必要がある。
- ・教員の調査研究の環境が維持・改善されること、又、質の保証に関する研究の公表について一層の充実が必要。

文部科学省独立行政法人評価委員会
高等教育分科会 大学支援関係法人部会
独立行政法人大学評価・学位授与機構作業部会 名簿

(委員名)	(現職)
○奥野 信宏	中京大学理事・総合政策学部教授
松本 香	公認会計士、公認会計士松本香事務所長、 フオスター電機株式会社取締役
山田 礼子	同志社大学教育支援機構副機構長、 学習支援・教育開発センター長、社会学部教授
澤井 英久	新四谷法律事務所弁護士

「○」:主査

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成24年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					
	21年度	22年度	23年度	24年度			21年度	22年度	23年度	24年度		
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	A	A	A	A		(1) 大学等の教育研究活動の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供	A	A	A	A		
1 既存経費の見直し、業務の効率化	A	A	A	A			(2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供	A	A	A	A	
2 業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	A	A	A	A		6 認証評価		A	A	A	A	
3 (独) 国立大学財務・経営センターとの統合に向けた組織体制の整備	-	-	-	-				(1) 大学、短期大学、高等専門学校 の教育研究活動等の総合的状況に関する評価	A	A	A	A
4 契約に関する事項	A	A	A	A		(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	A		A	A	A	
5 内部統制	-	-	A	A			7 その他上記の業務に附帯する業務	A	A	A	A	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	A	A	A	A		(1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成		A	A	A	A	
1 総合的事項	A	A	A	A			(2) 国際的な質保証に関する活動	A	A	A	A	
(1) 大学関係者及び有識者の参画を得た業務運営	A	A	A	A		III～VI 財務内容の改善		A	A	A	A	
(2) 自己点検・評価の実施	A	A	A	A			財務内容の改善に関する事項(中期目標)	A	A	A	A	
2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	A	A		III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		A	A	A	A	
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動に関する評価	A	A	A	A			IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-	
3 学位授与	A	A	A	A		V 重要な財産の処分等に関する計画		-	-	-	-	
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	A	A	A	A			VI 余剰金の使途	-	-	A	A	
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	A	A	A	A		VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項		A	A	A	A	
4 調査及び研究	A	A	A	A			1 人事に関する計画	A	A	A	A	
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	A	A	A	A		(1) 方針		A	A	A	A	
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	A	A	A	A			(2) 人員に係る指標	A	A	A	A	
(3) 研究成果の公表等	A	A	A	A								
5 情報の収集、整理、提供	A	A	A	A								

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

※「-」は当該年度では該当がないことを、「/」は終了した事業を表す。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収入						支出					
運営費交付金	1,896	1,858	1,755	1,484	1,301	業務等経費	1,446	1,361	1,243	1,116	975
補助金等収入	—	—	—	—	5	国際化拠点整備事業費	—	—	—	—	5
大学等認証評価手数料	91	168	104	46	103	大学等評価経費	91	168	104	46	103
学位授与審査等手数料	106	105	105	104	103	学位授与審査等経費	106	105	105	104	103
その他	22	20	13	16	15	一般管理費	381	344	339	318	302
寄附金等収入	4	2	2	5	3	受託事業費	266	—	—	—	—
受託事業収入	266	—	—	—	—						
計	2,384	2,152	1,978	1,655	1,529	計	2,290	1,979	1,790	1,584	1,487

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
費用						収益					
経常費用	2,277	1,977	1,792	1,590	1,533	経常収益	2,727	1,977	1,792	1,590	1,533
業務費	1,407	1,270	1,144	1,011	919	運営費交付金収益	2,191	1,632	1,521	1,369	1,248
大学評価事業経費	91	168	104	46	103	大学等認証評価手数料	91	168	104	46	103
学位授与事業経費	106	105	105	104	103	学位授与審査等手数料	106	105	105	104	103
受託事業費	266	—	—	—	—	補助金等収益	—	—	—	—	5
一般管理費	351	386	373	359	337	受託事業収入	266	—	—	—	—
減価償却費	57	48	67	70	72	資産見返物品受贈額戻入	13	7	7	6	6
財務費用	—	—	0	—	0	資産見返運営費交付金戻入	32	41	43	47	51
雑損	3	0	—	0	—	雑収入	29	23	13	17	18
臨時損失	—	—	—	0	—	臨時利益	—	—	—	0	—
						資産見返物品受贈額戻入	—	—	—	0	—
						資産見返運営費交付金戻入	—	—	—	0	—
計	2,277	1,977	1,792	1,590	1,533	計	272	1,977	1,792	1,590	1,533
						純利益	463	—	—	0	—
						目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
						総利益	463	—	—	0	—

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	2,221	2,371	1,784	1,530	1,490	業務活動による収入	2,384	2,159	1,988	1,674	1,548
投資活動による支出	69	61	51	62	27	運営費交付金による収入	1,896	1,858	1,755	1,484	1,301
財務活動による支出	-	1	16	16	17	補助金等収入	-	-	-	-	9
						その他の収入	488	301	233	190	238
次期中期目標期間への繰越金	-	404	136	-	-	投資活動による収入	-	-	-	6	2
						財務活動による収入	-	-	0	0	0
計	2,290	2,433	1,851	1,608	1,533	計	2,384	2,159	1,988	1,680	1,550

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資産						負債					
流動資産	690	413	551	628	643	流動負債	227	413	567	643	658
現金及び預金	679	404	540	612	629	運営費交付金債務	-	171	358	426	474
有価証券	-	-	-	2	-	預り補助金等	-	-	-	-	4
たな卸資産	0	0	0	0	0	預り寄付金	8	7	8	11	11
前払費用	10	6	5	4	5	預り科学研究費補助金	2	1	7	7	5
未収入金	0	2	2	3	3	未払金	196	221	158	166	126
未収消費税	-	0	1	0	-	前受金	-	-	-	0	0
立替金	1	0	0	5	4	未払消費税等	3	-	-	-	3
仮払金	-	-	2	1	1	預り金	16	13	19	15	18
固定資産	6,908	6,758	6,654	6,481	6,270	リース債務	1	0	18	17	16
1 有形固定資産	6,892	6,729	6,614	6,434	6,236	固定負債	264	270	303	278	210
建物	3,458	3,310	3,164	3,026	2,887	資産見負債負債	264	270	267	261	209
構築物	55	50	46	41	37	資産見返運営費交付金	198	211	215	215	168
車両運搬具	2	0	0	0	0	資産見返物品受贈額	66	59	52	46	41
工具器具備品	240	230	266	228	174	長期リース債務	0	-	36	17	1
土地	3,138	3,138	3,138	3,138	3,138	負債合計	491	682	871	921	868
2 無形固定資産	16	30	40	47	33	資本					
商標権	3	3	2	2	1	資本金	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471
ソフトウェア	13	27	38	45	32	資本剰余金	△827	△983	△1,137	△1,283	△1,426
電話加入権	0	0	0	0	0	利益剰余金	463	-	-	0	0
3 投資その他の資産	0	0	0	0	0	(うち当期未処分利益)	463	-	-	0	-
長期前払費用	0	0	0	0	-						
敷金・保証金	-	0	0	0	0						
資産合計	7,598	7,171	7,205	7,109	6,913	負債資本合計	7,107	6,488	6,334	6,188	6,045
							7,598	7,171	7,205	7,109	6,913

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
I 当期未処分利益					
当期総利益	463	-	-	0	-
II 利益処分額					
積立金	463	-	-	0	-

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
常勤職員	145	139	133	117	117

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成 24 年度に係る業務の実績に関する評価(項目別評価)

【(大項目) I】	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	【評定】 A																																			
【(中項目) I-1】	1 既存経費の見直し、業務の効率化	【評定】 A																																			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費(退職手当を除く。)について、毎事業年度につき、3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、毎事業年度につき、1%以上の削減を図る。</p>		H21	H22	H23	H24																																
		A	A	A	A																																
		実績報告書等 参照箇所																																			
		業務実績報告書 P2~P4																																			
評価基準	実績(H24)	分析・評価(先生コメント)																																			
<p>・業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図ったか。また、一般管理費(退職手当を除く。)については、計画的削減に努め、平成23年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、平成23年度予算に比較して1%以上の削減を図ったか。</p> <p>・省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び環境整備に努めたか。</p>	<p>【既存経費の見直しによる業務効率化及び経費の削減】</p> <p>【一般管理費の削減状況(退職手当を除く)】 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="638 734 1458 901"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度実績</th> <th>24年度実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>94,971</td> <td>99,526</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>人件費(管理系)</td> <td>218,315</td> <td>202,062</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>313,286</td> <td>301,588</td> <td>△3.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業費の削減状況(退職手当を除く)】 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="638 973 1458 1141"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度実績</th> <th>24年度実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費※</td> <td>426,798</td> <td>313,125</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>人件費(事業系)</td> <td>688,893</td> <td>624,665</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,115,691</td> <td>937,790</td> <td>△15.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自己収入分を除く。</p> <p>【省エネルギー化への対応】</p> <p>省エネルギー化への対応として、節電の具体的取組内容と節電目標を示した節電行動計画に基づき、冷暖房温度設定(夏季28℃、冬季20℃)、全館空調設備の使用時間の制限、蛍光灯の間引き、夏季のクールビズの徹底・強化、節電リーダーの指名等、光熱水量の節約に対して積極的な取組を実施している。</p>		23年度実績	24年度実績	削減割合	一般管理費	94,971	99,526	—	人件費(管理系)	218,315	202,062	—	合計	313,286	301,588	△3.7%		23年度実績	24年度実績	削減割合	業務経費※	426,798	313,125	—	人件費(事業系)	688,893	624,665	—	合計	1,115,691	937,790	△15.9%	<p>業務についての、既存経費の見直しを行うことで効率化を図っていること、一般管理費及びその他の事業費を、平成23年度に比較してそれぞれ3.7%、15.9%の削減を図ったことは高く評価できる。</p> <p>各種の節電の取組により、電力使用量が平成22年度、平成23年度と着実に低下し、前年度から29.9%削減されたことは高く評価できる。また、それらは経費の削減にもつながっていると評価する。</p>			
	23年度実績	24年度実績	削減割合																																		
一般管理費	94,971	99,526	—																																		
人件費(管理系)	218,315	202,062	—																																		
合計	313,286	301,588	△3.7%																																		
	23年度実績	24年度実績	削減割合																																		
業務経費※	426,798	313,125	—																																		
人件費(事業系)	688,893	624,665	—																																		
合計	1,115,691	937,790	△15.9%																																		

<p>・グループウェアをはじめとする IT の積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組んだか。</p> <p>・各事業に係る経費(旅費、消耗品費、会議費等)について随時見直し、業務の効率化を進めたか。</p>	<p>平成 24 年度については、平成 23 年度に策定した節電行動計画を平成 24 年度の電力供給状況等を踏まえて実施内容を見直した上で引き続き実施するとともに、使用制限していた複写機の一部解約や、間引きした蛍光灯の代わりにダミー管を設置するなど、今後も節電の取組を継続的に実施していくための取組も行っている。</p> <p>また、空調の夜間蓄熱を活用した昼間電力量の抑制や、執務室の空調設備の自動運転の改善等の取組も引き続き実施している。</p> <p>これらの取組により、平成 24 年度の電力使用量は、平成 22 年度に比べ 29.9%(359,374kwh)削減された(平成 22 年度:1,201,032kwh、平成 24 年度:841,658kwh)。</p> <p>【情報の伝達及び共有、ペーパーレス化の推進】</p> <p>情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等を推進するため、平成 23 年度に引き続き、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報基盤の仮想化を進め、業務システムの最適化の取り組みについて検討を行い「学位授与業務支援システム」の仮想化を行った。 ・ クラウド化等、災害等でも安定した情報基盤システムの構築を図るよう検討を行い、機構が被災した際に業務に支障をきたさぬように、機構が保持する電子データについて、平成 25 年 3 月、遠隔地(関東圏外)に外部バックアップ機器を設置し、バックアップを行えるよう環境を整備し運用を開始した。 ・ 小平本部及び竹橋オフィスの全フロアに無線 LAN を導入し情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等を推進した。また、その結果、A4 用紙購入量の削減(前年度比△5.5%)を図った。 <p>【事業経費の見直し・効率化】</p> <p>平成24年度については、以下の経費について見直し、効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与事業について、業務の効率化を図り、消耗品費等を 1,072千円削減した。また、学位授与事業の円滑化の検討状況を踏まえ、学位授与業務支援システム改修経費を7,074千円削減した。 ○国際連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際連携事業について、業務の効率化を図り、消耗品費等を 2,084千円削減した。 	<p>情報伝達の迅速化・共有化・ペーパーレス化等のための各種の施策の推進は評価できる。</p> <p>大規模災害により保有データが消失するリスクに対応して、遠隔地の大学にデータをバックアップする試みを開始したことは評価できる。</p> <p>学位授与事業、国際連携事業、情報収集・整理・提供事業等における経費の見直しと業務の効率化は評価できる。</p>
---	--	--

<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・経費の削減や契約の改善の取り組みについては、更に厳格な実施が望まれる。(全体評価)</p>	<p>○情報収集・整理・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学情報データベースを廃止したことに伴い、システム保守契約を締結しないこととし、保守費を8,862千円削減した。また、インターネット回線利用契約を解約したことにより通信費を2,118千円削減した。 <p>【経費の削減、契約の改善の取り組み】</p> <p>業務については、複写機の使用を集中化し、一部を解約したことによるリース料の削減や、本館設備保守管理、ウェブサイト管理システム等の保守費の削減等、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図った。</p> <p>平成 24 年度予算(退職手当を除く)においては平成 23 年度予算に比較して 154,296 千円(△10.4%)の削減を図った。また、平成 24 年度実績(退職手当を除く)は平成 23 年度に比較し、△6.1%の減を図った。これを経費別で見ると、一般管理費(退職手当を除く)が△3.7%の減、その他の事業費(退職手当を除く)については、△15.9%の減となっている。</p> <p>なお、その他の事業費の減については、国からの要請に基づくものとして「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく人件費の削減(△6.0%)、事業廃止に伴うものとして大学情報データベースの事業廃止に伴う維持管理経費等の減(△1.0%)、及び平成 23 年度特殊要因(当該年度限りの経費)によるものとして大学ポートレート(仮称)のシステム開発にかかるコンサル費用等の事業費減(△4.4%)があるが、自助努力による削減分は、ソフトウェア更新や工具器具備品の購入抑制及び国際連携事業等における備品・消耗品費の削減により、△4.6%の減となっている。</p> <p>上記の事業経費の見直しによる経費削減と併せて、企画競争、公募を行う場合については、文部科学省作成の「公募・企画競争に係る手続等に関する標準マニュアル」に基づき、審査基準を事前にウェブサイトへ掲載するなど、競争性・透明性が十分確保される方法により実施している。</p> <p>一者応札・応募への対策については、ウェブサイトで公開している改善方策で掲げた仕様書の明瞭化、公告期間の見直し、準備期間の拡大等の一者応札・応募改善への取組を着実に実施した。</p> <p>また、平成 24 年度は平成 22 年度から実施している事業者に対するアン</p>	<p>業務の効率化を図り、一般管理費、その他の事業費の削減をしたこと、企画競争、公募を行う場合については、文部科学省作成のマニュアルに基づき、適正に実施されているということについては評価できる。</p>
--	---	---

<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学評価及び学位授与事業について、財政的な自立に向けた取組が一層強化されることが期待される。 	<p>ケート調査を引き続き実施し、回答データの蓄積を進めるとともに、調査結果を踏まえた入札参加条件の緩和や、事前提出書類の見直し、入札説明書の郵送等、入札参加希望者の負担軽減により、入札参加機会の確保と拡大を図った。</p> <p>【手数料の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度においては民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学:1学部あたり 30 万円→35 万円、1 研究科あたり 20 万円→35 万円)。平成 24 年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った。(大学:基本費用 200 万円→360 万円、1 学部・1 研究科あたり 35 万円→63 万円、高等専門学校:基本費用 160 万円→240 万円、1 学科あたり 20 万円→30 万円)。また、運営費交付金については、民間評価機関とのイコールフットイングを図る観点から、上記の評価手数料の引き上げにより平成 25 年度から機関別認証評価事業に計上していない。 ・省庁大学校修了者に対する学位授与事業について収支均衡を実現したところであるが、一層の合理化を図り、学位審査手数料の引上げの検討や、業務の効率化等による事業費の縮減により、自己収入比率を高めるための取組を進めるとともに、審査の質の担保に留意した。 	<p>大学評価事業に関し、手数料の見直しによって民間評価機関とイコールフットイングを図り、運営費交付金を計上していないことは評価できる。</p>
--	--	--

【(中項目) I-2】 2 業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P5			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施したか。</p>	<p>【人員の適正配置】</p> <p>事務系職員人事については、平成 24 年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。</p> <p>① 認証評価等の実施校の増(14→27)に伴う業務量の増加に対応するため、評価支援課に4人を増員した。</p> <p>② 機構の事業強化に伴った国際連携に関する業務量の増大に対応するため、国際課に1人を増員した。</p> <p>加えて、安定的に業務を遂行するための新たな職員確保の措置として、年俸制職員制度を平成 25 年4月から導入することとし、事務系の年俸制職員4人を選考した。</p> <p>また、教員人事について、「大学ポートレート(仮称)」の本格稼働に向けたシステム開発等の業務並びに調査研究を担当させるために専任教授を1人、評価事業及び学位授与事業に係る調査研究業務等に幅広く対応できる人材を確保するために専任教授1人、専任准教授1人を選考した。</p> <p>さらに、国際連携に係る調査研究の充実のため特任教授を1人、評価事業及び学位授与事業に係る調査研究の充実のため客員教授2人、客員准教授1人を選考した。</p>	<p>業務量の増加に対応して、5名増員した一方、同じ5名を減員し、法人全体の人員増加を回避したことは評価できる。国際連携に対応する評価機関の代表として機構が国際連携のリーダーシップをとる意味は大きく、増員は必然的と理解する。事務系職員人事について、年俸制職員の採用等の適正配置、教員人事について、専門教員等の選考をしたことは評価できる。</p>			

【(中項目) I-3】		3 (独)国立大学財務・経営センターとの統合に向けた組織体制の整備		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>平成 22 年度末までに、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。このため、必要な組織・体制を整備する。</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)において、既存の独立行政法人制度の見直し並びに、大学入試センター、国立大学財務・経営センターとの統合の方針が示されたが、この方針は、「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、当面凍結とされたため、評価は実施しない。</p>				-			
				H21	H22	H23	H24
				-	-	-	-
				実績報告書等 参照箇所			
				業務実績報告書 P6			
評価基準	実績	分析・評価					
<p>・独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行ったか。</p>	-	-					

【(中項目) I-4】 4 契約に関する事項		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。</p> <p>① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>また、内部監査及、第三者(監事等)により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P7～P8			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表したか。</p> <p>【随意契約等見直し計画】</p> <p>・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。</p>	<p>【「随意契約見直し計画」に基づく取組の着実な実施】</p> <p>「随意契約見直し計画」に基づき、契約規則等を適切に定め、ウェブサイトで公表するとともに、平成 20 年度から引き続き、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。</p> <p>なお、平成 24 年度の随意契約の件数は4件となっており、後納郵便料金や官報公告掲載料等の真にやむを得ないもののみとなっている。</p> <p>また、「随意契約見直し計画」に基づく平成 23 年度の取組状況について、平成 24 年度にフォローアップを行い、その結果を平成 24 年8月にウェブサイトで公表した。なお、平成 24 年度の契約状況についてもウェブサイトで毎月公表している。</p> <p>【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】</p> <p>契約(随意契約の見直し状況)については、契約監視委員会での指摘事項の対応状況と前期分(平成 24 年4月から9月までの契約締結分)の二者応札・応募の案件について、平成 24 年 12 月7日に5件の点検を実施し、平成 25 年3月 19 日に、後期分(平成 24 年 10 月から平成 25 年2月までの契約締結分)のうち、該当する4件を対象として、契約手続に関する問題の有無、予定価格の算定方法の適正性について、契約書類に基づき、契約担当部署にヒアリングを行い、点検を実施した結果、適正に処理されていることを確認した。なお、競争性のない随意契約については、平成 22 年度の業務実績に係る文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘を踏まえ、電気料金等の月ごとの契約を1件として算定していたものを、平成 23 年度より、その算定方法を実質的なものとし、1案件を1件として算定することとした。</p>	<p>随意契約を平成 23 年度の 6 件から 4 件に減少させるなど、「随意契約見直し計画」に基づいて、着実に実施していることは評価できる。</p> <p>契約件数カウント方法の見直しの影響はあるが、見直し作業は概ね順調であり、評価できる。</p>			

	①平成 20 年度 実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)		③平成 24 年度 実績		②と③の比較増減 (見直し計の進捗 状況)	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	43	318,670	59	367,77	15	316,347	△44	△51,426
競争入札	39	295,724	55	344,827	14	312,074	△41	△32,753
企画競争、公募等	4	22,946	4	22,946	1	4,273	△3	△18,673
競争性のない随意契約	67	95,227	51	46,123	4	20,011	△47	△26,112
合計	110	41,397	110	41,89	19	336,358	△91	△77,538

【契約の競争性、透明性の確保】

・契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進したか。

・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。

【「随意契約見直し計画」に基づく取組の着実な実施】(再掲)

「随意契約見直し計画」に基づき、契約規則等を適切に定め、ウェブサイトで公表するとともに、平成 20 年度から引き続き、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。

なお、平成 24 年度の随意契約の件数は4件となっており、後納郵便料金や官報公告掲載料等の真にやむを得ないもののみとなっている。

【契約に係る規程類の整備及び運用状況】

・契約規則等は国に準じた内容で整備している。また、契約規則等をウェブサイト上で公開することによって、随意契約によることができる場合の基準額等第三者からも客観的に判断できるようにし、透明性の確保に努めて適切に運用した。

・公益法人等に対する会費の支出については、「文部科学省独立行政法人から公益法人等に対する会計支出基準について(通知)」(平成 24 年 4 月 5 日付け、24 文科総第 4 号)を踏まえ、平成 24 年 5 月に「公益法人等に対する会費支出基準」を制定し、同規定に基づいて対応した。

契約の競争性、透明性は確保されていることは評価できる。

随意契約を平成 23 年度の 6 件から 4 件に減少させるなど、「随意契約見直し計画」に基づいて、着実に実施していることは評価できる。(再掲)

契約に関わる執行体制、審査体制、内部監査の組織的取組は適切である。

機構が「公益法人等に対する会費支出基準」を制定し、同規定に基づいて対応していることは評価できる。

<p>・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。</p> <p>・内部監査、第三者（監事等）及び契約監視委員会により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行ったか。</p> <p>・一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施したか。</p>	<p>【執行体制】 物品調達及び役務に関する契約事務手続については係長1名、係員2名の3名体制、工事に関する契約事務手続については係長1名の体制で予定価格調書の作成や入札執行手続等を行っている。一般競争入札を行う場合は、予定価格調書を作成し、入札実施伺いを起案し、管理部長まで決裁を実施している。入札実施後は契約締結伺いを起案し、管理部長まで決裁の上、契約を締結している。なお、入札執行にあたっては、会計課長を入札執行者とし、立会者に監査係長を指名し、実施している。</p> <p>【審査体制】 会計課内の審査として、発注前に会計課長、課長補佐が価格審査だけでなく、仕様書等の内容についても確認を行い、必要に応じて関係部署へヒアリングをするなど、内容の確認・修正を適切に行った上で決裁・承認を行った。 また、会計課長、管理部長の決裁・承認後は、管理部から独立した組織である監査室が全ての伝票について監査を行っている。</p> <p>【内部監査】 ・ 内部監査を平成25年3月5日、6日の2日間実施し、契約手続や資産の管理状況、科学研究費全般について点検した結果、大きな指摘は無かった。</p> <p>【監事監査】 ・ 監事監査では、平成24年6月22日に、平成23事業年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書の監査を実施した。また、内部監査における指摘事項の対応状況、内部統制状況、予算執行状況については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会等の諸会議に出席並びに監査室からの状況報告により、随時、監査を実施し、特段の指摘事項がないことが確認された。</p> <p>【競争性・透明性の確保】 企画競争、公募を行う場合については、文部科学省作成の「公募・企画競争に係る手続等に関する標準マニュアル」に基づき、審査基準を事前にウェブサイトへ掲載するなど、競争性・透明性が十分確保される方法により実施している。 一者応札・応募への対策については、ウェブサイトで公開している改善方で掲げた仕様書の明瞭化、公告期間の見直し、準備期間の拡大等の一者応札・応募改善への取組を着実に実施した。</p>	<p>監査室がすべての契約事務手続の監査を行うなど審査体制が整備されており、適切に運用されていることは評価できる。</p> <p>問題が生じやすい複雑な契約はなく、適切な審査体制となっており、評価できる。</p> <p>内部監査を適切に実施し、特に問題のない結果となっており、適切なチェックを行ったと言える。</p> <p>監事監査においても、適切なプロセスを経て、結果として特段の指摘事項が無かったことについても、適切なチェックが行われていると言える。</p> <p>入札に関する競争性・透明性の確保の取組が確実に実施されていることは評価できる。また、事業者アンケートにより、入札参加条件の緩和や手事前提出書類の見直しを行っており、入札参加機会の拡大に努め</p>
--	--	---

・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

また、平成 24 年度は平成 22 年度から実施している事業者に対するアンケート調査を引き続き実施し、回答データの蓄積を進めるとともに、調査結果を踏まえた入札参加条件の緩和や、事前提出書類の見直し、入札説明書の郵送等、入札参加希望者の負担軽減により、入札参加機会の確保と拡大を図った。

【契約監視委員会の審議状況】

契約監視委員会では、競争性のない随意契約と、一者応札・応募の案件を中心に、前期分(平成 24 年4月から9月までの契約締結分)5件の点検を、平成 24 年 12 月7日に実施した。また、平成 25 年3月 19 日に、後期分(平成 24 年 10 月から平成 25 年2月までの契約締結分)のうち、該当する 4 件を対象として、契約手続に関する問題の有無、予定価格の算定方法の適正性について、契約書類に基づき、契約担当部署にヒアリングを行い、点検を実施した結果、適正に処理されていることを確認された。

【一者応札・応募の状況】

	①平成 20 年度実績		②平成 24 年度実績		①と②の比較増減	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	43	318,670	15	316,347	△28	△2,323
うち、一者応札・応募となった契約	26	210,859	7	56,665	△19	△154,194
一般競争契約	24	199,071	7	56,665	△17	△142,406
指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争	1	8,600	0	0	△1	△8,600
公募	0	0	0	0	0	0
不落随意契約	1	3,188	0	0	△1	△3,188

【原因、改善方策】

一者応札・応募への対策については、その改善方策をとりまとめるとともに、ウェブサイトで公開し、改善に努めた。具体的には、①入札公告をウェブサイト調達情報のページに記載すること、②文部科学省ウェブサイトの調達情報のページと機構ウェブサイトの調達情報のページを相互にリンクして情

ていることは評価できる。

契約監視委員会において、随意契約や一者応札案件について、契約書類に基づき点検がなされており、適切に運用されている。

一者応札の状況について点検し、随意契約が 6 件(23 年度)から 4 件(24 年度)に、一社応札が 26 件(20 年度)から 7 件(24 年度)に減少しており、改善を図っていることは評価できる。

一者応札への対策として公告期間を法定より長く設定するという工夫するなど様々な対策を実施していることは評価できる。

<p>・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。</p> <p>【関連法人】</p> <p>・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。</p>	<p>報提供に努めること、③複数業者からの応札がされるように業務内容(仕様書)に関して、新規に参入する者にもわかりやすいよう、簡潔・明瞭な記述となるように配慮すること、④応札者が入札の準備期間を十分とれるよう、公告期間を出来る限り長く設定すること、⑤個々の業務内容を勘案し、契約締結から業務開始までは可能な限り準備期間を多く取れるような日程を設定することに努めた。</p> <p>また、平成 22 年度から適切な契約の実施に資することを目的として、入札説明書の交付時に事業者に対して、入札への参加・不参加(不参加の場合はその理由)や改善策等についてのアンケート用紙を配布し、回答データの蓄積を進めており、平成 23 年度に得られた結果から、応札者の負担軽減のため提出書類の見直しを行い、平成 24 年度は入札関係書類の郵送を一部認め、入札者が参加しやすい環境整備に努めた。</p> <p>【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】</p> <p>国の競争参加資格と同様に、契約内容に応じて必要な資格を応札条件として定めている。</p> <p>【再委託の有無と適切性】</p> <p>財務会計システムの保守について再委託をしているが、当契約は相手方が著作権を所持しソース公開を行っておらず他の業者との競争性がないことについて、当該相手から証明書及び他機関の同システム保守の実績の照会を行うことにより確認した上で契約している。</p> <p>【関連法人の有無】</p> <p>該当なし(関連法人はない。)</p>	<p>財務会計システムの保守について再委託をしているが、他の業者との競争性がないので、適切と評価できる。また、他機関の同システム保守の実績の照会を行うことは、契約の競争性、透明性の観点から評価できる。</p>
---	--	--

【(中項目) I-5】 5 情報セキュリティ対策		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		-			
		H21	H22	H23	H24
		-	-	-	-
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P9			
評価基準	実績	分析・評価			
・情報セキュリティポリシーを改訂した上で、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルの構築及び連絡体制の整備を行ったか。	・「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえた情報セキュリティポリシーの改訂を行うため、政府の統一管理基準、技術基準に基づき精査し検討を行い、情報セキュリティ委員会、企画調整会議の審議を経て情報セキュリティポリシーの改訂を行った。また、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルの構築及び連絡体制の整備を行った。 ・情報セキュリティポリシーの啓発を図るとともに、情報セキュリティセミナーや研修を利用し、IT人材の養成を行った。 ・不正アクセス、ウイルス対策等の監視を強化し、個人情報や機密情報のセキュリティ対策について検討を行った。	政府方針を踏まえて、情報セキュリティポリシーの改訂を行い、情報セキュリティ対策に係る PDCA サイクルの構築及び連絡体制を整備したことは評価できる。			

【(中項目) I-6】 6 内部統制		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>機構長のリーダーシップのもと、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッション、機構に与えられた目的・目標を効果的かつ効率的に達成するため、次の取組を行う。</p> <p>① 機構のミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の把握・対応</p> <p>② 組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底</p> <p>③ 監査の実施</p> <p>④ 予算の戦略的な配分と執行管理</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		-	-	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P10~P14			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>① 機構のミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の把握・対応</p> <p>【ミッション等達成を阻害する要因の把握・対応】</p> <p>・機構のすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行うとともに、機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握・対応に努めたか。</p>	<p>【平成 24 年度の業務の実績に係る自己点検・評価】</p> <p>平成 23 年度の業務の実績について、監事 2 人を含む自己点検・評価委員会(平成 24 年 5 月 29 日)において自己点検・評価を実施し、企画調整会議(平成 24 年 6 月 12 日)、運営委員会(平成 24 年 6 月 19 日)、評議員会(平成 24 年 6 月 22 日)での審議を経て『平成 23 事業年度業務実績報告書』としてとりまとめ、文部科学省へ提出するとともに、ウェブサイトにて公表した。</p> <p>なお、文部科学省独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の業務実績評価において、第 2 期の中期計画の達成に向かって業務は順調に進んでいるとの評価結果が得られた。</p> <p>【機構全体での業務の進行管理】</p> <p>平成 24 年 11 月 20 日及び平成 25 年 2 月 26 日開催の自己点検・評価委員会において、平成 24 事業年度計画に掲げる業務の進捗状況や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)等への対応状況について自己点検・評価を実施するとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の業務実績評価における指摘事項等への対応方針について検討を行い、業務等の機構全体での適切な進行管理に努めた。</p> <p>なお、最終的な自己点検・評価結果については、企画調整会議等の場を通じて各担当部署へフィードバックし、機構長のリーダーシップの下、さらなる業務等の改善を図っている。</p> <p>【自己点検・評価結果を踏まえた平成 25 年度事業計画の策定】</p> <p>平成 25 年 2 月 26 日開催の自己点検・評価委員会において、各業務に係る平成 25 年度以降の課題や展望、平成 24 事業年度計画に掲げる業務の進捗状況や文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<p>自己点検・評価に関し、平成 23 年度実績の評価を基に、独立行政法人評価委員会等の方針を踏まえ、適切な進行管理に努めたことは評価できる。</p>			

	<p>からの指摘事項等への対応状況を踏まえ、平成 25 年度以降の業務へどのように反映させるかについて整理・分析して平成 25 事業年度計画(案)を策定し、機構長の意向を反映させた上で、企画調整会議(平成 25 年3月 12 日)、運営委員会(平成 25 年3月 18 日)、評議員会(平成 25 年3月 25 日)の審議を経て、平成 25 事業年度計画を策定し、平成 25 年3月 27 日付で文部科学大臣へ届け出た。</p> <p>【機構のミッション等の達成状況を阻害する要因(リスク)の把握・対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)を把握するため、平成 24 年2月に制定した危機管理規則に掲げる8つのリスク(「災害等」、「施設」、「業務」、「情報」、「不祥事・犯罪」、「健康」、「傷害・事故等」、「雇用」)への対応状況の整理・把握を行った。 ・ その上で、平成 24 年度については、機構としてとりわけ対応の充実が必要と考えられる「災害等に関するリスク」及び「情報に関するリスク」に特化して、重点的にリスク対策を講じていくこととした。 ・ 「災害等に関するリスク」については、東日本大震災の経験を踏まえて平成 24 年2月に策定した「防災マニュアル」等の運用状況の確認を通じて、震災等に起因するリスクへの対応状況を把握し、新たな対策を講じた。まず、災害等により機構が保有する重要データが消失した場合における業務継続性の確保のための「保有データ遠隔地バックアップ」対策のため、関東圏外の大学にデータを保管することとし、平成 25 年4月に試行運用できるよう、準備を行った。次に、災害発生時に迅速に役職員の安否確認を行うための「一斉自動送信メール」の導入に向けて、平成 25 年3月中旬より試行運用を開始した。同年4月より本格運用を開始する予定である。 ・ 「情報に関するリスク」への対応については、「個人情報の漏えい」と「情報セキュリティポリシーの改訂等」の2つの取組に分けて実施することとした。 <p>「個人情報の漏えい」のリスクに対する取組として、平成 23 年12月に策定した「個人情報保護ガイドライン」が職員にどの程度認知されているかを確認するため、全職員を対象にアンケートを実施し、企画調整会議(平成 25 年3月 12 日)にて、集計結果を報告した。アンケート調査の結果において、関係法令等が制定されていることや、基本的な用語の定義等については、概ね認知されているが、一方で、機構における保有個人情報の管理体制・プロセスや、「個人情報保護ガイドライン」において規定されているクラス分類、並びにその分類に応じた移転・保管・廃棄の方法については、まだ認知度が低いことが判明した。今後、アンケート結果を参考にしつつ、講習会等を実施する予定である。</p> <p>また、「情報セキュリティポリシーの改訂等」については、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、政府機関統一の基準の下に情報セキュリティ対策を推進するために、平成 14 年に策定した現行の情報セキュリティポリシーの改訂を行い、併せて情報セキュリティ対策に係るP DCAサイクルの構築及び緊急時の連絡体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、リスクの把握・対応に係る検討の進捗状況については、内部統制の強化の観点から、機構 	<p>リスクの把握のため、8つのリスクへの対応状況の整理・把握を行い、平成 24 年度はとりわけ「災害等に関するリスク」及び「情報に関するリスク」に特化し、それぞれに対策を講じており、着実にリスクの把握・対応が行われていることは評価できる。</p> <p>個人情報の漏えいのリスク管理および情報セキュリティポリシー改定等についても着実に進展させていることは評価できる。</p>
--	---	--

<p>・その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。</p> <p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備) ・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】 ・業務運営に関しても、機構長のリーダーシップの元で、効果的、効率的、内部統制の取れた運営がなされており、今後も継続して欲しい。</p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等) ・法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。</p> <p>※政策評価・独立行政法人評価委</p>	<p>長を議長とする企画調整会議へ随時報告し、機構長のリーダーシップの下でその取組を進めるほか、随時、監事へ説明し、監事からアドバイスを得つつ遂行している。</p> <p>【未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】 これまで中期目標・計画の未達成項目はないが、未達成項目があった場合には、自己点検・評価委員会において、業務の担当部署の意見を踏まえて未達成要因の把握・分析を行い、次期計画へ反映させる等の対応を行うこととしている。</p> <p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議(機構長、理事、監事、部課長以下各部各課室の担当係長、教員を参集)を月例で開催し、事業の実施状況の報告による情報共有、管理運営方針の周知徹底を図っている。 ・ 機構長を補佐し、機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理するため、理事2名を置いている。 ・ 予算の概算要求にあたっては、機構長が全部署に対して予算ヒアリングを実施し、当該予算の必要性を各部署から聴取の上、機構長の構想を概算要求の内容へ直接的に反映させている。特に、機構長のリーダーシップの下、予算を戦略的・機動的に配分するため、機構長裁量経費を確保し、平成 24 年度については、第2期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況等についての外部検証の実施等、戦略的・機動的な予算執行を行った。 ・ 機構の教員及び幹部職員の人事については、機構長が個別に理事等と相談の上、決定している。また、その他の人事については、全部署の意向をとりまとめ、調整の上、機構長の構想を踏まえ決定している。 <p>【組織にとって重要な情報等についての把握状況】 機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議(機構長、理事、監事、部課長以下各部各課室の担当係長、教員を参集)を月例で開催した。</p> <p>同会議において、年俸制職員制度(「特定有期雇用職員制度(仮称)」を名称変更)の新設、学術情報リポジトリの管理・運用、機構のミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の把握・対応、諸外国の質保証機関との覚書の更新や各種委員会委員等の選考に係る協議を行ったほか、認証評価等に関する説明会等の実施状況や申請状況、学位授与申請に係る試験実施状況、「キャンパス・アジア」モニタリングの実施に向けた取組の進捗状況等の報告による情報共有、海外出張報告を通じた諸外国の質保証機関の状況把握を行った。また、我が国の厳しい財政事情及び東日本大震災に対処す</p>	<p>未達成項目はないものの、未達成項目が生じた場合の対応も想定されている。</p> <p>機構長を議長とする企画調整会議で事業の実施状況に関する情報共有、管理運営方針の周知徹底を継続して図っており、組織としての環境整備としてはかなり定着してきている。引き続き企画調整会議を活かした運営が望まれる。また、人事決定等の組織運営上のリーダーシップを機構長が発揮できる仕組みとなっていることが評価できる。</p> <p>機構全体として、効率的、円滑な運営のための組織は整備され、適切に運用されていることは評価できる。</p>
--	---	---

<p>員会からの示された重点事項(平成 24 年度業務実績評価において特に留意すべき評価の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市況の変化、利用者への人的被害、施設の損壊等、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価を行っているか。 <p>(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長は、内部統制の現状を的 	<p>るため国家公務員の給与減額支給措置がとられたことを踏まえ、機構においても国家公務員に準じた扱いとすることについて役職員の理解を求めた。</p> <p>これらにより、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図った。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】</p> <p>機構長が議長として月例で開催している企画調整会議の場において、事業の実施状況の報告等を踏まえ、組織の管理・運営及び円滑な業務遂行等に影響を及ぼす可能性のある重要な課題の把握に努めている。また、企画調整会議の下に設置された自己点検・評価委員会において、年度計画の進捗状況について定期的に調査を実施し、中期計画もしくは年度計画の達成を阻害する可能性のある重要な課題の把握に努めている。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の管理・運営及び円滑な業務遂行等に影響を及ぼす可能性のある重要な課題に対しては、機構長が議長として月例で開催している企画調整会議の場において、機構長と役職員の間での意見交換等を通じて、課題への対応策を検討するほか、必要に応じて同会議の下にプロジェクトチーム等を編成し、課題の解決にあたっている。 ・ 自己点検・評価委員会における年度計画の進捗状況についての調査の結果、中期目標・計画の達成を阻害する可能性がある重要な課題がみられた場合には、同委員会において課題の解決策の検討を行うとともに、次年度計画の策定にあたっての検討へ活かしている。 ・ 大学等評価事業については評価対象校や評価担当者に対し、学位授与事業については学位取得者に対し、業務の検証のためのアンケート調査を実施し、その結果により課題を把握し、業務の改善に役立てている。 ・ 平成 24 年2月に制定した危機管理規則に掲げる8つのリスク(「災害等」、「施設」、「業務」、「情報」、「不祥事・犯罪」、「健康」、「傷害・事故等」、「雇用」)への対応状況の整理・把握を行い、その上で、平成 24 年度については、機構としてとりわけ対応の充実が必要と考えられる「災害等に関するリスク」及び「情報に関するリスク」に特化して、重点的にリスク対策を講じた。 <p>【内部統制のリスクの把握状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構長は、監事との意見交換及び「監査結果報告書」により、機構内における関係法令等の遵守状況、年度計画の進捗状況、予算の執行状況等の報告を受け、内部統制の現状を的確に把握して 	<p>重要な課題に対応する機能として、月例の企画調整会議が有り、そこで、機構長と役職員の間で重要な課題に対する対応策の検討や必要に応じてプロジェクトチームを編成する体制が整備されていることは評価できる。</p> <p>機構の業務運営上の信頼を損ねるリスクに関し、アンケート調査などからのフィードバック情報を適切に活かし、また、機構として、とりわけ対応の充実が必要と考えられる「災害等に関するリスク」及び「情報に関するリスク」に特化してリスク対策を講じたことは評価できる。</p> <p>内部統制リスクについて、「監事監査規則」、「内部監査規則」を新たに定め、リスク</p>
--	---	--

<p>確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。</p> <p>※政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・内部統制の更なる充実・強化を図る必要があるため、①組織にとって重要な情報の把握、②法人のミッションの役職員に対する周知徹底、③リスクの洗い出し、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応が必要。</p>	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の業務の適切かつ効率的な運営並びに会計経理の適正を期するため「監事監査規則」を、予算執行及び会計処理の適正を期するため「内部監査規則」を定めて監査を実施し、内部統制のリスクを把握している。 ・ それらの状況を把握した上で、企画調整会議を通じて役員及び教職員に対応を指示するとともに、自己点検・評価委員会による定期的な進捗状況調査や、4半期毎の予算執行モニタリング調査等、よりの確な現状把握を行っている。 <p>【内部統制のリスクが有る場合、その対応計画の作成・実行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構長が議長として月例で開催している企画調整会議の場において、機構長と役職員の間での意見交換を通じて、組織内部の状況等を的確に把握し、内部統制のリスクの軽減を図っている。 ・ 企画調整会議の下に設置された自己点検・評価委員会において、年度計画の進捗状況について定期的に調査を実施し、中期計画もしくは年度計画の達成を阻害する可能性のあるリスクの軽減に努めている。 ・ 予算の執行状況について、4半期毎にモニタリング調査を実施し、適正かつ柔軟な予算管理に努めている。 ・ 機構における保有個人情報の管理について、個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めた「保有個人情報管理規則」の他、個人情報を含むデータ等を業務上の必要から機構外へ持ち出す場合の情報の漏えいを防止するため、平成 23 年 12 月に「個人情報保護ガイドライン」を定めて全職員に配付し、より一層、適切な保有個人情報の管理に努めている。 ・ 機構における組織的又は個人的な法令違反行為等に対する通報又は相談の適正な処理を行うため、「公益通報取扱規則」を定めている。 ・ 研究活動に係る不正行為の防止及び対応を行うため、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」及び「公的研究費不正防止計画」を定めるとともに、不正行為防止委員会を設置している。 ・ セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のため、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」及び「苦情相談への対応に関する指針」を定めるとともに、セクシャル・ハラスメント防止委員会を設置している。また、職員に対し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについての研修を実施し、公正な職場環境の確保、職員の利益の保護及び職務の能率の発揮を図っている。 ・ 大学等認証評価事業において、評価実務担当部署とは異なる部署で、評価実施年度の翌年度にアンケート調査による業務の検証を実施している。 	<p>軽減に努めている。</p> <p>機構長が議長である企画調整会議の場を中心として、役職員へのツシヨンの浸透などが確認されており、適切に運営されている。</p> <p>予算の執行状況モニタリングや、保有個人情報の管理、研究費の不正防止、セクシュアル・ハラスメントの防止等、多方面のリスクを捉え、的確に対応計画を実行している。</p>
--	--	--

<p>② 組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底 (法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 ・本機構の職員に対して、機構の管理・運営方針の周知徹底や情報の共有が図れたか。 <p>② 監査の実施</p> <p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事と連携の上、内部監査を行ったか。 ・さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施したか。 ・内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化したか。 	<p>【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況】</p> <p>機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議(機構長、理事、監事、部課長以下各部各課室の担当係長、教員を参集)を月例で開催しており、この場において、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図った。</p> <p>【監査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査については、「独立行政法人大学評価・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務並びに予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、内部監査(科学研究費を含む)を、平成25年3月5日、6日の2日間実施した結果、大きな指摘は無かった。 ・監事監査については、「独立行政法人大学評価・学位授与機構監事監査規則」及び「監事監査計画」に基づき、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、平成23事業年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を、平成24年6月22日に実施した。 ・契約(随意契約の見直し状況)については、契約監視委員会での指摘事項の対応状況と前期分(平成24年4月から9月までの契約締結分)の一者応札・応募の案件について、平成24年12月7日に5件の点検を実施し、平成25年3月19日には、後期分(平成24年10月から平成25年2月までの契約締結分)のうち、該当する4件を対象として、契約手続に関する問題の有無、予定価格の算定方法の適正性について、契約書類に基づき、契約担当部署にヒアリングを行い、点検を実施した結果、適正に処理されていることを確認した。また、平成24年度運営費交付金執行状況等については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会等の諸会議に出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監事監査を実施し、監査機能の充実を図った。 ・平成23年度より、監査法人との監査契約締結(平成25年度までの複数年契約)により、内部統制のより強化を図ることで、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。 	<p>企画調整会議を活用して、機構にとって重要な情報の把握・共有を図ってきており、今後も取組を継続していくことが望まれる。</p> <p>随意契約の見直しについても、確実に点検・ヒアリングをおこない、適正に処理がされていることを確認している。運営費交付金の執行状況についても企画調整会議等の場に参加し、会議の場で意見聴取する等、監事と連携して監査機能の充実を図っていることは評価できる。</p>
--	--	---

<p>・監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。</p> <p>・監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・内部統制については、監事監査、企画調整会議等を通じて、現状を的確に把握し、対応しているが、監事が非常勤であり、<u>日常業務を第三者の視点で随時チェック可能な体制とは言い難く、今後そのための取組の一層の充実が望まれる。</u>（項目別評価）</p> <p>・監事は独自のスタッフを持っていないので、法人の内部監査部門と</p>	<p>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】</p> <p>監事監査における業務に関する監査として、運営委員会、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等の諸会議に出席し、中期計画・年度計画の進捗状況に関する定期的な監査（執行状況確認）を実施し、業務実施の指示系統が遺漏なく動いているかなどについて確認するとともに、随時、助言を行っている。</p> <p>更に、法人の長のマネジメントに留意した監査の充実を図るため、監事が年度ごとに特定したテーマを決めて実施する業務監査を、平成 24 年度より実施している。初めて実施した今年度は、内部統制の体制の検証を行うため、機構の主たる事業のうち、学位授与事業の業務遂行上の改善点の洗い出しと、機構のミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の把握と対応について、業務監査を実施し、監事の視点で助言を行った。</p> <p>また、機構長がリーダーシップを発揮できる環境整備になっているか確認するため、役員との懇談を3回実施した。</p> <p>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】</p> <p>監事監査における業務に関する監査として、運営委員会、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等の諸会議に出席し、監事の立場から機構の業務運営における進捗状況を確認するとともに、その都度、意見を述べている。</p> <p>また、平成 24 年度より実施した業務監査では、監事監査実施後、監事が作成した監査結果報告書を監査室員がとりまとめ、機構長や理事に報告した後、機構内職員に周知させるため、企画調整会議の場において、監事より報告している。</p> <p>会計に関する監査については、財務諸表、事業報告書及び決算報告書についての監査を実施するとともに、会計監査人による監査結果の報告並びに説明を受け、会計処理の適正性を確認し、機構長へ報告した。</p> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】</p> <p>運営委員会、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等の諸会議への出席を通して、監事の意見に対する対応状況を確認するとともに、随時、機構長等役員に対して意見を述べている。</p> <p>また、監事監査の一環として、平成 24 年3月 13 日の企画調整会議にて報告がなされた内部監査における監査結果報告について、監事の視点から把握し、適正に対応していることを確認している。</p> <p>【監事による内部統制強化に向けた取組み】</p> <p>内部統制の強化に向けて、監事は会計監査人とのディスカッションを平成 24 年 12 月 11 日に実施するとともに、適宜、監査担当部署間とも意見交換をしながら、それぞれ相互に情報の共有に努め</p>	<p>監事は評議員会、運営委員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会への出席を通じ、法人の長のマネジメントに関する監査や監事意見への対応状況把握などを適切に実施している。</p> <p>法人の長のマネジメントに留意した監査の充実を図る目的で、監事が年度ごとに、特定のテーマを決めて、業務監査を行うことにしたことが評価できる。</p> <p>監事結果報告については、企画調整会議等の場で監事から直接報告されている。役員と監事のコミュニケーションも随時行っていることは評価できる。</p> <p>監事は評議員会、運営委員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会への出席を通じ、法人の長のマネジメントに関する監査や監事意見への対応状況把握などを適切に実施している。</p> <p>会計監査人や監査担当部署との意見交換・情報共有に努め、協力体制を構築して</p>
--	--	--

<p>の協力体制を整備することが求められる。(項目別評価)</p> <p>※政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・今後の評価においては、監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。</p> <p>③ 予算の戦略的な配分と執行管理</p> <p>【予算の戦略的な配分と執行管理】</p> <p>・戦略的・機動的に予算を配分するため、機構長等役員が各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保したか。</p> <p>・また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努めたか。</p>	<p>た。監事は、これまでに役員との懇談を3回実施しており、更なるチェック体制の強化に努めるとともに、業務監査の準備として、監査対象課に対し、当該業務についての説明を受けるとともに、意見交換を併せて実施した。</p> <p>【監事からの直接意見聴取等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査の内、会計監査として財務諸表等に対する意見聴取を、平成 24 年 6 月 22 日に実施した。 ・ 内部統制の強化に向けて、監事は会計監査人とのディスカッションを平成 24 年 12 月 11 日に実施するとともに、適宜、監査担当部署間とも意見交換をしながら、それぞれ相互に情報の共有に努めた。 ・ 監事は、これまでに役員との懇談を3回実施しており、更なるチェック体制の強化に努めた。 ・ 監事は、業務監査の準備として、監査対象課に対し、当該業務についての説明を受けるとともに、意見交換を併せて実施した。 <p>【予算の戦略的な配分と執行管理】</p> <p>概算要求前の平成 24 年 7 月 11 日、12 日に役員が各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算要求を行った。特に、機構長のリーダーシップの下、予算を戦略的・機動的に配分するため、機構長裁量経費を確保し、平成 24 年度については、第 2 期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況等についての外部検証の実施等、戦略的・機動的な予算執行を行った。</p> <p>予算が業務別に計画どおり執行されているかについて四半期毎にモニタリングを行い、第 2、第 3 四半期のモニタリング結果に基づき、機動的に予算の再配分を行うなど、効率的な執行に努めた。</p>	<p>いることは評価できる。</p> <p>監事と法人役員が直接コミュニケーションを行い、チェック体制の強化がなされるなど、引き続き取組に期待したい。</p> <p>四半期ごとに予算の執行状況をモニタリングして、随時予算の再配分を実施するという、機動的な執行管理を行っていることは評価できる。</p>
--	--	--

【(大項目)Ⅱ】	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)Ⅱ-1】	1 総合的事項	【評定】 A			
【(小項目)Ⅱ-1-1】	(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行う。評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P16～P18			
<p>【インプット指標】</p> <p>※決算額及び従事人員数については、会議開催のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、インプット指標は記載できない。</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、次の組織を運営するために必要な大学関係者及び学識経験者等の参画を得たか。</p> <p>・評議員会</p>	<p>【大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営】</p> <p>機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学機関別認証評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等の諸会議について、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等、各方面の有識者等の参画を得て運営した。(外部有識者構成比率 95%程度)</p> <p>これらの組織では、業務・事業の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。</p> <p>【評議員会】</p> <p>機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織し、平成 24 年度は、平成 24 年6月 22 日、平成 25 年3月 25 日に評議員会を</p>	<p>機構の業務運営に関する重要事項の審議機関の外部有識者構成比率が昨年の89%程度から今年は 95%に上昇するなど、幅広く外部の意見を反映するなどの機能が整えられていることは評価される。</p>			

・運営委員会

開催し、平成 23 事業年度に係る業務実績報告書、平成 23 事業年度財務諸表、外部検証委員会委員の選考、平成 25 事業年度計画、平成 25 事業年度予算、評価事業及び学位授与事業に関する各種委員会委員の選考等、機構の業務運営に関する重要事項について審議を行った。

また、評価事業及び学位授与事業等の実施状況や「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年1月 20 日閣議決定)等の政府による独立行政法人改革の状況の報告及び機構の外部検証の結果報告を行い、今後の機構の業務運営に関する意見を得た。

	H22	H23	H24
会議開催回(回)	2	4	2
委員数(人)	20	20	20
うち外部有識者数(人)	2	20	20

【運営委員会】

機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織し、平成 24 年度は、平成 24 年6月 19 日、9月 24 日及び12月 18 日、平成 25 年3月 18 日に運営委員会を開催し、評議員会との調整を図りつつ、平成 23 事業年度に係る業務実績報告書、平成 23 事業年度財務諸表等に関する審議のほか、退職手当規則の改正、機構教員の選考、年俸制職員制度の新設、平成 25 事業年度計画、平成 25 事業年度予算、各種委員会委員等の選考等の審議を行った。

また、評価事業及び学位授与事業等の実施状況や「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年1月 20 日閣議決定)等の政府による独立行政法人改革の状況の報告及び機構の外部検証の結果報告を行い、今後の機構の業務運営に関する意見を得た。

	H22	H23	H24
会議開催回数(回)	4	4	4
委員数(人)	21	20	21
うち外部有識者数(人)	17	16	16

【大学等機関別認証評価委員会】

- ・大学機関別認証評価委員会
- ・高等専門学校機関別認証評価委員会

大学等の教育研究水準の向上に資するため、平成 23 年度に引き続き、大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について、評価を行う評価事業の実施体制を整備した。

当該委員会において、大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価）について審議を行い、認証評価等に関する基本的事項及び個別の評価を実施した。

・大学機関別認証評価委員会

	H22	H23	H24
会議開催回数(回)	3	3	3
委員数(人)	26	26	28
うち外部有識者数(人)	23	23	25

・高等専門学校機関別認証評価委員会

	H22	H23	H24
会議開催回数(回)	3	3	3
委員数(人)	17	17	18
うち外部有識者数(人)	15	14	15

【法科大学院認証評価委員会】

大学等の教育研究水準の向上に資するため、平成 23 年度に引き続き、法科大学院認証評価委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について、評価を行う評価事業の実施体制を整備した。

当該委員会において、法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育活動状況についての評価（法科大学院認証評価）について審議を行うとともに、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を実施した。

	H22	H3	H24
会議開催回数(回)	4	3	3
委員数(人)	27	27	27
うち外部有識者数(人)	27	27	27

- ・法科大学院認証評価委員会

【国立大学教育研究評価委員会】

・国立大学教育研究評価委員会

大学等の教育研究の質の向上に資するため、平成 23 年度に引き続き、国立大学教育研究評価委員会を設置した。当該委員会において、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価に関する事項について審議を行い、評価の基本方針である「評価実施要項」を決定した。続いて、法人から提出を求める業務実績報告書に係る、実績報告書作成要領(案)、及び、評価者の評価手順に係る、評価作業マニュアルの見直しの方向性についての審議を行い、実績報告書作成要領(案)を了承した。実績報告書作成要領(案)については、平成 25 年3月にパブリックコメントを実施した。

	H22	H23	H24
会議開催回数(回)	3	4	3
委員数(人)	29	15	15
うち外部有識者数(人)	29	15	15

【学位審査会】

機構が行う学位の授与に係る審査を行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て、学位審査会を設置した。さらに、その下に、分野別に審査を行うため 52 の専門委員会及び部会を設置し、国公立大学の教員等で学識経験のある者延べ 403 人(うち 45 人は臨時委員)を専門委員に委嘱した。

	H22	H23	H24
会議開催回数(回)	5	5	5
委員数(人)	20	20	20
うち外部有識者数(人)	14	14	14

・学位審査会

【(小項目)Ⅱ-1-(2)】	(2) 自己点検・評価の実施	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>毎年度、自己点検・評価委員会において、すべての業務・事業に対して自己点検・評価を行う。</p> <p>さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部検証委員会において、平成21年度から平成23年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P19~P22			
【インプット指標】					
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	
会議開催回数(回)					
自己点検・評価委員会	3	3	3	4	
決算額(百万円)	—	—	—	—	
従事人員数(人)	—	—	—	—	
<p>※決算額及び従事人員数については、専従職員がおらず当該評価項目に対応した区分をしていないため、算出が困難であることから、会議開催数を記載。</p>					
評価基準	実績			分析・評価	
<p>・自己点検・評価委員会を開催し、すべての業務・事業に対して自己点検・評価を実施し、業務実績報告書を作成・公表したか。</p>	<p>【平成24年度の業務の実績に係る自己点検・評価】</p> <p>平成23年度の業務の実績について、監事2人を含む自己点検・評価委員会(平成24年5月29日)において自己点検・評価を実施し、企画調整会議(平成24年6月12日)、運営委員会(平成24年6月19日)、評議員会(平成24年6月22日)での審議を経て『平成23事業年度業務実績報告書』としてとりまとめ、文部科学省へ提出するとともに、ウェブサイトにて公表した。</p> <p>なお、文部科学省独立行政法人評価委員会による平成23年度の業務実績評価において、第2期中期計画の達成に向かって業務は順調に進んでいるとの評価結果が得られた。</p> <p>【機構全体での業務の進行管理】</p> <p>平成24年11月20日、平成25年2月26日開催の自己点検・評価委員</p>			<p>継続的に自主的に自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会、運営委員会、評議員会等の審議を経て、業務の進捗状況を点検、課題の把握に努め、機構全体で自己点検・評価に基づく業務の適正な実施につとめるなどの対応が的確になされていることは評価できる。</p> <p>法人外部の有識者で構成される外部検証委員会を設置してから、継続してその提言を受け、今後の法人の方向等に反映させようとしてきており、今後も継続してほしい。</p>	

<p>・次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部検証委員会において、平成21年度から平成23年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図ったか。</p>	<p>会において、平成24事業年度計画に掲げる業務の進捗状況や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等への対応状況について自己点検・評価を実施するとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会による平成23年度の業務実績評価における指摘事項等への対応方針を検討し、平成24事業年度計画に掲げる業務等の平成25年1月末現在の進捗状況の自己点検・評価を行い、業務等の機構全体での適切な進行管理に努めた。</p> <p>【次期中期目標期間に向けた外部検証の実施】</p> <p>第2期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況について検証を行うとともに、次期中期目標期間における業務の在り方の検討に資することを目的として、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に、評価業務、学位授与業務、国際連携業務それぞれの有効性・適切性を検証するため、「評価に関する外部検証委員会」、「学位授与に関する外部検証委員会」並びに「国際連携に関する外部検証委員会」の3つの小委員会を組織した。</p> <p>外部検証の実施にあたっては、教員及び事務職員の協働組織である研究企画室において実施方針案を検討し、自己点検・評価委員会(平成24年8月27日)において、平成21年度から平成23年度に係る業務の実績に関する自己評価並びに次期中期目標期間に向けた展開と課題を自己評価書としてとりまとめ、当該自己評価書を基に外部検証委員が機構からのヒアリング等も踏まえて、検証、評定及び提言を行うこととした。</p> <p>平成24年9月6日開催の外部検証委員会において外部検証の実施方法等について審議した後、9月から12月にかけて、3つの小委員会をそれぞれ2回ずつ開催し、各小委員会における検証等の結果の原案がとりまとめられた。</p> <p>また、「国際連携に関する外部検証委員会」に参画する海外の質保証機関関係の委員(英国、米国、マレーシア)に対しては、国際的な視点による検証を行うことを目的に、平成24年10月から12月にかけて、各委員を個別に訪問し、機構が行った自己評価や今後の方向性等についての検証意見を伺った。その後、各委員から検証結果に関するレポートの提出を受けた。</p> <p>平成25年3月13日開催の外部検証委員会において、各小委員会にお</p>	<p>機構が作成した事項評価書を基に外部検証委員が機構からのヒアリング等も踏まえて、検証、評定及び提言を行い、適切に外部検証を実施している。</p>
---	--	--

ける検証等の結果の原案及び海外の質保証機関関係の委員から提出されたレポート等を踏まえて外部検証結果が確定した。平成 25 年4月に「外部検証報告書」として公表する予定である。

・自己点検・評価委員会

	H22	H23	H24
会議開催回数(回)	3	3	4

【(中項目)Ⅱ-2】	2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価	【評定】 A			
【(小項目)Ⅱ-2-①】	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動に関する評価	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う。</p> <p>○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価</p> <p>① 国立大学評価委員会からの要請に基づいて、平成20年度に実施した国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価について、多面的な調査を行うこと等により検証する。</p> <p>② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行うとともに、当該評価確定後の検証を行い次期評価に向けた評価方法の改善につなげるための検討を行う。</p>					
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P24～P25			
【インプット指標】					
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	
決算額百万円)	125	167	119	97	
従事人員数(人)	13.9(0)	19.3(0)	9.0(0)	8.0(1.0)	
※決算額については、一般管理費は除く。					
※従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員					
については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤					
職員数を外数()書きで表記。)					
なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。					
評価基準	実績			分析・評価	
<p>・第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用法人の教育研究の状況の評価について、評価実施要項(案)に関するパブリックコメントの意見を検討し、評価実施要項を決定したか。</p> <p>・その評価実施要項について、法人への説明会を実施したか。</p>	<p>【第2期中期目標期間の評価に係る評価実施要項の決定】</p> <p>第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価について、評価実施要項(案)に関するパブリックコメントの意見を検討し、6月19日に開催した国立大学教育研究評価委員会において評価実施要項を決定した。また、決定に先立ち、評価実施要項(案)を、5月28日開催の文部科学省国立大学法人評価委員会ワーキンググループへ報告した。</p> <p>評価実施要項の決定後、7月27日に大阪で、8月3日に東京で、法人に対し評価実施要項等についての説明会を実施した。</p>			<p>第2期中期目標期間の国立大学法人等の教育研究の状況の評価について、評価実施要項(案)に関するパブリックコメントの意見を検討し、適切に決定したことは評価できる。また、その評価実施要項について、説明会を開催して適切に法人へ説明していることは評価できる。</p>	

<p>・第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価において、法人から提出を求める実績報告書について、第1期中期目標期間の評価に係る検証結果等を踏まえて検討したか。</p> <p>・標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組を行っているか。</p> <p>・業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組を行っているか。</p> <p>・受益者負担の妥当性・合理性があるか。</p> <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)</p> <p>【国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価】</p> <p>・運営体制の見直し(人員減)等により事業費を縮減する。</p>	<p>【第2期中期目標期間の評価に係る実績報告書作成要領(案)の検討及びパブリックコメントの実施】</p> <p>第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価の、実績報告書作成要領(案)に係る事項について、第1期の検証結果等を基に検討した。</p> <p>上記と併せて評価作業マニュアル(案)に係る事項について検証結果等を基に検討を開始した。また、法人から提出を求める業務実績報告書に係る、実績報告書作成要領(案)、及び、評価者の評価手順に係る、評価作業マニュアルの見直しの方向性についての審議を行い、実績報告書作成要領(案)を了承した。実績報告書作成要領(案)については、平成25年3月にパブリックコメントを実施した。</p> <p>【利用者の利便性向上及び業務の効率化のための取組状況】</p> <p>第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価の検討にあたっては、第1期の検証結果等を踏まえ、「暫定評価」の廃止、訪問調査のヒアリングへの変更、現況分析における分析項目や観点の簡素化、認証評価の結果等を活用可能とする等、業務の効率化を図っている。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>該当なし。(手数料等は徴収していない。)</p> <p>【運営体制の見直し等による事業費の縮減】</p> <p>業務の効率化、人員削減等の実施・運営体制の見直しにより、事業費の縮減を行うこととし、平成24年度予算に反映し、これに基づき予算執行を行った。(平成23年度予算67,512千円→平成24年度予算61,243千円[対前年度比△6,269千円、△9.3%])</p>	<p>利用者の利便性向上や行効率化については、適切に他応している。</p> <p>業務の効率化等の見直しにより、対前年度予算対比で9.3%の事業費の縮減を実現できたことは評価できる。</p>
---	---	---

<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学位授与、認証評価及び国立大学法人の教育研究に関する評価について、その基礎となる調査研究、データの蓄積、情報発信等を国際的な活動を含め、一層積極的に実施することが望まれる。</u>（全体評価） <p>※政策評価・独立行政法人評価委員会「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」（二次評価における重点事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。 ・業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。 ・受益者負担の妥当性・合理性について、負担額やコストとの関連性等を明らかにした上で評価を行っているか。 	<p>【国立大学法人評価に関するデータの蓄積、情報発信等】</p> <p>国立大学法人の教育研究に関する評価については、法人の個性の伸長のために、法人から提出されるデータや資料等を蓄積し、比較検討が可能な資料を提供することや、また、「大学ポートレート(仮称)」等を活用しつつ、評価結果をわかりやすく公表することなどにより、積極的な情報発信等を一層進めるための検討を行っている。</p>	<p>国立大学法人の教育研究に関する評価を公表すること等によって、積極的な情報発信をしようとしていることは評価できる。大学ポートレート構築のための準備を整え、わかりやすい評価結果の公表にむけての検討を着実にすすめていることは評価されるが、本格実施に向け、事務局体制構築の準備の一層のスピードアップを望みたい。</p>
---	--	--

【(中項目)Ⅱ-3】	3 学位授与	【評定】 A											
【(小項目)Ⅱ-3-1】	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	【評定】 A											
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】													
学位授与と事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施と、そのために必要な検討を遅滞なく行うことを前提として、次の業務を行う。													
なお、学位授与業務については効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することの実現を図る。													
また、学位授与と基準の検討等の周辺業務の実施についても効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進める。													
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について													
① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を適切な方法で行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。また、不合格者に対しては、不合格の理由を明らかにするなど、今後の学修に資するよう配慮する。													
② 申請等に関しては、事業の円滑な実施等に十分配慮しつつ、利便性の一層の向上を図る。													
③ 短期大学及び高等専門学校専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす専攻科については認定する。													
④ 上記③により認定された専攻科における教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持しているかという観点で、原則として7年ごと(認定後、最初は5年)に審査を行う。													
<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>						H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24										
A	A	A	A										
実績報告書等 参照箇所													
業務実績報告書 P28～P42													

【インプット指標】

(中期目標期間)		H21	H22	H23	H24
決算額 (百万円)	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	—	—	90	272
	(2) 庁大学校修了者に対する学位授与	—	—	31	30
	合計	330	337	320	302
従事人員数 (人)	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	—	—	16.1(4.7)	16.9(5.3)
	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	—	—	2.3(0.4)	2.1(0.7)
	合計	1.4(68)	19.4(8)	18.4(5.0)	19.0(6.0)

※平成21年度及び平成22年度決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため

算出が困難であることから評価項目Ⅱ-3(学位授与)の決算額を記載。なお、一般管理費は除く。
 ※平成21年度及び平成22年度従事人員数については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから、評価項目Ⅱ-3(学位授与)に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)
 なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。
 ※単位未満四捨五入のため、合計において合致しないことがある。

評価基準	実績	分析・評価
<p>・当該年度2回(4月期と10月期)の申請受付を実施したか。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及び学修成果の提出を求め、修得単位の審査の基準を満たしているか、学修成果が学士の水準に達しているか、さらに学修成果の内容が申請者の学力として定着しているかについて審査の上、総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知したか。判定の結果、学士としての水準を有していると認められる者に対しては学位を授与したか。</p>	<p>【単位積み上げ型による学士の学位授与】 短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、以下のとおり申請の受付、審査を行った。</p> <p>① 申請の受付 4月期は平成24年4月1日から4月7日まで申請の受付を行った。なお、電子申請のデータ入力については、申請者の利便を考慮して平成24年3月15日から開始した。 10月期は平成24年10月1日から10月7日まで申請の受付を行った。 なお、電子申請のデータ入力については、申請者の利便を考慮して平成24年9月15日から開始した。</p> <p>② 修得単位の審査 専門委員会及び部会において、専攻の区分ごとに、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを判定した。</p> <p>③ 「小論文試験又は面接試験」 申請者が提出した学修成果(レポート・作品等)に基づいて、4月期申請は平成24年6月に試験を実施した。また、10月期申請は平成24年12月に試験を実施した。</p> <p>④ 学修成果・試験の審査 専門委員会及び部会において、専攻の区分ごとに、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか(学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか)を判定した。</p> <p>⑤ 合否判定</p>	<p>短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型による学位授与事業は適確に実施されていると評価される。</p>

<p>・不合格者に対して、必要に応じ、不合格理由をより詳細に通知するなど、透明性・客観性に配慮しつつ審査を行ったか。</p> <p>・我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本機構が定める専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直し、整備したか。</p> <p>・申請者の意見を踏まえた「新しい学士への途」の改訂や、申請方法の電子化の推進、試験会場の増設など、申請者にとっての利便性の向上に資する方策について、事業の円滑な実施と業務の効率化とのバランスを</p>	<p>各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、4月期は平成24年8月22日に学位審査会を開催し、可否の判定を行った。また、10月期は平成25年2月13日に学位審査会を開催し、可否の判定を行った。</p> <p>以上を経て、4月期は申請者394人のうち合格と判定された320人に対して平成24年9月末までに学位を授与した。10月期は申請者2,512人のうち合格と判定された2,406人に対して平成25年3月末までに学位を授与した。</p> <p>【不合格者に対する配慮】</p> <p>不合格者に対しては、どのような理由で「不可」となったのかを通知している。4月期については、このうち「学修成果のテーマの設定が適切でない」又は「学修成果の内容が水準に達していない」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対しては、不可の理由が明確となるよう「学修成果書き直しのための留意事項」を通知した。</p> <p>なお、既定の「学修成果書き直しのための留意事項」の通知では意図が伝わらないと考えられる不合格者には、より詳細な文章を通知した。また、不合格者に対して具体的な理由を文章で通知すべく、試行的に、個々の不合格者に対するコメントの案を実際に作成するなどして検討を行った。この試行を踏まえ、10月期は、実際に学修成果・試験の結果が不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に不可判定の理由を具体的に通知する不可判定の理由通知文を作成し、通知した。</p> <p>【専攻の区分及び修得単位の審査の基準等の見直し】</p> <p>学問の進展や大学における教育の実施状況等を踏まえ、新たな専攻の区分の設置を検討するために、調査研究協力者会議を開催し、新たに柔道整復学の分野に対応する専攻の区分の必要性や名称等についての検討結果を得、平成25年3月14日開催の学位審査会で了承を得た。</p> <p>【「新しい学士への途」の改正】</p> <p>機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組み、学修方法、申請の手順等を解説した「新しい学士への途」を必要に応じて改訂し、印刷媒体で配布するとともに、ウェブサイトにPDFファイルで掲載して、自由に閲覧やダウンロードができるようにした。また、資料請求への対応を業務委託する</p>	<p>これまで、不合格者に対して、個々に理由書を作成して通知するなど、きめ細かな対応を行ってきており、一定の成果が認められる。今後とも、不合格理由が明確である通知や配慮の行き届いた指導の保証等、不合格者に対する更なる配慮を期待したい。</p> <p>専攻の区分及び修得単位の審査の基準等の見直しは適切に行われている。</p> <p>機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組み、学修方法、申し込みの手順等を解説した「新しい学士への途」はウェブ上で自由に閲覧やダウンロードができるようにするなどITへの対応が着実に整備されていることは評価される。</p>
--	---	---

<p>踏まえつつ検討し、必要なものから実施したか。</p> <p>・身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備するなど、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じたか。</p> <p>・短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかなどの観点で審査を行い、年度内に当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知したか。</p>	<p>ことにより、機構の業務の効率化を図った。</p> <p>【申請方法の電子化の推進】 電子申請の利用の推進を図り、平成 24 年 4 月期の利用率は 45.9%となり、平成 22 年 4 月期の 42.2%に対して増加した。(平成 23 年 4 月期は計画停電のため、電子申請は中止)また、平成 24 年 10 月期についても、利用率は 56.2%となり、平成 23 年 10 月期の 53.3%に対して増加した。</p> <p>【審査の円滑化を図る方法の検討】 平成 23 年 1 月 31 日の中央教育審議会の答申(「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」)を受け、認定専攻科修了見込みの申請者の特性に応じた審査の円滑化を図る方策として、修得単位の基準の厳格化等、将来的な審査の円滑化に向けて、具体的な検討を始めた。</p> <p>【学位記の機関送付】 合格者への学位記の送付について、申請者及びその在学機関の利便性の向上のため、在学機関を通じて受け取ることができる機関送付を申請者が選択できるようにし、4 月期は 3 人、10 月期は 1,191 人について在学機関に学位記を送付した。</p> <p>【身体に障害のある申請者等に対する特別措置】 10 月期試験において、受験上の特別措置を希望した者 1 人に対して、試験室、試験時間の別設定等の受験上の特別措置を実施した。</p> <p>【認定審査】 平成 25 年度からの認定を希望する短期大学の専攻科に対して、以下のとおり審査を行った。</p> <p>① 申請の受付 平成 24 年 9 月末までに短期大学 4 専攻(3 校)から認定の申出を受け付けた。</p>	<p>電子申請の利用により、申請者及び機構の双方にメリットが生じることは評価できる。申請件数が着実に増加していることは評価できる。</p> <p>身体に障害のある申請者への対応については、今後増加することも踏まえて、対応についてのマニュアルを整備するなどが早急に期待される。</p> <p>短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申請は適切に実施されている。</p>
---	---	--

<p>・既に認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準を維持していることを担保するために、当該年度の審査対象専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求めたか。</p>	<p>② 教員組織及び教育課程等の審査 平成 24 年 11 月に開催した専門委員会及び部会において、授業科目担当教員が大学設置基準に定める教員に相当する資格を有しているか、教育課程が大学教育に相当する水準を有しているかなどを審査した。</p> <p>③ 補正審査 審査の結果、補正が必要と判定された専攻科については、書類の差し替えを求め、平成 25 年1月に開催した専門委員会及び部会において補正部分の審査を行った。</p> <p>④ 認定の可否の決定及び通知 各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 25 年2月 13 日に開催した学位審査会において短期大学4専攻(3校)を「可」と判定し、平成 25 年2月 13 日付で専攻科の設置者に可否を通知した。</p> <p>【認定専攻科における教育の実施状況等の審査】 審査対象専攻科に対して、以下のとおり審査を行った。</p> <p>① 書類の受理 平成 24 年5月 31 日までに、短期大学 16 専攻(13 校)及び高等専門学校 16 専攻(7校)から書類を受理した。</p> <p>② 教員組織及び教育課程等の審査 平成 24 年 11 月に開催した専門委員会及び部会において、授業科目担当教員が大学設置基準に定める教員に相当する資格を有しているか、教育課程が大学教育に相当する水準を有しているかなどを審査した。</p> <p>③ 補正審査 審査の結果、補正が必要と判定された専攻科については、書類の差し替えを求め、平成 25 年1月に開催した専門委員会及び部会において補正部分の審査を行った。</p> <p>④ 適否の決定及び通知 各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 25 年2月 13 日に開催した学位審査会において短期大学 16 専攻(13 校)及び高等専門学校 16 専攻(7校)を「適」と判定し、平成 25 年2月 13 日付で専攻科の設置者に結果を通知した。</p>	<p>すでに認定を受けた専攻科の質を維持するために審査を実施し、意見を通知することは、教育水準の維持につながり、評価できる。</p>
--	---	--

<p>・専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供したか。</p> <p>・申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者を審査委員に委嘱し審査組織を整備したか。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図ったか。</p> <p>・学士の学位授与業務の改善等に資することを目的として、学位取得者等に対するアンケート調査を実施したか。</p>	<p>また、審査対象専攻科に対して、適否の通知と併せて、専門委員及び部会からの教員や教育課程に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。</p> <p>【認定申出等の審査関係書類の電子媒体による提供等】 専攻科の書類作成作業の労力を軽減するため、注意事項や記入例を掲載した「書類作成の手引」を作成し、認定申出に関する手引については平成 24 年 4 月末にウェブサイトに掲載した。また、教育の実施状況等の審査に関する手引については、「書類作成に関する Q&A」とともに平成 24 年 9 月末にウェブサイトに掲載した。</p> <p>【審査組織の整備及び審査委員の負担軽減】 学士の学位授与に係る審査や専攻科の認定等に係る審査等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者 20 人を学位審査会委員に委嘱した。さらに、その下に、分野別に審査を行うため 52 の専門委員会及び部会を設置し、国公私立大学の教員等で学識経験のある者延べ 403 人（うち 45 人は臨時委員）を専門委員に委嘱した。 申請者が多い部会については臨時専門委員を委嘱するなど、委員の負担の軽減を図った。</p> <p>【アンケートの実施】 今後の学位授与業務の改善の参考とするため、学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を学位取得者に学位記を送付する際に同封し実施した。4 月期には 320 人に送付し 274 人から回答を得、また、10 月期は学位取得者 2,406 人に調査票を同封した。なお、10 月期については年度末に発送のため、回答は翌年度となる。（平成 23 年度は、2,453 人に送付し 1,550 人から回答を得た。） このアンケート調査の結果は、機構内の関係者で共有し、業務改善の参考とするとともに、「新しい学士への途」の記載の改善等に活用した。 なお、平成 25 年度においても、引き続きアンケート調査を実施し、さらなる改善を図る予定である。</p>	<p>認定申し出等の審査関係書類の電子媒体による提供は適切に実施されている。</p> <p>多数の専門委員を確保するとともに、申請者が多い部会については臨時専門委員を委嘱するなど、審査委員の負担の軽減を図ったことは評価できる。</p> <p>業務の改善に向けて、学位取得者へのアンケートを実施し、「新しい学士への途」の記載に役立てる等、確実に継続的な改善に向けての努力が実施されている。</p>
--	--	---

<p>・ 標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組を行っているか。</p> <p>・ 業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組を行っているか。</p> <p>・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。</p>	<p>【利用者の利便性向上及び業務の効率化のための取組状況】</p> <p>官報に公示している機構の規則により4月期と10月期の申請及び申請の受付から6月以内に学位を授与することとされ、学位授与申請案内の「新しい学士への途」においてこのことを明記している。また、申請を受け付けてからは、学位審査会を開催し、その結果を受け、6月以内に学士の学位授与を行っている。また、学位授与を行うまでの6月間においては、申請書類の受付・整理、申請者から提出された学修成果を基に個別の小論文試験の作題、試験の実施、単位審査・試験結果の判定のための学位審査会の開催等、一連の業務の中で、専門委員の負担等を考慮してスケジュールを決定しており、妥当な処理日数と考えている。</p> <p>なお、手続きの電子化及び利用者の利便性の向上については、前掲のとおり、電子申請による受付、学位記の機関送付、業務改善のためのアンケート調査を実施するとともに、認定専攻科修了見込みの申請者の特性に応じた審査の円滑化を図る方法の検討に着手しているところである。</p> <p>業務の効率化については、業務の質を平準化・維持する作業マニュアルの整備等により適確に業務を実施するとともに、申請書類のチェック、データの入力等において、短期派遣職員の活用等を行っている。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>単位積み上げ型については、約3割程度を審査手数料により申請者が負担し、残りを国費の投入により賄っている状況である。</p> <p>一般的に手数料は、当該サービスに係る物件費及び人件費の実費相当分について、受益者で負担することとされ、学位審査手数料についても、学位授与事業に係る経費(管理運営等経費、事業実施経費、人件費)を予想申請者数で除して算出するものであるが、実際には積み上げ型の学位授与事業全体に係る経費すべてを手数料収入で賄うとした場合、少なくとも現在の審査手数料の3倍程度の額を設定する必要がある。</p> <p>これは、本機構において学士の学位授与申請を行う者は、短期大学、高等専門学校の専攻科で学ぶ現役の学生や、大学を中途退学し、その後大学の科目等履修生を活用して2年以上にわたり単位を積み上げてきた者などとなっており、これらの者は、申請の時点ですでに短期大学等で授業料を支払っていることから、手数料単価を高額とすれば、申請者に多大な費用負担を強いることとなるため、生涯学習を推進する観点から配慮を</p>	<p>学位授与申請案内の「新しい学士への途」においてあらかじめ固定のスケジュールについては周知されている。このスケジュールは申請受付や試験実施、審査会等の一連の業務を踏まえているものであり、適切な設定であると評価できる。</p> <p>また、電子申請等審査の円滑化に向けた検討も着手しており、作業マニュアルの整備も実施しており、今後の更なる効率化を期待する。</p> <p>機構に学位を申請する人達は、大学卒業以外の様々なルートで学習に励んだ人々であり、このような人々に学士の学位を授与することは社会的に大きな意義があることを考慮すると、国費を投入する価値のある事業であると評価でき、引き続き効果的な事業の実施を期待する。</p>
---	--	--

<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・<u>学位授与、認証評価及び国立大学法人の教育研究に関する評価について、その基礎となる調査研究、データの蓄積、情報発信等を国際的な活動を含め、一層積極的に実施することが望まれる。</u>(全体評価)</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・<u>学位授与事業、大学評価事業に関しては、業務内容を適確に実施しつつ、効率化されており、引き続き業務の質を維持しながら効率的に運営されることが期待される。</u>(再掲)</p> <p>※政策評価・独立行政法人評価委員会「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組につ</p>	<p>行っているものである。</p> <p>学位授与事業は、学校教育法の規定に基づき、国の教育政策の一環として実施しているものであり、当該事業を確実に実施し、推進していく観点から、現時点においては、学位審査手数料の対象は、学位授与の審査に直接必要となる経費(審査員への謝金等)とし、学位審査に直接必要となる経費以外の経費(人件費、管理費等)部分について国費で補てんするものとして、手数料単価を設定しているものである。</p> <p>申請者に多大な費用負担を強いることは、申請を控える原因となり、当該事業の確実な実施が危ぶまれるとともに、高等教育機会の多様性への対応や生涯学習社会の推進といった国の教育政策の推進の妨げとなるものとする。</p> <p>したがって、単位積み上げ型の学位授与事業について国費の投入はやむを得ないものとするものである。</p> <p>【学位授与に関するデータの蓄積、情報発信等】</p> <p>基礎資格別や専門分野別の申請者数や学位授与者数等のデータを着実に蓄積するとともに、ウェブサイトで機構の学位授与事業に関する情報に加えて、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」や「科目等履修生制度の開設大学一覧」等の情報を公開するなど、積極的な情報発信に努めた。</p> <p>【業務の見直し・効率化】</p> <p>学位授与事業について、業務内容を見直しつつ、繁忙期における短期派遣職員の活用等効率化を図り、業務の質を平準化・維持する作業マニュアルの整備等により適確に業務を実施した。</p>	<p>大学等で行われている学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供は、学位の取得を目指す学生に対する情報提供及び社会人の学位に関する関心を高めることに役立つ活動として評価される。</p>
--	--	--

<p>いて」(二次評価における重点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。 ・ 業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。 ・ 受益者負担の妥当性・合理性について、負担額やコストとの関連性等を明らかにした上で評価を行っているか。 <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 21 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学修の成果を公的に認める学位の趣旨を社会に認知させる活動など、機構の行う学位授与の幅広い定着化とそのための環境整備を継続的に行う必要がある。 	<p>【機構の学位授与定着化のための環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が授与する学位の趣旨について広く社会の理解を得るため、機構ウェブサイトにおいて、制度の趣旨、概要、Q&A 及び授与者数等のデータを提供している。また、学位授与申請案内(「新しい学士への途」)やパンフレット等の出版物については、申請者にとってより分かりやすい内容となるよう毎年度改訂し、ウェブサイトにおいてPDF形式で公開している。 ・ 大学、短期大学、高等専門学校及び生涯学習センター等の関係機関に加え、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、各都道府県の職業能力開発センターのキャリア形成支援窓口において、機構の学位授与制度を紹介するリーフレットを配布した。 ・ 機構の学位授与制度についての社会の認知を促進するため、制度を紹介するパンフレットを商工会議所及び全国高等学校長協会に学位授与制度を紹介するパンフレットを提供し、周知を依頼した。 	<p>機構が行う学位授与について、パンフレットの改訂やリーフレットの関係機関への配布等を通じて、幅広い定着化とそのための関係整備について、今後も継続して取り組んでいくことが求められる。</p>
--	---	--

【(小項目)Ⅱ-3-(2)】

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

【評定】

A

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 P44～P52

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

- ① 省庁大学校の課程の認定申請に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす課程については認定する。
- ② 上記①により認定された課程の教育の実施状況等について大学又は大学院と同等の水準を維持しているかという観点で、原則として5年ごとに審査を行う。
- ③ 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められるものに、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。

【インプット指標】

(中期標期間)		H21	H22	H23	H24
決算額 (百万円)	(1)単位積み上げ型による学士の学位授与	—	—	290	272
	(2)省庁大学修了者に対する学位	—	—	31	30
	合計	330	337	320	302
従事人員数 (人)	(1)単位積み上げ型による学の学位授与	—	—	16.1(4.7)	16.9(5.3)
	(2)省庁大学校修了者に対する学位与	—	—	2.3(0.4)	2.1(0.7)
	合計	19.4(6.8)	19.4(6.8)	18.4(5.0)	19.0(6.0)

※平成21年度及び平成22年度決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから評価項目Ⅱ-3(学位授与)の決算額を記載。なお、一般管理費は除く。

※平成21年度及び平成22年度従事人員数については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから、評価項目Ⅱ-3(学位授与)に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)

なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

※単位未満四捨五入のため、合計において合致しないことがある。

評価基準	実績	分析・評価
<p>・省庁大学校の課程の認定申出については、当該課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、年度内に当該課程の設置者に対して認定の可否を通知したか。</p> <p>・既に認定を受けた課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準を維持していることを担保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求めたか。</p>	<p>【省庁大学校の課程の認定】 平成 25 年度以降に認定申出を予定している省庁大学校からの電話や来構による問い合わせに対応した。</p> <p>【認定を受けた省庁大学校の課程における教育の実施状況等の審査】 海上保安大学校本科、気象大学校大学部及び職業能力開発総合大学校研究課程の計3課程の審査を実施した。 審査対象課程に対して、以下のとおり審査を行った。</p> <p>① 書類の受理 平成 24 年5月に、海上保安大学校本科、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校研究課程の書類を受理した。</p> <p>② 教員組織及び教育課程等の審査 平成 24 年7月に開催した専門委員会及び部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部又は大学院の修士課程に相当する水準を有しているかを審査した。</p> <p>③ 補正審査 審査の結果、補正が必要と判定された課程については、書類の差し替えを求め、平成 24 年 11 月に開催した専門委員会及び部会において補正部分の審査を行った。</p> <p>④ 適否の決定及び通知 各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 25 年2月 13 日に開催した学位審査会において「適」と判定し、平成 25 年2月 13 日付で所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。 また、審査対象課程に対して、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織や教育課程に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。</p>	<p>認定申出を予定している省庁大学校からの問い合わせに対して、適切に対応している。</p> <p>認定を受けた省庁大学校の課程における教育の実施状況等の審査は適切に実施されており、教育水準の維持に貢献していることは評価できる。</p>

・当該年度の省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して申請受付を実施したか。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学士の水準を有していると認められる者に学位を授与したか。また、修士及び博士については規則に定められた期間内に単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与したか。

【省庁大学校修了者に対する学位授与】

申請者の便宜等も考慮し、以下のとおり審査を実施した。

① 学士

平成 24 年 10 月に水産大学校本科の修了者4人から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、平成 24 年 11 月7日に開催した学位審査会において全員を合格と判定し学位を授与した。

また、平成 25 年3月に各大学校の課程修了者 993 人から申請を受け付け、審査終了後、3月中に学位を授与した。

② 修士

平成 24 年3月に申請を受け付けた4大学校5課程の修了者 68 人について、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、平成 24 年5月から6月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、平成 24 年8月 22 日に開催した学位審査会において 68 人を合格と判定し、学位を授与した。

また、平成 24 年 10 月に防衛大学校総合安全保障研究科を早期修了した1人から申請を受け付け、平成 25 年 2 月に論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、平成 25 年3月 14 日に開催した学位審査会において合格と判定し、学位を授与した。

さらに、平成 24 年 12 月に4大学校5課程の修了見込者 32 人から申請を受け付け、平成 25 年1月から2月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、平成 25 年3月 14 日に開催した学位審査会において、保留となった1人を除き、31人を合格と判定し、学位を授与した。

なお、保留となった1人については、継続して審査を行うこととされた。

③ 博士

平成 24 年3月に申請を受け付けた1大学校2課程の修了者 10 人について、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、平成 24 年5月から

省庁大学校修了者に対する学位授与は適切に実施されている。

<p>・課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供したか。</p> <p>・申請者に係る審査及び課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成する審査組織を整備したか。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図ったか。</p> <p>・標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組を行っているか。</p> <p>・業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組を行っているか。</p>	<p>6月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、平成 24 年8月 22 日に開催した学位審査会において全員を合格と判定し、博士の学位を授与した。</p> <p>また、平成 24 年 10 月に申請を受け付けた防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者 17 人について、平成 24 年 12 月に論文審査と面接による口頭試問を実施し、平成 25 年2月 13 日に開催した学位審査会において、保留となった1人を除き、16 人を合格と判定し、学位を授与した。</p> <p>なお、保留となった1人については、継続して審査を行うこととされた。</p> <p>【認定申出等の審査関係書類の電子媒体による提供等】</p> <p>大学の書類作成作業の労力を軽減するため、注意事項や記入例を掲載した「書類作成の手引」を作成し、認定申出に関する手引については平成 24 年4月末に、教育の実施状況等の審査に関する手引については平成 24 年9月末にウェブサイトに掲載した。</p> <p>【審査組織の整備及び審査委員の負担軽減】</p> <p>学士、修士及び博士の学位授与に係る審査や課程の認定等に係る審査等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者 20 人を学位審査会委員に委嘱した。さらに、その下に、分野別に審査を行うため 52 の専門委員会及び部会を設置し、国公立大学の教員等で学識経験のある者 403 人(うち 45 人は臨時委員)を専門委員に委嘱した。</p> <p>修士及び博士の審査にあたっては、平成 23 年度に引き続き、研究開発部の教員の関与を積極的に進めて審査委員の負担軽減を図った。</p> <p>【利用者の利便性向上及び業務の効率化のための取組状況】</p> <p>省庁大学校修了者に対する学位授与については、官報に公示している機構の規則により、学士の学位授与については申請後1月以内に、修士及び博士の学位授与については申請後 6 月以内に学位を授与することとされ、関係大学にその旨を周知している。また、申請を受け付けてからは、学位審査会を予定どおり開催し、その結果を受け、学位授与を行っている。また、学士の学位授与を行うまでの1月間においては、申請書類の受付・整理、修士及び博士の学位授与を行うまでの6月間においては、専</p>	<p>認定申し出等の審査関係書類の電子媒体による提供は適切に実施されている。</p> <p>修士及び博士の審査にあたっては、多数の専門委員を確保するとともに審査委員の負担軽減のため、研究開発部の教員の関与を積極的に進めたことは評価されるが、審査委員の負担軽減に向けて、一層の効率化を期待する。</p> <p>官報に公示している機構の規則により、スケジュールについては関係大学に周知されている。このスケジュールは申請受付や口頭試問、審査会等の一連の業務を踏まえているものであり、適切に設定したものであると認められる。また、作業マニュアルの整備により業務の効率化を図っているが、今後更なる効率化を目指してマニュアルの整備以外の方策についても、模索することが期待される。</p>
--	--	--

<p>・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。</p> <p>・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」を踏まえ、省庁大学の課程修了者に対する学位授与について、審査体制等の見直しにより事業費の収支均衡を図ったか。</p> <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)の法人別指摘事項への対応</p>	<p>門委員による提出論文に対する個別の口頭試問の実施、結果の判定のための学位審査会の開催等、一連の業務の中で、専門委員の負担等を考慮してスケジュールを決定しており、妥当な処理日数と考えている。</p> <p>なお、手続きの電子化については、省庁大学校において、申請の取りまとめを行っているため、個人からの電子申請による受付は行っていないが、利用者の利便性の向上については、学位記の機関送付を行っている。</p> <p>業務の効率化については、業務の質を平準化・維持する作業マニュアルの整備等により適確に業務を実施するとともに、申請書類のチェック、データの入力等において、短期派遣職員の活用等を行っている。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>省庁大学校課程修了者に対する学位授与については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「省庁大学校課程修了者に対する学位授与については国費を投入しないこと」とされたことから、平成23年度において、審査体制・謝金単価等を見直すとともに、業務の効率化に努め、事業費用と学位審査手数料収入の収支均衡を図った。</p> <p>平成24年度においても、引き続き、業務の効率化に努めつつ、収支均衡を達成した。</p> <p>【事業費用と学位審査手数料の収支均衡の達成】</p> <p>省庁大学校課程修了者に対する学位授与については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「省庁大学校課程修了者に対する学位授与については国費を投入しないこと」とされたことから、平成23年度において、審査体制・謝金単価等を見直すとともに、業務の効率化に努め、事業費用と学位審査手数料収入の収支均衡を図った。</p> <p>平成24年度においても、引き続き、業務の効率化に努めつつ、収支均衡を達成した。</p>	<p>審査体制・謝金単価等を見直すとともに、業務の効率化に努め、事業費用と学位審査手数料収入の収支均衡を図り、それを達成したことは評価できる。</p> <p>省庁大学校課程修了者に国費を投入することなく収支均衡を実現したことは評価できる。</p>
---	--	---

【(中項目)Ⅱ-4】	4 調査及び研究	【評定】 A											
【(中項目)Ⅱ-4-1(1)】	(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	【評定】 A											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施する。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究</p> <p>① 大学評価システムの検証と開発に関する研究 これまでの大学評価の適切性や効果の検証を行うとともに、高等教育政策の進展による新たな評価(分野別評価等)の要請に対応した、我が国の新たな大学評価システムの開発に関する研究を行う。</p> <p>② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究 大学等の内部における評価及び質的向上の実態についての検証を行い、大学の教育研究や経営の質の向上に関する評価活動の在り方に関する研究を行う。</p> <p>③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究 大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析を行うとともに、評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究を行う。</p>		<table border="1" data-bbox="1585 368 2181 456"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p data-bbox="1585 456 2181 496">実績報告書等 参照箇所</p> <p data-bbox="1585 496 2181 831">業務実績報告書 P54～P68</p>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24										
A	A	A	A										
【インプット指標】													
(中期目標期間)		H21	H22	H23	H24								
決算額(百万円)		361	324	347	329								
従事人員数(人)		21.0(1.0)	19.0(1.0)	20.0(1.0)	19.0(2.0)								
<p>※決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の決算額を記載。なお、一般管理費は除く。</p> <p>※従事人員数については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)</p> <p>なお、当該人員は、評価項目Ⅱ-2(大学等の教育研究活動等の状況についての評価)、Ⅱ-3(学位授与)、Ⅱ-5(情報の収集、整理、提供)、Ⅱ-6(認証評価)及びⅡ-7(その他上記の業務に附帯する業務)の業務へも密接に関連している。</p>													
評価基準	実績	分析・評価											

<p>・高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るなど、さらなる調査研究機能の実質化を推進するとともに、教員の資質向上及び活性化は促進されたか。</p> <p>また、本機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織として設置された企画室において必要な検討を行ったか。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・<u>学位授与、認証評価及び国立大学法人の教育研究に関する評価について、その基礎となる調査研究、データの蓄積、情報発信等を国際的な活動を含め、一層積極的に実施することが望まれる。(全体評価)</u></p>	<p>【調査研究事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究事業の推進にあたって、その進捗を研究企画室において把握するため、研究企画室のもとで平成 24 年9月及び平成 25 年2月に調査研究実施状況報告会を開催し、今後の課題等広く意見交換を行った。なお、調査研究事業のマネジメント・サイクルの確立のために、本報告会には機構長も同席し、進捗状況及び今後の方針等に向けての指摘も行われた。 ・ また、調査研究の成果の、事業への反映や職員の情報共有及び活性化を目的とし、研究開発部研究会(平成 24 年7月)を開催した。研究会では「国立大学法人評価の検証」、及び「学位研究の 20 年」の発表を行い、約 50 人の教員及び事務職員が参加し広く意見交換を行った。 ・ さらに、本年度に実施した外部検証にあたっては調査研究活動の自己評価及び次期中期目標期間に向けての展開に関してとりまとめた。特に、今後、学位と評価の国際通用性の確保に向けた調査研究を提案した。 <p>【企画室における検討】</p> <p>機構における評価事業・学位授与事業に関わる調査研究に迅速かつ適切に対応するため、理事の下に設置した教員及び事務職員による協働組織である企画室において、各事業に係る諸課題の把握や諸外国における質保証に関する必要な調査等について検討を行った。</p> <p>なお、各企画室における主な議事等は以下のとおり。</p> <p>《研究企画室》開催回数 24 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部検証委員会について ・平成 24 年度調査研究マネジメントについて ・海外派遣研究の実施について ・平成 25 年度における調査研究事業について <p>《国際連携企画室》開催回数 11 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の質保証に関する情報収集、訪問調査、国際会議発表等について ・国際連携に係るアクションプランの策定について ・外部検証委員会の調査研究等に係る海外委員の所見への対応について 	<p>研究企画室で調査研究の実施状況を把握し、今後の課題について意見交換を行ったことや、研究開発部研究会を開催し、多くの教職員が参加し、意見交換を行ったこと教員の活性化の一助となっていると思われる。</p> <p>各企画室においては、各事業の諸課題の把握に努め、適切に対応している。</p>
--	--	---

<p>・大学の個性の伸長に資するための新たな評価の開発に関する調査研究を行うとともに、認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動などに関する評価などの、過去に行った評価の検証に関する調査研究を適切に実施したか。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 21 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・大学評価に関する調査研究、実施においてリーダーシップをとって活動するとともに、評価対象の大学自体が変革期にある中で、評価の実施当たっては、現状の評価の軸となっている PDCA サイクルの評価のみで充分かどうかを吟味する必要がある。(全体評価)</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・認証評価に関し、教育／研究機能、学生の出口保証など優れたマネジメントを実施している大学／学部／研究科などを浮き彫りとするなど、各大学の特色ある教育研究に資するよう、評価のあり方について第 2 サイクルで検討することが望まれる。(全体評価)</p>	<p>《大学情報データベース企画室》開催回数4回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学ポートレート(仮称)準備委員会等の検討状況について ・大学ポートレート(仮称)構築業務について <p>【認証評価及び国立大学法人評価の検証】</p> <p>国立大学法人評価については、平成 20 年度に行った国立大学法人等の平成 16～19 年度の教育研究活動等の評価(いわゆる暫定評価)については平成 21 年度に、平成 22 年度に行った第 1 期中期目標期間の評価の確定(確定評価)については平成 23 年度に検証し、『国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価』に関する検証結果報告書』をとりまとめた。</p> <p>大学機関別認証評価については、第 1 サイクルについて、事業部(評価企画課)と協働し、検証アンケート及び評価結果報告書に基づいて検証を行い、その結果を『進化する大学機関別認証評価－第 1 サイクルの検証と第 2 サイクルにおける改善－』にとりまとめた。</p> <p>【認証評価の在り方に関する検討】</p> <p>第 1 サイクルでは、各大学の特色ある取組を「優れた点」として評価してきた。また、選択評価においては、研究活動の状況に関して達成状況の評価を行ってきた。第 2 サイクルの認証評価においては、学習成果等の観点を評価基準に盛り込むなど評価基準を改訂し、引き続き、「優れた点」を浮き彫りにするとともに、選択評価においては、これまでの「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」に加え、平成 25 年度から「教育の国際化の状況」の評価を行うこととし、その基礎的な枠組みを設計した。</p> <p>【新たな評価方法に関する研究】</p> <p>評価事業における選択評価C(教育の国際化)の評価手法・基準の検討に資するために昨年度末に実施した国公立大学を対象とした「大学の教育の国際化」に関するアンケート調査の集計・分析を行った。回答は 406 大学より得られており、基礎集計結果概要を作成して、平成 24 年 6 月に回答大学に送付した。また、分析内容を 6 月の日本高等教育学会において発表した。さらに、アンケート調査の分析結果をとりまとめた報告書を、平</p>	<p>第 1 サイクルの検証結果を第 2 サイクルにおける改善に反映させようとする試みは評価できる。</p> <p>認証評価の第 1 サイクルの検証を行い、第 2 サイクルへとつなげる道筋を構築し、平成 25 年度から「教育の国際化の状況」の評価を行うこととして、その基礎的な枠組みを設計したことは評価できる。</p> <p>教育の国際化に対応する評価の研究は重要であり、情報の収集、調査結果の学会発表等を実施したことは評価できる。教育の国際化の評価については、多くの国々でもすでに着手している。そうした各国の機関と連携しながら、教育の国際化について研究を実施することが望まれる。</p>
--	---	--

<p>・日中韓質保証機関協議会での合意に基づく国際共同プロジェクトを、組織横断的な体制のもとで適切に実施したか。</p> <p>・大学等の内部で行われる教育研究の評価・質向上の取組や計画策定方法に係る調査を行い、大学の教育研究や経営の質の向上に関する評価活動の在り方に関する研究を適切に実施したか。</p>	<p>成 24 年 12 月に作成して公表した。これらの集計結果は、選択評価Cでの水準判定のガイドライン(案)等で判断基準の指標作成のために用いられた。</p> <p>【「キャンパス・アジア」モニタリング手法の開発に関する研究】</p> <p>昨年度末に実施した国公立大学を対象とした「海外大学等との連携を伴う共同プログラム」に関するアンケート調査の分析を行った。回答は99プログラムより得られており、基礎集計結果概要を作成して、6月に回答大学に送付した。また、分析内容を6月の日本高等教育学会において発表した。調査で得られた質保証上の重要な観点や現状の分析結果を踏まえて、「キャンパス・アジア」プログラムのモニタリングの基準・優れた点を抽出する観点例、並びに段階判定基準を作成した。これらの基準や調査結果は、機構主催の「NIAD-UE 国際セミナー～質保証が支える東アジアの大学間交流～(平成 24 年 11 月 22 日開催)」や、第 15 回 OECD/Japan セミナー(平成 25 年 2 月 7 日)にて報告した。さらに、アンケート調査の分析結果をとりまとめた報告書を、平成 24 年 12 月に作成して公表した。</p> <p>【大学の内部質保証に関連した教員の活動に関する多角的な評価方法の研究】</p> <p>マイクロレベル／個人レベルの内部質保証の仕組みとしてのポートフォリオの有効性の検討及びワークショップの在り方の検討を行っている。平成 24 年 6 月 8 日に、アカデミック・ポートフォリオの可能性についての検討会を開催し、問題点を整理した。また、教員業績評価の一方法であるティーチング・ポートフォリオの有効な活用方法について国際学会で発表し(ICED、7 月 23 日～25 日タイ、バンコク)、実践としてポートフォリオについての研修会講師(4件)、ワークショップのスーパーバイザー、ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ(3件)を開催した。また、ポートフォリオの質保証のために、10 月 23 日にポートフォリオ導入機関の代表者により、ワークショップ基準の原案を作成した。</p> <p>また、ポートフォリオ作成者を対象にその継続的な効果について検証するためのフォローアップ調査を実施し、平成 25 年 3 月末までに 193 件のデータ収集を行った。来年度にデータ分析を行う予定である。さらに、ワークショップ基準公開を機に、導入機関相互の連携をたすけるネットワークを</p>	<p>キャンパス・アジアモニタリング手法は近年の国際連携が活発化するなかで、早急に求められる課題であるが、その課題に取り組んでいることは評価できる。さらなる発展を期待したい。</p> <p>大学の内部質保証のための評価支援ツールの開発は時機を得た研究成果であると評価されるが、多くの大学がこの評価支援ツールを使用できるような、環流の方法についての検討が早期に期待される。</p>
---	---	---

構築するため「ティーチング・ポートフォリオ・ネットワーク会議」を3月10日に開催し、併せてウェブサイトの改善を図った。研究成果について、2月15日にアメリカの学会で日本でのポートフォリオ導入に関する発表を行い、3月17日には京都大学教育研究フォーラムにおいて、アカデミック・ポートフォリオへの移行に関するラウンドテーブルセッションを開いた。

【大学の内部質保証力向上のための診断ツールに関する研究】

教授法の改善、演習用のテキスト開発を行った。すなわち、9月の研修、12月の神戸大学での導入の経験を踏まえ、研修による学習効果をあげるため、より細かく時間を区切った教授法に刷新した。また、演習用題材としては、多様な大学関係者でも取り組めるようにテーマを選定し、英語学習問題を抱える架空大学の事例を作成した。

平成25年2月8日に、機構開催の研修「自己評価力を高めるための目的・計画・指標の作り方」を学術総合センターで開催した。募集3週間で(平成24年12月)、定員50人を超える応募があった。参加者は、国立・公立・私立大学、執行役員、教員、中堅・若手職員まで多様であったことから、属性別に8グループ編成した。午前中は講義、午後はグループ演習というカリキュラムで終日に及ぶ研修であった。参加者アンケート結果は大変高い評価を得た。

また、大阪大学リーディング大学院担当教員向けにワークショップを行い(3月14日)、九州大学主催評価・IR研修では講義を行った(3月29日)。

【内部質保証システムの構造・人材・知識基盤の開発に関する研究】

内部質保証システムに必要な人材や参考となる知識基盤の在り方について検討を行うため、外部者を含む研究会を設置し、研究会を4回実施した。海外における「内部質保証システム」の概念や構成要素についての調査を進めるとともに、日本において教育のプログラム化と定期的点検を進めている2大学へのヒアリングを実施した(昨年までとあわせて通算6大学)。また、過去の認証評価結果における質保証システムの優良事例の分析を行った。

これらの調査結果を踏まえて、「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン(案)」を作成した。この内容を基にして、3月に「教育の内部質保証システム構築に関するセミナー」を開催し、大学の評価担当の理

前期から引き続いて大学の内部質保証力向上のための診断ツールである、教授法の改善、演習用のテキスト開発を行い、運用が開始されている。今後の更なる点を期待したい。

<p>・大学の教育研究活動に関するデータや情報に関してデータベース等による収集・公表や分析の方法、評価に用いるデータ・情報の分析の方法に係る調査研究を適切に実施したか。</p>	<p>事・副学長・教員等の 32 人の参加を得て、内部質保証の概念の共有を進めた。参加者アンケートでは、回答者の 100%から、今後の業務の参考になるセミナーであるという回答(5段階で4以上)を得た。</p> <p>【大学の教育研究活動に関するデータ・情報に関する調査研究】</p> <p>現在開発中である「大学ポートレート(仮称)」の設計・開発・運用に資する調査研究を継続して進めるとともに、既存のデータや評価において用いられたデータ・指標を用いた分析方法の検討を行った。</p> <p>データベース構築に関しては、大学・短大を対象とした学校基本調査の調査ファイル(XML)のアップロードシステム及びデータベースの開発を進展させ業務(大学基本情報に係るデータの提供)で活用するシステムを構築した。またこのデータベースを活用(検索、レポート作成)するためのシステム(Web API)を改良・発展させ、分析システム(BI システム)構築の検討を行った。さらにデータ分析を行う人材育成のための教育プログラムの検討を行った。また、標準的な財務データ構造を一般化させて教育活動等のデータ構造の提案及びデータの比較分析方法の検討を行った。これらの研究成果は先端知的システム・ソフトコンピューティング国際会議、及びXBRL 国際会議等において発表した。データ・指標の分析については、研究業績判定の根拠データの分析を進めており、科学技術指標に関する国際会議で報告を行った。</p> <p>今後、さらに大学ポートレート開発に資するよう分析方法についてより一般的な教育研究活動等のデータ構造の検討及び簡便で効果的な情報検索・提供方法、分析・視覚化方法とこれを活用する専門職育成についての研究開発を進める。また、研究業績判定データの電子化を進めており、提出業績の種類・指標や書誌計量的手法による判断可能範囲の検討を進めることとする。</p>	<p>データの公開をどの程度まで認め、各大学のIR(今後進展すると仮定して)部門が、そうした公開データを使って自大学の教育・研究の、組織改善に役立てるように分析するための利用方法に向けての検討が期待される。またそれにともなつての情報セキュリティ等についても継続的に確保する必要がある。</p> <p>大学ポートレートは、今後、更なる進化をとげ、国内のみならず国際的にも活用できるようになることを期待する。</p>
<p>・大学が行う学習成果の評価手法に関する調査研究を適切に実施したか。</p>	<p>【学習成果の評価手法に関する調査研究】</p> <p>学部で到達目標とする学習成果について、学部長を対象にヒアリング・分析を行った。その結果、到達目標とする学習成果を設定している大学は多くみられたが、設定した学習成果項目間の関係性や、全学教育・一般教養教育で到達目標とする学習成果との関係性を明確に回答できた学部は少数であった。一方で、育成目標とする人材像を詳細・明確に設定していた学部は、それらの関係性を明確に回答できた。さらに、それらの学部</p>	<p>学習アセスメントについての研究は、様々なところで実施されているが、機構ならではの独自性のある研究開発が期待される。</p>

<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の高等教育の国際競争力を充実するインフラ整備としての認証評価について、調査研究、情報発信、データの整理蓄積を着実に進めると共に海外の評価機関との交流を積極的に行うことが期待される。 	<p>は、目標とする学習成果を獲得するためのカリキュラムを効果的に編成し、全学教育・一般教養教育におけるカリキュラムとも効果的に連携が行われる傾向がみられた。これらの結果から、抽出した項目を反映した質問紙の検討を行い、全国の国公立大学を対象の質問紙調査への依頼を行った。質問紙調査の分析は翌年度行う予定である。</p> <p>また、昨年度に続けて、機構が行った機関別認証評価結果(第1サイクル)の情報を活用し高等教育機関の学習成果情報が検索できるエンジンの開発・修正を行った。</p> <p>【東日本大震災・大学貢献評価にかかる基礎情報に関する調査研究】</p> <p>報道データによるテキスト・マイニング分析を進めた。その結果、調査対象校 787 校のうち 473 校の取組が記事になっていることがわかり、全大学の5割以上の取組が報道されていることがわかった。また、その内容をみると、一般的なボランティア活動や募金活動等の取組よりも、大学の専門知識・技術を用いた活動(医療、防災・復興にかかる調査、政策提言)について、より頻度高く報道されていることがわかった。</p> <p>さらに、震災取組を行っているにもかかわらず報道されていない/少ない大学と報道頻度の高い大学について比較分析してみたが、前述と同じく、専門性の高い活動が頻度高く活動している。また、大学の規模や知名度が必ずしも報道頻度の要因ではないことも示唆されていた。</p> <p>【日本の高等教育の国際競争力の充実のためのインフラ整備に資する調査研究等及び海外の評価機関との交流】</p> <p>機構の国際連携活動の一環として、海外の評価機関ネットワークに加盟し、調査研究においても各国の評価機関との交流を進めてきている。これまでに、日本の大学評価の国際通用性を確保する視点から、大学評価の「メタ評価」について米国・オランダ・英国・欧州(協会)・韓国の海外調査を行った。また、国際的な質保証ネットワーク(INQAHE)やアジア太平洋質保証ネットワーク(APQN)の年次総会等に参加し、各国地域の質保証の動向や取組に関する情報交換や議論を行った。さらに、日中韓質保証機関協議会における「キャンパス・アジア」のモニタリング活動を継続し、両国</p>	<p>我が国は高等教育の国際競争力を高めることに資する研究においては後発ともいえ、海外の質保証機関や研究者あるいは他組織研究者との連携・協力を積極的、かつ早急に進めることを期待する。また、その研究成果を内外へ情報発信することで、日本の大学評価が国際的にも通用するものになり、日本の高等教育を代表する質保証機関としての機構のプレゼンス向上に期待したい。</p>
--	--	---

<p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)の法人別指摘事項への対応</p> <p>・引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p>	<p>の質保証機関(HEEC、KCUE)と具体的な協議を進めた。今後とも海外の質保証機関等との連携・協力については、覚書を締結した 10 機関を中心に訪問調査を行うなど、積極的に交流を図る。</p> <p>【効果的・効率的な調査研究の実施】</p> <p>調査研究機能の実質化のために、専任教員で構成する「研究開発部会議」を4回開催し、研究開発部の業務運営等を効果的に行った。また、研究開発部の評価研究担当教員と学位審査研究担当教員が共同で、以下の横断的な調査研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな評価手法及び「キャンパス・アジア」モニタリング手法の開発に関する研究 ○ 東日本大震災・大学貢献評価に係る基礎情報に関する研究 <p>また、研究開発部では、さらなる調査研究事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度調査研究実施状況報告会の開催 ○ 研究開発部研究会の開催 ○ 研究開発部会議の開催 ○ 国際連携企画室においてアクションプランの策定 ○ 外部検証に係る調査研究活動の自己評価 等 <p>を行った。</p> <p>さらに、「学術情報リポジトリ」を活用した情報の公表について、国立情報学研究所の提供する「共用リポジトリサービス」を利用して研究成果を公表することとし、平成 25 年3月に「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」を開設し、「大学評価・学位研究」の論文 89 本について公開を行った。</p>	<p>調査研究活動についての機構内での情報共有の更なる推進が期待される。</p>
--	---	--

<p>・教員の調査研究の環境が維持・改善されることが期待される。</p>	<p>【教員の調査研究の環境改善】</p> <p>機構の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織として「研究企画室」を設置している。平成 24 年度は調査研究のマネジメントサイクルを確立するため、「調査研究実施状況報告会」を平成 24 年9月と平成 25 年2月に開催し、各々の調査研究の内容及び進捗状況の発表し、意見交換を行った。加えて、「研究開発部研究会」を開催し、研究活動における教職員の資質の向上及び活性化を促進するほか、機構教職員で情報共有を行った。</p> <p>また、教員の研究環境については、平成 24 年7月に無線 LAN を導入したことで、研究活動の効率化を図った。</p> <p>さらに研究成果を広く発信する為に、これまでのウェブサイトでの公表に加えて、平成 24 年度より国立情報学研究所の提供する「共用リポジトリサービス」を利用して、平成 25 年3月に「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」を開設し研究成果のを公表を行った。</p>	<p>無線 LAN を導入して、研究活動の効率化を図って、調査研究の環境を改善したことは評価できる。</p>
--------------------------------------	--	--

【(小項目)Ⅱ-4-(2)】

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する調査研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究

機構の学位授与制度の現状及び社会的要請を継続的に把握するとともに、単位の累積加算に基づく学位授与という当機構に独自の業務の実施を通じて得られるデータを活用し、我が国の学位・単位制度の課題を実証的に研究する。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関する調査研究

学習形態、学習機会の多様化及び学生の流動化(国内外の機関間移動等)に対応した高等教育システムと、単位の互換や累積に基づく学位授与の在り方について研究する。

イ 多様な学習の成果の評価と単位の認定方法に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学における学習の成果との互換可能性の観点から評価し、学位につながる単位として認定する方法について研究する。

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 P70~P78

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24
決算額(百万円)	361	324	347	329
従事人員数(人)	21.0(1.0)	19.0(1.0)	20.0(1.0)	19.0(2.0)

※決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の決算額を記載。なお、一般管理費は除く。

※従事人員数については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)

なお、当該人員は、評価項目Ⅱ-2(大学等の教育研究活動等の状況についての評価)、Ⅱ-3(学位授与)、Ⅱ-5(情報の収集、整理、提供)、Ⅱ-6(認証評価)及びⅡ-7(その他上記の業務に附帯する業務)の業務へも密接に関連している。

評価基準	実績	分析・評価
<p>・「研究開発部」の設置により、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るなど、さらなる調査研究機能の実質化を推進するとともに、教員の資質向上及び活性化は促進されたか。</p> <p>また、教員及び事務職員による協働組織として企画室を設置したことにより、本機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応したか。《再掲》</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 21 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・国立大学制度や大学の意思決定メカニズムなど大転換の必要性の議論が求められる中、本機構は、学術研究の専門分野確立のための仕組みづくりの拠点となることが望ましい。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・<u>学位授与、認証評価及び国立大学法人の教育研究に関する評価について、その基礎となる調査研究、データの蓄積、情報発信等を国際的な活動を含め、一層積極的に実施することが望まれる。</u>(全体評価)</p>	<p>【調査研究事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究事業の推進にあたって、その進捗を研究企画室において把握するため、研究企画室のもとで平成 24 年9月及び平成 25 年2月に調査研究実施状況報告会を開催し、今後の課題等広く意見交換を行った。なお、調査研究事業のマネジメント・サイクルの確立のために、本報告会には機構長も同席し、進捗状況及び今後の方針等に向けての指摘も行われた。 また、調査研究の成果の、事業への反映や職員の情報共有及び活性化を目的とし、研究開発部研究会(平成 24 年7月)を開催した。研究会では「国立大学法人評価の検証」、及び「学位研究の 20 年」の発表を行い、約 50 人の教員及び事務職員が参加し広く意見交換を行った。 さらに、本年度に実施した外部検証にあたっては調査研究活動の自己評価及び次期中期目標期間に向けての展開に関してとりまとめた。特に、今後、学位と評価の国際通用性の確保に向けた調査研究を提案した。 <p>【企画室における検討】</p> <p>機構における評価事業・学位授与事業に関わる調査研究に迅速かつ適切に対応するため、理事の下に設置した教員及び事務職員による協働組織である企画室において、各事業に係る諸課題の把握や諸外国における質保証に関する必要な調査等について検討を行った。</p> <p>なお、各企画室における主な議事等は以下のとおり。</p> <p>《研究企画室》開催回数 24 回</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部検証委員会について 平成 24 年度調査研究マネジメントについて 海外派遣研究の実施について 平成 25 年度における調査研究事業について <p>《国際連携企画室》開催回数 11 回</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の質保証に関する情報収集、訪問調査、国際会議発表等について 国際連携に係るアクションプランの策定について 外部検証委員会の調査研究等に係る海外委員の所見への対応について 	<p>研究企画室で調査研究の実施状況を把握し、今後の課題について意見交換を行ったことや、研究開発部研究会を開催し、多くの教職員が参加し、意見交換を行ったこと教員の活性化の一助となっていると思われる。</p> <p>各企画室においては、各事業の諸課題の把握に努め、適切に対応している。</p>

<p>・学位・単位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を把握するとともに、学位授与に必要とされる学習の要件と体系性に関する研究を深化させたか。</p>	<p>《大学情報データベース企画室》開催回数4回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学ポートレート(仮称)準備委員会等の検討状況について ・大学ポートレート(仮称)構築業務について <p>【学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政担当の文部科学省関係者、及び研究開発部(学位審査研究担当)教員からなる「学位システム研究会」で、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度の在り方に関する調査研究を実施している。7か国(英独仏米日中韓)調査を視野に入れ、各国における単位の考え方、学位授与に必要とされる学修量の規定と実態、そうした各国間の違いにもかかわらず国を越えて複数の大学間連携により授与される学位(ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー)の学修量の要件と質保証等、共通に調査する項目を検討した。さらに、主要諸国における国外大学との連携及び学位授与に関する要件を明らかにするために、具体例としてドイツにおけるジョイント・ディグリーとダブル・ディグリーに関する調査分析を進めた。ドイツの事例分析の結果を踏まえて、7か国比較研究の骨子となる共通の調査項目を盛り込んだ「各国対照表」フォーマットの改良を行い、各国の状況について調査する作業を進めた。 ・我が国の単位制度の展開と問題点及び近年の政策動向について、米国での制度の発祥と運用との比較の上で検討し、その結果をFDのための講演会で発表した。 <p>【機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査】</p> <p>外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格(基礎資格)に関する照会を受け、研究開発部において資格の有無を判定している。平成25年1月末までに外国での学習履歴を持つ学習者からの問い合わせ3件(中国2件、米国1件)を受け、教育機関の正統性に関する調査を行って機構への申請資格の有無を判断し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。問い合わせを受けた3件のうち、中国浙江省高等教育自学考试(独学試験)により専科の卒業証書を取得した照会者に対する基礎資格の有無の判断にあたっては、中国における最新動向を調査するとともに、中国高等教育研究の専門家である調査研究協力者にも調査を依頼</p>	<p>単位制度の実質化の研究については、学修時間の確保という点からも早急に着実な成果が求められている。その意味でも、政策議論にもつながるような成果が期待される。</p> <p>日本の学位を外国の学校教育修了者に与える機会を作ることとは、日本の高等教育のレベルを国際的に向上させる一助となるので評価できる。</p>
--	---	--

<p>・学位取得後1年及び5年を経過した者に対するアンケート調査を実施し、現行制度の現状と機能を把握する。また、単位積み上げ型の学位授与の審査における小論文試験問題の内容分析を行うとともに、科目分類支援システムのさらなる洗練化を図ったか。</p>	<p>し、最終的な判断を下した。</p> <p>【学位に付記する専攻分野の名称に関する調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を実施している。この調査は、平成5年度から継続的に実施してきたもので、平成18年度からは学校教育法の改正に伴い新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、すべての短期大学に対する調査も行っている。9月末までに、平成23年度に実施した学位に付記する専攻分野の名称に関する調査の結果のデータ入力を完了するとともに、平成24年度の各大学の部局情報を新たにデータとして加えた調査票を確定し、全国の大学の24年度データに関する調査票の準備を完遂した。 これまで機構が継続実施しデータを蓄積してきた「学位に付記する専攻分野の名称」の調査結果を分析し、学位の表記方法（専攻分野の名称）の現状とその多様化・細分化がもたらす問題点を明らかにした。また、国内外の学位の英文表記に関して情報収集と分析を行い、日本の学位の英文表記の在り方について検討した。その成果は、研究開発部教員が幹事及び委員として参画した日本学術会議「大学教育の分野別質保証推進委員会」の「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」に提供され、「報告 学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について(案)」の内容に盛り込まれた。 <p>【学位取得者に対する追跡調査】</p> <p>単位積み上げ型の学位取得者への継続的なフォローアップ調査として、例年どおり、平成24年5～6月にかけて、平成22年度10月期学位取得者2,438人、平成18年度10月期学位取得者2,195人を対象に「1年後・5年後調査」を実施し、それぞれ489人(20.1%)、381人(17.4%)の有効回答を得た。また、平成24年11～12月にかけて、平成23年度4月期学位取得者309人、平成19年度4月期学位取得者369人を対象に「1年後・5年後調査」を実施し、それぞれ139人(45.0%)、101人(27.4%)の有効回答を得た。この調査は学位取得者を対象に、学位取得直後、1年後、5年後に追跡実施しているものであり、機構の学位授与制度への要望、学位取得後の進路、取得した学士の学位の社会的評価等についても質問し、</p>	<p>学位に付記する専攻分野の名称の調査結果にもとづき、日本で存在する多様な学位の集約を意識した調査結果と理論研究が求められる。</p> <p>学位取得者に対する追跡調査の実施が適切に実施されていると評価される。</p> <p>学位を取得することが、社会の各界で正当に評価されるようになることは、学位取得が実生活でメリットを受けられることにもつながる。具体的に給料や出世につながるという風潮が実現することが望ましい。</p>
---	---	--

現行制度の改善に役立っている。平成 24 年度には、機構の学位授与制度の発足から現在に至る申請者及び学位取得者の推移と特性を履修パターン別(単位積み上げパターン、在学履修パターン、その他)に分析して調査研究実施状況報告会(平成 25 年2月)において発表し、単位積み上げ型の学位授与制度の今後の在り方を検討するうえで基礎となる情報の共有を図った。

【機構の学位授与制度における学習の成果の評価に関する検討】

- ・平成 23 年度に実施した学位審査研究担当教員による「学修成果」及び「小論文試験問題」の分類評価の試行結果を集計し、その一部を研究企画室主催の調査研究実施状況報告会(9月4日実施)にて発表した。また、その結果を基に、学修成果・試験の審査を担当する専門委員に配付する説明資料「小論文試験問題作成のための考え方」の内容を大幅に改訂した。さらに、短期大学・高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する「学修成果・試験の審査」の在り方について、今後の改善方策を含めた検討課題を整理し、論稿をまとめた
- ・今年度より学修成果・試験の審査が「不可」と判定された申請者に対して、具体的に不可と判定された理由を通知することとし、1月開催の専門委員会・部会において、研究開発部教員が審査担当委員と協力して成案を作成した。

【科目分類支援システムの研究と開発】

「経験強化型学習を組み込んだ科目分類支援システム」における学習機能に関して、国際会議(European Workshop on Reinforcement Learning (EWRL 2011))での研究発表が推薦論文として Springer 社の Lecture Notes In Artificial Intelligence (LNAI /LNCS) に掲載された。また、国際会議 SCIS-ISIS2012 において、科目分類支援システムにおける「学習機能」を洗練させた手法を発表した。

これらの成果に基づき、学位授与申請者の修得単位の審査に資することを目的とした科目分類支援システムの開発における「学習機能」を完成させた。これにより、来年度以降に実施する予定の「データベース作成・更新機能の実現」及び「情報工学区分以外での有効性の検証」につなげるための準備を整えた。

【学位審査会専門委員協議会等による学位授与事業の在り方の検討】

- ・ 研究開発部は機構の様々な学位授与業務の運営を担うと同時に国内外の高等教育に関する調査研究に携わり、それによって機構の学位授与制度を理論と実践の両面から支援している。その成果に基づき、平成 24 年度「学位審査会専門委員協議会」(平成 24 年 4 月 19 日)において、学位審査研究担当の教員が協同して学位授与制度の理念・意義、審査手順・方法について資料を用意し説明を行った。同協議会は、学位授与事業で審査を担当する専門委員のうち新任の委員を対象に毎年開催しているもので、20 人の専門委員が出席した。活発な質疑応答もあり、会の終了後には個別の質問にも対応し、新任委員が機構の学位授与制度を理解し、学位授与審査を適正かつ円滑に進めることに寄与した。さらに、学位審査会、各専門委員会、部会等を通じて、広く意見を交換し、学位授与事業の円滑な運営に資するよう努めている。
- ・ 看護師の現職教育に関わる協議会において、機構による学位授与制度の仕組みと利用方法に関して、機構教員 2 人が講師として招へいされ講演するとともに参加者との討議を行った。
- ・ 機構の覚書締結先である香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)と機構との第 1 回合同ワークショップにおいて、機構教員が我が国の高等教育の進展における機構の事業の役割について、学位授与事業を中心に解説する口頭発表を行った。

【新たな専攻分野並びに専攻の区分の設置に関する検討】

機構では、時代の変化や社会における専門知識と学習に対するニーズの変化に応じて、学士の学位授与を行う専攻分野及び専攻の区分の種類に関する検討を随時行い、研究開発部で基礎的な調査を実施している。平成 24 年度には、柔道整復学に関する新たな専攻分野の設置の検討にかかわって、その必要性、大学・専門学校等での教育状況、社会的背景、将来性等の調査を行い、有識者からなる調査研究協力者会議に情報を提供するとともに、機構の学位授与制度に新たな専攻分野を設置する際の基本的な考え方を説明した。調査研究協力者会議での討議により、機構の学位授与制度にも柔道整復学に関する専攻分野の設置が必要であるとの結論に至ったことから、専攻の区分「柔道整復学」で学士の学位授与を

<p>・複数の高等教育機関において取得された単位の累積に基づいて学位を授与するシステムと、単位制度や単位互換制度等それを支援する仕組みに関する調査研究を適切に実施したか。</p>	<p>行うための「修得単位の審査の基準」の作成に向けて必要な調査と情報収集・提供を行い、4回にわたり開催された調査研究協力者会議に陪席して、成案を得るまでの過程を支援した。</p> <p>【国を越えた高等教育機関間の学生移動と単位互換に関する調査及び情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東南アジア及び東アジアにおける共同学位プログラムの運営等の実態に関する調査結果をとりまとめ、その成果を基に日本比較教育学会で共同研究として口頭発表を行った。加えてアジア各国の質保証機関に及ぶ中央政府の影響力を比較検討し、その差異とそれによってもたらされる共同学位プログラムの質保証の阻害要因について分析し、その結果を基にアジア欧州会合(ASEM)の高等教育質保証機関の会議で基調講演として発表した。 ・ 韓国の国家平生教育振興院が運営する単位銀行制度と独学試験制度について、平成23年度に開催した講演会の内容を基に調査を継続し、大学以外の学位取得機会の運営の実態を明らかにするとともに高齢化社会における意義や将来展望について検討し、かつ単位銀行制度の運営の責任者である本部長との会合をもって情報収集と意見交換を行い、その成果を共著の日本語論文として発表した。 ・ 国内外の高等教育研究者を集めた国際フォーラムである International Higher Education Forum の第4回大会において、日本・中国・韓国の高等教育機関が参加する「キャンパス・アジア」の構想と単位互換による共同学位プログラムの運営の進捗状況について口頭発表を行い、併せて参加各国の質保証制度に関する検討を加えて討議を行った。 <p>【高等教育レベルの学習の成果に関する研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツのミュンヘン工科大学において、ポローニャ宣言に基づく新しい教育制度の導入により実現された、他国と比較可能な学位制度や、学士課程・修士課程・博士課程の3段階からなる学修構造、及び互換性のある単位制度等の運営の状況について現地調査を行った。また、米国の研究大学であるカリフォルニア大学バークレー校における工学分野の修士及び博士の学位授与に関わる審査の過程について現地調査を行い、その成果をとりまとめて学術誌に投稿し、成果の公表を行った。 	<p>留学生の受け入れ、送り出しが活発になっており、国を越えた学生の単位互換に関する調査及び情報の提供は社会からも求められており、キャンパス・アジアの進展にも関係していることから、国際的な単位の移動(互換)等の理論研究と多くの高等教育機関が参考にできるような実践的な研究成果の公表が期待される。</p>
---	--	---

<p>・国内外における大学外の高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学の単位として認定する方法について調査研究を適切に実施したか。</p>	<p>さらに、短期大学の本科学生に対する全国アンケート調査を基に、短期大学の学生の学校選択の要因や職業の希望の変化等の分析を通して短期大学教育のインパクトを明らかにするとともに、専攻科への進学や四年制大学への編入学に関する希望について分析し、国際会議で共同発表を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の学位授与事業のうち、生涯学習を視野に入れ構築された単位積み上げ型による学士の学位授与制度は、複数の高等教育機関において取得された単位の累積に基づいて学位を授与するシステムの実例と捉えられる。その実践を国外に広く紹介するため、制度の概要と実績及び質保証の仕組みを英文の文書にまとめ、グッドプラクティスとして高等教育質保証機関の国際ネットワーク(INQAAHE)に申請した。審査を経て、機構の単位積み上げ型による学士の学位授与制度は、「質保証の優良事例に関するデータベース(GPQA)」に収録された(平成 24 年6月 13 日)。 <p>【大学の授業科目以外の学修の取り扱いに関する調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の形態で実施されている大学外高等教育レベルでの学習の実態の把握に努めるため、本年度から新規に、大学エクステンションセンターやエクステンション・カレッジの公開講座等、大学で行われている社会人向け教育の実態調査を開始した。まずその第1回目として、平成 25 年1月 11 日に、大学の専門課程と同様の演習形式の授業を提供しているフェリス女学院大学オープンカレッジの該当講座の訪問調査を行った。 ・ 職業や伝統芸能が多様な学士・準学士に結びつく制度を運用している韓国の制度を検討した。具体的には国家平生教育振興院の朴仁鍾単位銀行本部長(ほか2人)から、平成 20 年新制度発足以降の韓国の単位銀行制度の現状、特に申請者の動向について説明を受けた上で、質保証の問題について討議した。 ・ 多様な高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)の連携による単位認定に関し、コンソーシアム型単位互換制度に関する調査研究を平成 18 年から行っている。今回、従来行った調査のフォローアップ調査として、「神戸研究学園都市・大学共同利用施設 UNITY」を対象に、受講者、単位互換科目、及び履修者の実態について平成 20 年度から 24 年度までの経年変化を検証した。 	<p>多様な教育機関における単位を評価して、学位取得につながる仕組みをめざすことは評価できる。</p>
---	--	---

<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 21 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の保証に関する研究の公表について一層の充実が必要。(全体評価) <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の保証に関する研究の公表について、社会への還流が期待されることから一層の充実が必要である。(全体評価) 	<p>【学位・高等教育資格と資格枠組みに関する調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中等教育後の異なるセクター間(職業教育、大学・高等教育、継続教育)で行われる多様な教育・訓練と大学での学修との比較可能性に関して、ヨーロッパを例に「生涯学習のためのヨーロッパ資格枠組み」とその一部をなす「高等教育資格枠組み」との関係について文献研究と分析を進めた。また、国を越えて学生・労働者の移動を促進・支援するには、取得学位、大学・高等教育機関での学修、大学進学資格の適正な承認が不可欠である。そのための支援・情報提供機関として、ヨーロッパ各国に設置されている「国内情報センター」の文献調査を行い、学位・高等教育資格の承認の方法と学修の成果の捉え方について検討した。その内容は日本高等教育学会の大会において発表した。さらに、国際課と協力してオランダ高等教育国際協力機構(Nuffic)、フランスの教育研究国際センター(CIEP)の国内情報センターを訪問し、関係者からの聞き取り調査と情報交換を行った。 ・米国で単位累積にもとづく学士の学位授与に 40 年の実績を有する2大学(チャーター・オーク州立大学、トーマス・エジソン州立大学)の文献調査と現地調査を実施し、大学外の高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学の学修の一部として認定する方法について、最新の動向を踏まえて関係者と議論した。 <p>【研究成果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学術情報リポジトリ」を活用した情報の公表について、国立情報学研究所の提供する「共用リポジトリサービス」を利用して研究成果を公表することとし、平成 25 年3月に「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」を開設し、「大学評価・学位研究」の論文 89 本について公開を行った。 	<p>「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」を開設し、論文等の研究成果を広く発信していることは評価できる。</p>
---	--	--

<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位(特に専門職学位)の分類に関する研究を充実し、社会での学位分類に関する認識の定着化にも貢献することが必要である。 	<p>【学位に付記する専攻分野の名称に関する調査】</p> <p>すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を実施している。この調査は、平成5年度から継続的に実施してきたもので、平成 18 年度からは学校教育法の改正に伴い新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、すべての短期大学に対する調査も行っている。9 月末までに、平成 23 年度に実施した学位に付記する専攻分野の名称に関する調査の結果のデータ入力を完了するとともに、平成 24 年度の各大学の部局情報を新たにデータとして加えた調査票を確定し、全国の大学の 24 年度のデータに関する調査票の準備を行った。</p> <p>さらに、これまで機構が継続実施しデータを蓄積してきた「学位に付記する専攻分野の名称」の調査結果を分析し、学位の表記方法(専攻分野の名称)の現状とその多様化・細分化がもたらす問題点を明らかにした。また、国内外の学位の英文表記に関して情報収集と分析を行い、日本の学位の英文表記の在り方について検討した。その成果は、研究開発部教員が幹事及び委員として参画した日本学術会議「大学教育の分野別質保証推進委員会」の「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」に提供され、「報告 学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について(案)」の内容に盛り込まれた。</p>	<p>機構が実施してきた「学位に付記する専攻分野の名称」の調査結果を分析し、学位の表記方法(専攻分野の名称)の現状とその多様化・細分化がもたらす問題点を明らかにしたという研究成果は評価できる。</p>
<p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 22 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の高等教育の国際競争力を高めることに資する研究が必要。(全体評価) 	<p>【日本の国際競争力強化に資する調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに、学位及び評価の国際通用性に関する調査研究を進めてきているが、さらに活動の一環として、高等教育関係者と国際競争力強化の方策に係る課題をとりまとめて報告することとする。 ・ 日本の大学の国際競争力を高めるために、平成 25 年度から実施する選択評価C「教育の国際化の状況」の評価基準の基礎となる国際化の評価指標等に関連する調査研究の成果を公表して各大学に提供してきた。今後とも、これらの高等教育の質保証の調査研究の成果を基に、国際競 	<p>学位及び評価の国際通用性に関する調査研究については、今後も引き続き実施し、選択評価の実施も含めて取り組んでいくことが求められる。</p>

<p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)の法人別指摘事項への対応</p> <p>・引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。《再掲》</p>	<p>争力に関する視点からの調査研究を進める。</p> <p>【効果的・効率的な調査研究の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究機能の実質化のために、専任教員で構成する「研究開発部会議」を4回開催し、研究開発部の業務運営等を効果的に行った。また、研究開発部の評価研究担当教員と学位審査研究担当教員が共同で、以下の横断的な調査研究を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな評価手法及び「キャンパス・アジア」モニタリング手法の開発に関する研究 ○ 東日本大震災・大学貢献評価に係る基礎情報に関する研究 ・ また、研究開発部では、さらなる調査研究事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度調査研究実施状況報告会の開催 ○ 研究開発部研究会の開催 ○ 研究開発部会議の開催 ○ 国際連携企画室においてアクションプランの策定 ○ 外部検証に係る調査研究活動の自己評価 等 <p>を行った。</p>	
---	--	--

【(小項目)Ⅱ-4-(3)】	(3) 研究成果の公表等	【評定】											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。</p> <p>研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。</p>		<p style="text-align: center;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">実績報告書等 参照箇所</p> <p style="text-align: center;">業務実績報告書 P80～P81</p>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24										
A	A	A	A										
【インプット指標】													
(中期目標期間)		H21	H22	H23	H24								
決算額(百万円)		361	324	347	329								
従事人員数(人)		21.0(1.0)	19.0(1.0)	20.0(1.0)	19.0(2.0)								
<p>※決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の決算額を記載。なお、一般管理費は除く。</p> <p>※従事人員数については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)</p> <p>なお、当該人員は、評価項目Ⅱ-2(大学等の教育研究活動等の状況についての評価)、Ⅱ-3(学位授与)、Ⅱ-5(情報の収集、整理、提供)、Ⅱ-6(認証評価)及びⅡ-7(その他上記の業務に附随する業務)の業務へも密接に関連している。</p>													
評価基準	実績	分析・評価											
<p>・学術誌『大学評価・学位研究』を年に1回以上発行し、関係高等教育機関へ送付し、また、投稿された論文等をウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供したか。</p>	<p>【『大学評価・学位研究』の発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート、資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』について論文1件、研究ノート・資料2件を収録した第14号を平成25年3月に発刊し、関係高等教育機関等へ送付するとともに、ウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供した。また、ウェブサイトへの掲載に加え、平成25年3月に運用開始した「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」へも公開を行った。 ・ 「大学評価・学位研究」の知名度の向上について研究成果刊行物編集委員会で検討を行い、ウェブサイトの『大学評価・学位研究』を閲覧しやす 	<p>学術誌「大学評価・学位研究」には、他の雑誌には例のない分野の論文等が掲載されており、研究成果の公表がなされていることは評価される。機構の学術誌「大学評価・学位研究」がウェブ上で公開されていることは、研究の周知の意味からも評価される。</p>											

<p>・各研究者の研究業績等をウェブサイトに掲載し、公表したか。</p> <p>・学術機関リポジトリ等による研究成果の公表方法について実施に向けた検討を行ったか。</p> <p>・科学研究費補助金など外部資金の獲得及び適正な執行支援のため、研究者に対し説明会等を開催したか。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 21 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・質の保証に関する研究の公表について一層の充実が必要。(全体評価)《再掲》</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・質の保証に関する研究の公表について、社会への還流が期待されることから一層の充実が必要である。(全体評価)《再掲》</p>	<p>いように、トップページにバナーを作成するなど、導線の改善を行った。</p> <p>【研究業績等の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト上の教員一覧等のデータの更新を行った。また、各研究者の研究業績等について、各研究者が有する研究業績等を『研究等業績報告書(平成 23 年度)』として平成 24 年 12 月 28 日にウェブサイトへ掲載し、公表を行った。 ・研究成果の公表の充実をはかるため、平成 25 年 3 月に「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」を開設し、「大学評価・学位研究」の論文 89 本について公開を行った。 <p>【外部資金の獲得及び適正な執行支援】</p> <p>研究者個人の研究活動の支援として、科学研究費助成事業をはじめとした外部資金の獲得を支援し、平成 24 年度科学研究費助成事業については、合計 15,860 千円(新規 2 件、継続 9 件)の交付をうけた。また、平成 24 年 9 月 27 日に公募申請手続に関する留意点、不正使用防止に関して科学研究費助成事業説明会を行うなどの支援を行った。平成 25 年度科学研究費助成事業についても 4 件の公募申請手続に関する支援を行った。</p> <p>【研究成果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学術情報リポジトリ」を活用した情報の公表について、国立情報学研究所の提供する「共用リポジトリサービス」を利用して研究成果を公表することとし、平成 25 年 3 月に「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」を開設し、「大学評価・学位研究」の論文 89 本について公開を行った。 	<p>『研究等業績報告書(平成 23 年度)』のウェブサイトへ掲載や「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」の開設により、各研究者の研究業績や成果については、適切に公表されている。</p> <p>外部資金の獲得等の支援が適切に行われていることは評価できるが、獲得については今後の更なる努力に期待したい。科研費などの外部資金獲得の支援、不正発生によるトラブルの防止等の活動を行って、外部資金獲得に結びつけているのは評価できる。</p> <p>研究成果の公表に際し、「共用リポジトリサービス」を利用して、広く公表したことは評価できる。</p>
---	---	---

【(中項目)Ⅱ-5】	5 情報の収集、整理、提供	【評定】 A			
【(小項目)Ⅱ-5-1(1)】	(1) 大学等の教育研究活動の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するための情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>② 学習者の保護や国際的通用性の観点から、評価を中心とした包括的な質保証の情報を収集・整理し、情報提供を行う。</p> <p>③ 大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの充実やその活用を図る。</p> <p>④ 広報活動を通して、評価事業に関する情報を積極的に発信する。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P84～P95			
【インプット指標】					
(中期目標期間)		H21	H22	H23	H24
決算額(百万円)		287	197	143	124
従事人員数(人)		7.9(0)	5.9(1.0)	5.4(1.0)	5.3(1.0)
<p>※決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから評価項目Ⅱ-5(情報の収集、整理、提供)の決算額を記載。なお、一般管理費は除く。</p> <p>※従事人員数については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから、評価項目Ⅱ-5(情報の収集、整理、提供)に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)</p> <p>なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内外の評価に関する情報を収集・整理し、提供したか。</p>	<p>【大学等の教育研究活動等の状況に関する情報及び自己点検・評価等の情報の収集、整理、提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年9月21日に各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について(お願い)」を送付して各機関の保有する評価結果等の情報提供を依頼し、大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図った。 <p><総登録機関数></p> <p>平成23年度末:497 → 平成24年度末:541</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証評価に関するリーフレットを作成し、大学・高等専門学校及びその 	<p>ポータルサイトへの登録機関数が着実に増加しているのは評価できる。</p> <p>また、国際連携ウェブサイトへのアクセス数が格段に増えていることは、海外の高等教育に関する情報を提供する機会を増やしたということであり、評価できる。</p>			

他関係者に提供した。

- ・ 海外の質保証の動向について、年度当初に国際連携企画室にて、各国・地域の特徴を踏まえた重点テーマ及び情報収集・発信方法を策定した。それらに基づき、文献調査を強化するとともに、訪問調査や国際ネットワーク会議への参加、海外から専門家を招いた内部研究会等を通じて、積極的に情報収集を進めた。

収集情報の提供については、公開セミナーを開催するとともに、昨年度開設した国際連携ウェブサイトにて、海外の高等教育に関する動向として適時掲載し、情報提供基盤の強化を図った。その結果、平成 24 年度の国際連携ウェブサイトへの年間アクセス数は 70,883 件となり、平成 23 年度に比べて約3倍の増加となった。また、機構内においては、報告会の開催や各種会議への報告により、今後の事業の検討に資する情報・資料を提供した。

<訪問調査・国際会議等参加実績>

- ・ 高等教育質保証機関の国際ネットワーク(INQAAHE)メンバーフォーラム(平成 24 年4月)
- ・ 欧州(オランダ・フランス)における質保証・高等教育情報発信機能に関する調査(平成 24 年9月)
- ・ ASEAN+3 高等教育質保証フォーラム(平成 24 年 10 月)
- ・ アジア欧州会合(ASEM)高等教育質保証セミナー(平成 24 年 10 月)
- ・ 英国高等教育・質保証に関する調査(平成 24 年 10 月)
- ・ 米国高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)年次総会及び CHEA 国際質保証グループ(CIQG)年次会合(平成 25 年1月)

<情報提供実績>

○国際連携ウェブサイトによる情報提供

- ・ 海外動向情報の掲載件数:39 件(平成 24 年4月～平成 25 年3月末)

<内訳>

英国:13 件、オランダ:1 件、フランス:1 件、

欧州全般:9 件、米国:10 件、豪州:5 件

- ・ 平成 24 年度に、「フランス」、「欧州」、「韓国」、

「ASEAN」に関するページを新たに開設

- ・ オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)における評価事業についてまとめたパワーポイント資料の掲載(機構内報告会での発表資料)

○公開セミナー

- ・ NIAD-UE 国際セミナー「質保証が支える東アジアの大学間交流」(平成24年11月)(韓国大学教育協議会(KCUE)、韓国の大学関係者、日本の大学関係者等を招へい)

○機構内での訪問調査報告会

(訪問調査先/テーマ、報告会開催月)

- ・ オランダ・英国/欧州におけるアクレディテーション、欧州高等教育における資格認定及び情報提供事業(平成24年4月)
- ・ タイ/東南アジア諸国連合(ASEAN)地域レベルの大学連合・高等教育センターの取組(平成24年5月)
- ・ ドイツ/高等教育・質保証制度(平成24年7月)
- ・ オランダ・フランス/質保証関連機関における評価等の取組(平成25年1月)
- ・ オランダ・フランス・英国におけるナショナル情報センター機能に関する訪問調査報告会(平成25年1月)

○海外専門家を招いた研究会

- ・ 米国の専門家による講演会(米国における学習成果、大学の情報公開、アクレディテーション)(平成24年7月)
- ・ 全米学習成果アセスメント研究所(NILOA)研究員を招いた機構内研究会(平成24年7月)
- ・ 香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)との合同ワークショップ(平成25年2月)
- ・ インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構(BAN-PT)理事による講演会(平成25年3月)

<p>・平成 20 年度より順次作成をすすめてきた「インフォメーションパッケージ」について、機構の行う評価や海外の質保証制度の改正・変更等を踏まえて週力資料の更新を行うとともに、ウェブサイト等により広く情報提供を図る。</p>	<p>【インフォメーション・パッケージ】</p> <p>訪問調査や文献収集により得た情報を整理し、「インフォメーション・パッケージ」の改訂や新規資料の作成に向けて作業を進めた。そのうち、以下の資料については完成し、ウェブサイトによる電子版の発信や関係者への冊子の配布等を行った。</p> <p><完成済資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」英国版・オーストラリア版にかかる両国の質保証制度改正に基づく掲載内容の変更概要(平成 24 年 11 月) ・「韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ」(平成 24 年 11 月) ・「大学機関別選択評価C」資料(英文)(平成 25 年3月) <p>また、平成 25 年度において完成を目指す以下の資料については、平成 24 年度に内容精査・翻訳等の作業を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学機関別認証評価実施大綱・基準」(英文)【改訂】 ・「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」英国版、オーストラリア版、日本版【第2版作成に向けた改訂作業】 ・「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」中国版、ドイツ版【新規】 <p>「インフォメーション・パッケージ」を広く周知するための資料(日英2か国語のチラシ)の見直し・更新を行い、以下の広報活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会議での配布 ・ 海外訪問調査先関係者への手交 ・ 大学関係者が集まる国内の全国規模の会議での配布 <p>また、「第2回高等教育質保証学会」のポスターセッションにて、同パッケージを発表した。</p> <p>さらに、今後同パッケージの掲載内容の充実及び発信方法の強化を図っていくため、平成 24 年7月に開催した大学評価フォーラムの参加者から、同パッケージ及び国際連携ウェブサイトの内容に対する意見や要望について、アンケート調査を実施した。</p> <p><主なアンケート調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インフォメーション・パッケージの中で特に参考になった資料(回答実 	<p>海外の文献を翻訳し、関係者への情報発信となっており、評価できる。また、諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要の完成・ウェブサイトへの掲載は、国内の大学関係者にとって基礎的知識の普及に貢献し、海外の動向がわかるような情報提供となっていることは評価できる。</p>
---	--	--

<p>・国際的な共同教育プログラムを含む学位の質保証等に関し、海外の先行事例について調査・情報収集を行い、情報提供する。</p> <p>・ウェブサイトの利用動向を分析し、ウェブサイトの環境整備、広報活動に役立てたか。</p>	<p>数 68 人、以下、上位回答) :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育に関する質保証関係用語集: 48 人 ・諸外国の質保証システムの概要: 29 人 (国別回答: 米国 17 人、日本 15 人、英国 13 人) <p>○ 機構が発信する高等教育・質保証動向に関してどの地域の情報があるとよいか(回答実数: 191 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア: 69 人(中国 15 人、韓国 12 人) ・欧州: 60 人(ドイツ6人、北欧3人) ・米国: 56 人 ・その他: 6人 ※ ()内は上位回答 <p>【国際的な共同教育プログラムを含む学位の質保証等に関する事例調査】 国際連携ウェブサイトの新たなコンテンツとして、「国際的な共同教育プログラムの質保証－欧州のガイドライン、共同評価等の取組み」を平成 24 年7月に開設し、これまでに収集した欧州地域における制度的枠組みや共同プロジェクト等の情報発信を開始した。</p> <p>さらに今後、本コンテンツの内容充実を図るため、文献調査を行うとともに、欧州高等教育アクレディテーション協会(ECA)が進めている共同教育プログラムの質保証と学位の認証プロジェクト(JOQAR)におけるパイロット評価にオブザーブ参加した。</p> <p>また、資格枠組みを含む、学生移動に伴う情報提供事業に関する欧州の取組事例として、英国・オランダ・フランスの状況を中心に調査し、その内容を報告会開催により機構内で共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ・フランス・英国におけるナショナル情報センター機能に関する訪問調査報告会(平成 25 年1月) <p>【ウェブサイトの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの利便性の向上のため、各ページへのアクセスが容易となるよう導線の改良等の検討や効果的な情報発信について検討を行った。また、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向を分析した。 ・平成 24 年7月 23 日の「大学評価フォーラム」及び平成 25 年2月8日に 	<p>様々な場面・機会を活用して、国際的な質保証等に関して海外の事例を収集している。</p> <p>ウェブサイトのアクセス件数等の調査により、利用動向を分析し、会議参加受付フォームの広報に役立っている。また、「機構ニュース」をウェブサイトにおいて発行し、評価事業の活動内容について適切に情報を提供していることは評価できる。</p>
--	--	---

<p>・広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、評価事業に関する情報を提供したか。</p> <p>・文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の中間まとめ等を受けて、大学の教育情報の活用・好評のための大学及び大学団体の共通的な情報基盤である「大学ポートレート（仮称）」の構築を支援するため、具体的な検討及びシステム開発を進める。</p> <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)の法人別指摘事項への対応</p> <p>・既存の大学情報データベースについては廃止する。</p> <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会から</p>	<p>開催される「教育の内部質保証システム構築に関するセミナー」について参加受付フォームの広報支援を行い、来場者の参加登録作業の効率化を図った。</p> <p>【機構ニュースの発行】</p> <p>広報誌「機構ニュース」(第 107 号～第 118 号)をウェブサイトにおいて毎月発行し、評価事業の活動内容について掲載・情報発信を行った。</p> <p>【「大学ポートレート(仮称)の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学ポートレート(仮称)準備委員会」の下に、専門的調査審議を行う「大学ポートレート(仮称)準備委員会ワーキンググループ」が設置され、文部科学省等と連携、各大学団体等とも綿密な調整の上、収集する項目・表示方法等について決定された。さらに、平成 25 年 3 月 25 日に開催された「大学ポートレート(仮称)準備委員会」(第 4 回)において、国際発信、教育改善のための情報の活用、管理運営等の検討課題について審議がなされた。 ・政府調達手続については、機構内に設置された大学情報データベース企画室と、その下に置かれたデータベースタスクフォースを中心に調達仕様書等の検討を行い、平成 25 年 3 月 1 日に基本設計が完了した。平成 26 年度の稼働を目途に、引き続き、詳細設計等、具体の開発作業を進めている。 ・文部科学省と連携し、国立大学協会、公立大学協会及び全国公立短期大学協会の協力の下、「大学ポートレート(仮称)」の構築に先立ち、学校基本調査に関するデータ収集を行い、平成 25 年 3 月 22 日にウェブサイトにて公表した。 <p>【大学情報データベースの廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の大学情報データベースは平成 23 年度末で運用を廃止している。 	<p>大学ポートレートの稼働に向けて、国際発信にむけての課題の検証をさらにすすめることが期待される。</p> <p>大学ポートレートでは有益な情報をタイムリーに提供し、大学関係者、受験生、経済界、マスコミ等の幅広い人々に利用されるようになることが望ましい。</p>
--	---	--

<p>の指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学ポートレートの構築については、各大学のIR機能充実のための2次利用も含めて、いかに活用できるかという視点で検討する必要がある。 	<p>【「大学ポートレート(仮称)」構築に向けた検討】</p> <p>「大学ポートレート(仮称)」の構築については、高等学校関係者やマスコミ関係者も参加する「大学ポートレート(仮称)準備委員会」において検討が進められており、機構はその事務局を務めている。平成 24 年 11 月 14 日に「国公立で共通に発信する教育情報」等の一般に発信する内容について決定された。平成 25 年 3 月 25 日から各大学の IR 機能等の促進に資する「活用」についても、検討が始められた。</p>	<p>IR 機能の促進に資する「活用」についても検討が始められており、今後の発展に期待したい。</p>
--	--	---

【(小項目)Ⅱ-5-(2)】	(2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供	【評定】 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">A</div>																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ① 大学等で行われている学習機会に関する情報を収集・整理し、提供する。 ② 機構が授与する学位に関連する情報(「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」等)を収集・整理し、提供する。 ③ 広報活動を通して、学位授与事業に関する情報を積極的に発信する。		H21	H22	H23	H24															
		A	A	A	A															
		実績報告書等 参照箇所																		
		業務実績報告書 P98～P100																		
【インプット指標】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">(中期目標期間)</th> <th style="width: 12.5%;">H21</th> <th style="width: 12.5%;">H22</th> <th style="width: 12.5%;">H23</th> <th style="width: 12.5%;">H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>287</td> <td>197</td> <td>143</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>7.9(0)</td> <td>5.9(1.0)</td> <td>5.4(1.0)</td> <td>5.3(1.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから評価項目Ⅱ-5(情報の収集、整理、提供)の決算額を記載。なお、一般管理費は除く。</p> <p>※従事人員数については、当該評価項目に対応した区分をしていないため算出が困難であることから、評価項目Ⅱ-5(情報の収集、整理、提供)に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)</p> <p>なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。</p>						(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	決算額(百万円)	287	197	143	124	従事人員数(人)	7.9(0)	5.9(1.0)	5.4(1.0)	5.3(1.0)
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24																
決算額(百万円)	287	197	143	124																
従事人員数(人)	7.9(0)	5.9(1.0)	5.4(1.0)	5.3(1.0)																
評価基準	実績	分析・評価																		
・大学等で行われている学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供したか。	【学位授与状況等調査】 高等教育行政上の基礎資料として活用することを目的に、修士・博士・専門職課程の学位授与状況等調査を、文部科学省と共同で実施している。 平成24年度調査の実施にあたっては、平成24年7月20日に大学院を置く各国公立大学(全620大学)へ調査票を送付し、調査対象である全620大学の回答をとりまとめ、平成25年3月4日付で文部科学省へ提出した。なお、平成24年度の調査結果は、今後、文部科学省より公表されることとなっている。	大学等で行われている学習機会等に関する情報の収集・整理および提供は、学位の取得を目指す学生に対する情報提供及び社会人の学位に関する関心を高めることに役立つ活動として評価される。																		

<p>・「平成 25 年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成 24 年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公開したか。</p> <p>・広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、学位授与事業に関する情報を提供したか。</p> <p>・ウェブサイトの利用動向を分析し、ウェブサイトの環境整備、広報活動に役立てたか。</p>	<p>【科目等履修生制度・認定専攻科に関する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の国公立大学に科目等履修生制度の開設状況について照会し、開設学部、入学資格、授業料及び受講者数等の情報を収集する。その結果をまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、平成 25 年 1 月にウェブサイトで公開した。 ・ 機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生募集の概要について照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成して、平成 24 年 7 月にウェブサイトで公開した。 <p>【機構ニュースの発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌「機構ニュース」(第 107 号～第 118 号)をウェブサイトにおいて毎月発行し、学位授与事業の活動内容について掲載・情報発信を行った。 <p>【学位授与事業に関する情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学、短期大学、高等専門学校及び生涯学習センター等の関係機関に加え、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、各都道府県の職業能力開発センターのキャリア形成支援窓口において、機構の学位授与制度を紹介するリーフレットを配布した。 ・ 機構の学位授与制度についての社会の認知を促進するため、商工会議所及び全国高等学校長協会に学位授与制度を紹介するパンフレットを提供し、周知を依頼した。 <p>【ウェブサイトの環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトの利便性の向上のため、各ページへのアクセスが容易となるよう導線の改良等の検討や効果的な情報発信について検討を行った。また、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向を分析した。 	<p>科目等履修生制度・認定専攻科に関する情報、学位授与状況、機構ニュースの発行、ホームページの充実など、丁寧な情報提供は評価できる。</p> <p>学位に関する理解を深めるためにも評価できる。</p> <p>効果的な広報活動の取組を行っていることは評価できる。</p>
---	---	---

【(中項目)Ⅱ-6】	6 認証評価	【評定】 A																		
【(小項目)Ⅱ-6-1】	(1) 大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価	【評定】 A																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】																				
<p>大学等の教育研究水準の向上に資するため、学校教育法第110条の認証評価機関として、評価を受ける大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院を設置する大学の意向にもかんがみ、当面、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行うこととするが、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。</p> <p>なお、認証評価業務の効率的な実施については、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>また、これまで機構が実施した評価に関して検証を行い、評価システムの改善につなげるとともに、その成果の普及を図る。</p>																				
<p>(1) 大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価</p>																				
<p>① 大学、短期大学、高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って当該大学等の教育研究活動等の総合的状況について評価を行う。新たな選択評価として実施する大学教育の国際化に係る評価について、具体的な評価方法等の検討を行い、大学への説明会を実施する。</p> <p>② 評価を適切に行うため大学等関係者や学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>③ 機構が行った当該大学等の評価について、評価報告書を作成し、当該大学等及びその設置者に通知し、公表する。</p> <p>④ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>						H21	H22	H23	H24	A	A	A	A							
H21	H22	H23	H24																	
A	A	A	A																	
<p>実績報告書等 参照箇所</p>																				
<p>業務実績報告書 P102～P115</p>																				
【インプット指標】																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>287</td> <td>207</td> <td>122</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>25.4(0)</td> <td>19.3(0)</td> <td>13.9(0)</td> <td>17.8(0)</td> </tr> </tbody> </table>						(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	決算額(百万円)	287	207	122	136	従事人員数(人)	25.4(0)	19.3(0)	13.9(0)	17.8(0)
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24																
決算額(百万円)	287	207	122	136																
従事人員数(人)	25.4(0)	19.3(0)	13.9(0)	17.8(0)																
<p>※決算額については、一般管理費は除く。</p>																				
<p>※従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)</p>																				
<p>なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。</p>																				

評価基準	実績	分析・評価
<p>・評価体制の整備等</p> <p>大学、高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保したか。</p> <p>また、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施したか。</p> <p>さらに、新たな選択評価として実施する大学教育の国際化に係る評価について、具体的な評価方法等の検討を行い、大学への説明会を実施したか。</p>	<p>【評価体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の評価体制については、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会(委員6人、専門委員8人)、財務専門部会1部会(委員2人、専門委員2人)を設置した。また、評価結果(案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立てについて、審議を行う意見申立審査会(専門委員5人)を設置した。 また、平成25年度評価における対象大学数、対象大学の学部等の状況に応じた評価担当者を配置するため、大学機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として62人(評価部会39人、財務専門部会2人、意見申立審査会5人、選択評価事項に係る書面調査担当の委員16人)選考した。 高等専門学校の評価体制については、評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会2部会(委員6人、専門委員14人)、財務専門部会1部会(委員2人、専門委員2人)を設置した。また、評価結果(案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立てについて、審議を行う意見申立審査会(専門委員5人)を設置した。さらに、各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う運営小委員会を設置した。 また、平成25年度評価における対象高等専門学校数、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として21人(評価部会14人、財務専門部会2人、意見申立審査会5人)選考した。 <p>【評価担当者の研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価担当者(大学14人、高等専門学校18人)に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂 	<p>25年度の評価体制の構築、評価担当者の研修、25年度からの教育の国際化評価項目新設など、着実に円滑な業務運営の準備が来ている。</p> <p>質の高い評価者の育成のための研修の機会を提供し、評価を担当する有識者を確保し、さらに研修を行って担当者のレ</p>

<p>・評価の実施 申請を受け付けた大学、高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学、高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表したか。</p>	<p>行できるよう、「評価作業マニュアル」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学、及び高等専門学校機関別認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を平成 24 年6月に実施し、質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。</p> <p>なお、研修終了後に行うアンケート調査(設問に対し「4:そう思う」から「1:そう思わない」を4段階で調査)では、大学 9 人、高専 18 人からの回答があり、それぞれの設問に対する平均値は次のとおり(【】内は大学の数値で、()内は高等専門学校の数値)であり、おおむね肯定的な回答を得られている。</p> <p>「評価作業に関する理解が深まった」:【3.89】、(3.94) 「説明が分かりやすかった」:【3.89】、(3.88) 「資料が分かりやすかった」:【3.89】、(3.59) 「研修内容の分量が十分であった」:【3.78】、(3.71) 「進行が適切であった」:【設問無】、(3.76) 「この研修会に満足した」:【3.89】、(3.82)</p> <p>【選択評価事項C「教育の国際化の状況」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度から新たに実施する選択評価事項C「教育の国際化の状況」について、機構内に研究開発部及び評価事業部で検討グループを組織し、評価方法等の検討を行った。検討の結果、平成 23 年度に調査研究で行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、「選択評価事項C 水準判定のガイドライン(案)」を策定し、平成 24 年6月に実施した「大学機関別認証評価等に関する説明会」において各大学に説明した。 平成 25 年度以降の評価実施に向けて、機構内の検討グループにおいて、「水準判定のガイドライン(案)」の運用方針や評価担当者に提示すべきデータ等についても検討を行った。 <p>【評価の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学については、以下のとおり4大学の機関別認証評価を実施した。うち1大学については、機関別選択評価も実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 書面調査の実施(平成 24 年9月まで) <ul style="list-style-type: none"> 対象大学から平成 24 年6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、10 ある評価基準の各基準を満たしているか 	<p>ベル向上を図ったことは評価できる。</p> <p>平成 25 年度からの教育の国際化評価項目新設に向けて、着実に円滑な業務運営の準備が出来ており、今後の成果に期待したい。</p> <p>4大学(うち1大学は選択評価も実施)、14高等専門学校(うち12高等専門学校は選択評価も実施)の評価を実施し、問題なく評価を終え、評価結果を通知・公表したことは評価で</p>
--	--	---

どうかの判断を中心とした分析を行い、選択評価事項については、各評価事項について、各大学が有する目的の達成状況についての判断を中心とした分析を行った。それらに加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査の実施(平成 24 年 10 月から 11 月下旬まで)

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、対象大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等(平成 25 年3月まで)

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果(案)をとりまとめ、当該大学に通知し、すべての対象大学から意見の申立ての有無にかかる回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知、公表

平成 25 年3月に全対象大学(機関別認証評価4大学、うち1大学は機関別選択評価を含む)及びその設置者に対して、機関別認証評価にあつては、当該大学が大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める大学評価基準を満たしていることを、機関別選択評価にあつては、目的の達成状況を評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成 24 年度大学機関別認証評価実施結果報告」及び「平成 24 年度大学機関別選択評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

- ・ 高等専門学校については、以下のとおり 14 高等専門学校の評価を実施した。うち 12 高等専門学校については、選択的評価事項に係る評価も実施した。

① 書面調査の実施(平成 24 年9月まで)

対象高等専門学校から平成 24 年6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11 ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行い、選択的評価事項については、各評価事項について、各高等専門学校が有する目的の達成状況についての判断を中心とした分析を行った。それらに加え、自己

きる。

<p>・評価の受付 平成25年度に実施する評価について、大学、高等専門学校から評価の申請を受け付けたか。</p>	<p>評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。</p> <p>② 訪問調査の実施(平成24年10月から11月下旬まで) 書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。</p> <p>③ 評価結果の審議等(平成25年3月まで) 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果(案)をとりまとめ、当該高等専門学校に通知し、すべての対象高等専門学校から意見の申立ての有無にかかる回答を受け、評価結果を確定した。</p> <p>④ 評価結果の通知、公表 平成25年3月に全対象高等専門学校(機関別認証評価14高等専門学校、うち12高等専門学校は選択的評価事項に係る評価を含む)及びその設置者に対して、機関別認証評価にあつては、当該高等専門学校が高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを、選択的評価事項にあつては、目的の達成状況を評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成24年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」及び「平成24年度高等専門学校選択的評価事項に係る評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。</p> <p>【評価の受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各大学及び高等専門学校に対し、認証評価等の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともに、機構への申請を検討している大学等から相談を受けた場合には、より詳細な内容の説明を行った。 平成24年度は大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価(東京、大阪:6月)並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項(東京:6月)に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価等についての周知に努めた。 <p>なお、参加者数は、大学で261人(両会場の合計数)、高等専門学校で</p>	<p>21大学、14高等専門学校からの25年度評価受付を行うとともに、23年度評価の検証、24年度評価の検証のためのアンケート送付、等々着実な業務実施は評価できる。</p>
--	--	--

<p>・評価結果の検証等</p> <p>平成23年度に評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついていないか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施したか。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するた</p>	<p>86人である。また、説明会終了後に行うアンケート調査(設問に対し「4: と思う」から「1: と思わない」を4段階で調査)では、大学 202人、高専 78人からの回答があり、それぞれの設問に対する平均値は次のとおり(【 】内は大学の数値で両会場の合計平均値、()内は高等専門学校の数値。)であり、おおむね肯定的な回答を得られている。</p> <p>「機関別認証評価に関する理解が深まった」:【3.40】、(3.41)</p> <p>「機関別選択評価に関する理解が深まった」:【3.39】、(設問無)</p> <p>「説明が分かりやすかった」:【3.41】、(3.26)</p> <p>「資料が分かりやすかった」:【3.39】、(3.14)</p> <p>「説明内容の分量が十分であった」:【3.28】、(3.22)</p> <p>「この説明会に満足した」:【3.30】、(3.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の評価申請の受付については、平成25年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている大学に対して、申請を受け付けるため、平成24年7月末に「平成25年度に実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価に係る評価の申請手続について」を送付した。 高等専門学校の評価申請の受付については、平成25年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている高等専門学校に対して、申請を受け付けるため、平成24年7月末に「平成25年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を送付した。 これらの取組等により、平成25年度に実施する機関別認証評価について、21大学、14高等専門学校からの申請を受け付けた。また、大学機関別選択評価については、3大学からの申請を受け付け、高等専門学校における選択的評価事項については、14高等専門学校からの申請を受け付けた。 <p>【評価結果の検証等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に実施した大学及び高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に研究開発部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 また、把握した課題については、改善を図る必要があることから、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックす 	<p>平成23年度に評価を実施した大学等にして評価結果が活かされているかの検証を適切に行っており、その検証結果についても評価実施担当者にフィードバックするなどして今後の実施方法の検討に役立てている。</p>
---	--	---

<p>めの検証を行ったか。</p> <p>・ 標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組を行っているか。</p> <p>・ 業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組を行っているか。</p> <p>・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。</p> <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)の法人別指摘事項への対応</p>	<p>ることにより、説明会や研修会の説明内容の充実等に活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果については、平成25年1月に「大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」及び「高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者へ送付した。 ・ 平成24年度は、平成23年度に実施した評価に関する検証に加えて、平成17年度から平成23年度までの第1サイクルに実施した大学機関別認証評価全体に関する検証を実施した。当該検証についても、機構内の検討グループにおいて実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容に加えて、評価結果についても整理・分析し、検証結果を「進化する大学機関別認証評価－第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善－」としてとりまとめた。 ・ 平成24年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成24年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討と検証の実施方針等の策定を行い、平成24年12月に評価担当者に対して、また、平成25年3月に対象校に対して、アンケート調査票を送付した。 <p>【利用者の利便性向上及び業務効率化のための取組状況】</p> <p>認証評価に関する検証結果等を踏まえ、第2サイクルの大学機関別認証評価においては、評価の効率化(評価基準を11→10に、観点を99→81に整理・統合)、『自己評価実施要項』の記載内容の充実を行った。また、平成24年6月に実施した「大学機関別認証評価等に関する説明会」等において大学の評価関係者等に説明し、使用した資料についてはウェブサイトで公表している。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>評価手数料については、他の認証評価機関の手数を勘案し、業務の効率化を図りながら、適切な額を設定している。</p>	<p>資料はウェブサイトに掲載するなど、利用者の利便性を図っている。</p> <p>他の認証評価機関の手数を参考にするなど、妥当性・合理性は認められる。</p>
--	--	--

<p>【認証評価事業(大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットディングを図る。 <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成22年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証評価業務については、評価手数料収入による人件費及び事業費の確保のため、手数料について、引上げなど、その適正化が必要。(全体評価) <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)の法人別指摘事項への対応</p> <p>【認証評価事業(大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。 <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成22年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間の評価団体との連携や競争力については、十分な体制を整えることが望ましい。(全体評価) <p>※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成23年度の業務実績に関する評価】</p>	<p>平成23年度においては民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学:1学部あたり30万円→35万円、1研究科あたり20万円→35万円)。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った。(大学:基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科あたり35万円→63万円、高等専門学校:基本費用160万円→240万円、1学科あたり20万円→30万円)。</p> <p>運営費交付金については、民間評価機関とのイコールフットディングを図る観点から、上記の評価手数料の引き上げにより平成25年度から機関別認証評価事業に計上していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省において関係者間で意見調整が図られた結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論が得られた。これを受けて、機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、同協議会の下、評価結果等の共同記者発表や合同の研修の実施等の評価機関間連携の取組を進めている。また、評価機関全体の評価の改善に資するため、取組の実施を通じて、機構が調査研究や国際連携活動を通じて得た国内外の質保証に係る知見等を他機関に提供している。 	<p>認証評価の評価手数料を引き上げて収支を均衡させるとともに、民間評価機関とのイコールフットディングに近づけたことは評価できる。</p> <p>現在の日本の大学評価について、機構が研究開発、並びに普及において大きな役割を担って活動していることは高く評価できる。</p> <p>認証評価を将来的には民間評価機関のみで実施できる体制構築を見据え、「認証評価機関連絡協議会」、「機関別認証評価制度に関する連絡会」、「法科大学院認証評価機関連絡会議」を設置して精力的な協力・議論が進んでいることは評価できる。今後も、民間評価機関との連携・協力を引き続き継続していくことが望まれる。</p>
--	---	---

<p>・民間の評価団体との連携や競争力については、十分な体制を整え、早急に進めていく必要がある。また、大学評価に関する調査研究についての蓄積と成果を活用し、評価機関全体の評価の改善に資することが必要である。</p>		
---	--	--

【(小項目)Ⅱ-6-(2)】

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

- ① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育活動等の状況について評価を行う。
- ② 評価を適切に行うため、大学等関係者、法曹三者、及び学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ③ 機構が行った当該法科大学院の評価について、評価報告書を作成し、当該法科大学院を置く大学に通知し、公表する。
- ④ 法科大学院の特性を考慮し、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 P118~P131

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24
決算額(百万円)	99	52	41	75
従事人員数(人)	9.1(0)	5.1(0)	2.5(0)	2.2(0)

※決算額については、一般管理費は除く。

※従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)

なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

評価基準	実績	分析・評価
<p>・評価体制の整備等</p> <p>法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保したか。</p> <p>また、適宜評価体制等を見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施したか。</p>	<p>【評価体制の整備等】</p> <p>・評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会5部会(委員5人、専門委員35人)を設置したほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理するため、運営連絡会議(委員11人、専門委員6人)を設置した。また、授業科目の内容と担当教員の教育研究業績等の適合性について調査を行う教員組織調査専門部会1部会(委員5人、専門委員16人)を設置したとともに、適格と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会1部会(専門委員5人)を設置した。</p>	<p>平成24年度は9法科大学院の本評価を無事に実施した。法科大学院制度自体の見直しながなされている現在、その評価の構築にはさまざまな課題があると思うが、機構の評価活動への継続的な期待は大きい。</p>

<p>・評価の実施</p> <p>申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表したか。</p>	<p>また、平成 20～23 年度の評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び評価実施後の変更届の調査を行う年次報告書等専門部会1部会(委員1人、専門委員5人)を設置した。</p> <p>平成 25 年度評価に係る専門委員については、国公私立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く推薦を求め、専門委員 35 人を選考した。</p> <p>・評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成 24 年6月に法科大学院認証評価に係る評価担当者(40人)に対する研修及び教員組織調査担当者(21人)に対する研修をそれぞれ実施した。</p> <p>評価担当者に対する研修では、「自己評価書(イメージ)」や「書面調査票記入例」等の資料を用いて、実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図り、質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めた。</p> <p>なお、研修終了後に行うアンケート調査(設問に対し「4:そう思う」から「1:そう思わない」を4段階で調査)では、32人からの回答があり、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりでありおおむね肯定的な回答が得られている。</p> <p>「法科大学院認証評価に関する理解が深まった」:3.41 「説明が分かりやすかった」:3.28 「資料が分かりやすかった」:3.38 「説明内容の分量が十分であった」:3.16 「進行が適切であった」:3.25 「この研修に満足した」:3.25</p> <p>【評価の実施】</p> <p>・以下のとおり9法科大学院の本評価を実施した。</p> <p>① 書面調査の実施(平成 24 年9月まで)</p> <p>評価部会において、対象法科大学院を置く9大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、11章52基準で構成される評価基準に適合しているかどうかの判断を中心とした分析を行った。また、教員組織については、より専門的・統一的な見地から評価を行うため、教員組織調査専門部会による調査を行った。</p>	<p>法科大学院の評価については適切なプロセスを経て実施され、対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院の評価結果が通知されている。また、機構のウェブサイトにて公表されている。</p>
--	---	---

これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査の実施(平成 24 年 11 月まで)

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員・専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、対象法科大学院ごとに法科大学院関係者との面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。

③ 評価結果の審議等(平成 25 年3月まで)

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果(案)をとりまとめた上で、平成 25 年1月に対象法科大学院を置く大学に通知し、意見の申立ての機会を設けた。その後、対象法科大学院を置く大学から意見の申立てがない旨の回答があったことを踏まえ、平成 25 年3月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知、公表

法科大学院評価基準に適合していると認められた場合には適格認定を与え、平成 25 年3月27日付けで対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院の評価結果を通知した。平成 24 年度に評価対象となった9法科大学院を適格と認定した。また、評価結果を「平成 24 年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

・ 以下のとおり年次報告書等の分析・調査を実施した。

① 書面調査の実施(平成 24 年 12 月まで)

平成 20～23 年度の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び評価実施後の変更届について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程又は教員組織に係る重要な変更があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。

② 評価結果への付記事項の確定・公表(平成 25 年3月まで)

書面調査の結果を基に、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項(案)を決定し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聞いた上で、法科大学院認証評価委

<p>・評価の受付 平成 25 年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付けたか。</p> <p>・評価結果の検証等 平成 23 年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実</p>	<p>員会において評価結果への付記事項を確定し、当該法科大学院を置く大学に対して評価結果への付記事項を通知した。</p> <p>また、評価結果への付記事項については、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」としてウェブサイトに掲載した。</p> <p>【評価の受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の申請の受付に先立って、法科大学院を置く各国公私立大学に対し、認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施した。 ・ 平成 24 年6月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う法科大学院認証評価についての周知に努めた。 <p>なお、参加者数は、94 人であった。また、説明会終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査）では、61 人からの回答があり、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、一部で平均値が「3」を下回っていた事項があるものの、おおむね肯定的な回答が得られている。</p> <p>「法科大学院認証評価に関する理解が深まった」:3.23 「自己評価書作成に関する理解が深まった」:3.18 「説明が分かりやすかった」:2.84 「資料が分かりやすかった」:3.10 「内容の分量が十分であった」:2.98 「この説明会に満足した」:2.85</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成 24 年7月に「平成 25 年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。 <p>平成 25 年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）について、14 大学からの申請を受け付けた。</p> <p>【評価結果の検証等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に研究開発部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析した。なお、平成 23 年度は対象校が1校のみであったため、回答者の匿 	<p>14 大学より、適切に分野別認証評価の申請を受け付けている。</p> <p>研究開発部と評価事業部で組織した検討グループにて、アンケート調査の検討や評価検証の実施方針等の策定を行い、今後の実施方法等の検討のためアンケート調査を送っていることは評価できる。</p>
---	--	--

<p>施したか。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組を行っているか。 業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組を行っているか。 受益者負担の妥当性・合理性があるか。 <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)の法人別指摘事項への対応</p> <p>【認証評価事業(専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。 <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)フォローアップにおける法人別指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間評価機関のみでの事業実施が可能となるような環境整備に向けた検討を進め、早期に民間評価機関による事業実施を実現する必要がある。 	<p>名性に配慮し、検証結果報告書は作成しないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成24年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討と評価検証の実施方針等の策定を行い、平成24年12月に評価担当者に対して、また、平成25年3月に対象校に対して、アンケート調査票を送付した。 <p>【利用者の利便性向上及び効率化のための取組状況】</p> <p>平成24年6月に実施した「法科大学院認証評価に関する説明会」等において使用した資料についてはウェブサイトで公表している。</p> <p>また、説明会等のプログラム内容を大幅に見直し、時間の短縮を図った。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>評価手数料については、他の認証評価機関の手数料を勘案し、業務の効率化を図りながら、適切な額を設定している。</p> <p>【法科大学院認証評価に関する諸課題の検討】</p> <p>機構の法科大学院認証評価については、文部科学省に設置された「独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業(専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)の民間評価機関による事業実施に関する検討会議」において、平成23年6月に検討結果がとりまとめられ、「認証評価機関連絡協議会」等を活用しつつ法科大学院関係者とも連携を図りながら、財政的・人的・物理的課題等の解決に向けた検討を行っていくことが必要との提言がなされたところである。</p> <p>そこで、法科大学院の認証評価を行う機関(大学基準協会、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構)で構成される法科大学院認証評価機関連絡会議を平成23年11月10日、12月26日及び平成24年11月9日に開催し、引き続き諸課題について検討していくこととしている。</p>	<p>資料をウェブサイトで公表したり、説明会等のプログラムをスリム化し開催時間を短くしたことは利便性・効率化に視する取り組みとして、引き続き実施が求められる。</p> <p>他の認証評価機関の手数料を参考にするなど、妥当性・合理性は認められる。</p> <p>法科大学院の認証評価機関3団体で連絡会議を設置し、交流・引き続き諸課題についての検討が行われていることは評価できる。</p>
--	---	--

【(中項目)Ⅱ-7】	7 その他上記の業務に附帯する業務	【評定】 A			
【(小項目)Ⅱ-7-(1)】	(1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ① 評価事業の円滑な実施を図るため、国内の評価機関等との連携・協力を進める。 ② 大学等の評価関係者及び評価担当者の育成のための活動を行う。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P134~P137			
【インプット指標】					
(中期目標期間)		H21	H22	H23	H24
決算額(百万円)		—	—	—	—
従事人員数(人)		—	—	—	—
※決算額及び従事人員数については、専従職員がおらず当該評価項目に対応した区分をしていないため、算出が困難である。					
評価基準	実績	分析・評価			
・国内の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整及び連携・協力を行ったか。	【認証評価機関連絡協議会】 ・ 認証評価機関連絡協議会を平成 24 年度中に3回(平成 24 年5月、12月及び平成 25 年3月)開催し、評価に係る情報の共同発信、職員研修の合同実施等の取組について検討を行った。 また、同協議会の下に設置しているワーキンググループを平成 25 年2月に2回開催し、取組に係る具体的な検討を行った。 なお、同協議会には、平成 24 年9月に2機関が新たに加入し、計 12 機関となった。 ・ 同協議会の下、平成 24 年4月 25 日に「平成 24 年度評価事業研修」を実施した。同研修では、文部科学省担当者から高等教育政策の動向について、認証評価機関3機関から大学、短期大学及び高等専門学校認証評価について講義があった後、質疑応答が行われた。 なお、研修終了後に行ったアンケート調査(設問に対し「5:そう思う」か	認証評価機関の評価事業の円滑な実施等を目的として、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構とで「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設置し各機関が実施している評価についての情報収集及び提供、協力して取り組むべき課題等に関して検討を行っていることは評価されるとともに、評価機関間の連携は行われていると評価されるが、第二サイクルに入った現在、早急に課題に向けての議論の実質化と課題の共有、そして課題の解決に向けての連携が求められる。 認証評価連絡協議会において、機構が主導的な役割をに担っていることは、評価文化の定着という視点から高く評価できる。			

<p>・大学等の評価関係者等の育成を図るため、大学等の評価関係者等に対する研修等を行ったか。</p>	<p>ら「1:そう思わない」の5段階、講師と運営者を除く参加者 64 人中 50 人から回答、回収率 78%)における、それぞれの設問に対する平均値は以下のとおりであり、当該研修については、意義、必要性及び内容等について参加者から高い評価を得ている。</p> <p>「このような研修は必要だと思いますか」:4.50 「このような研修を定期的に行うべきだと思いますか」:4.40 「本研修は今後の業務に有用だと思いますか」:4.00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、同協議会の下、加入機関の平成 24 年度の評価結果をとりまとめ、平成 25 年4月に文部科学省記者クラブに資料を提供する予定である。 ・ 大学基準協会、短期大学基準協会及び日本高等教育評価機構との4機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会を幹事持ち回りにより4回(平成 24 年4月、7月、10 月及び平成 25 年1月)開催し、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整、各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が協力して取り組むべき課題についての検討等を行った。 <p>【評価関係者育成のための研修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価、法科大学院認証評価のそれぞれについて、自己評価担当者に対する研修会を開催した。 <p>なお、参加者数は、大学で 285 人、高等専門学校で 76 人、法科大学院で 94 人であった。また、研修会終了後に行うアンケート調査(設問に対し「4:そう思う」から「1:そう思わない」を4段階で調査)では、大学 224 人、高等専門学校 70 人、法科大学院 61 人からの回答があり、それぞれの設問に対する平均値は次のとおり。(【 】内は大学の数値、()内は高等専門学校の数値、[]内は法科大学院の数値。)であり、一部で平均値が「3」を下回っていた事項があるものの、おおむね肯定的な回答が得られている。</p> <p>「自己評価書作成に関する理解が深まった」:【3.40】、(3.47)、[3.18] 「説明が分かりやすかった」:【3.38】、(3.22)、[2.84] 「資料が分かりやすかった」:【3.35】、(3.19)、[3.10]</p>	<p>大学等の評価関係者等の育成を図るため、自己評価担当者に対する研修は、結果として評価文化の定着に貢献することから評価できる。</p> <p>大学等の現場で内部質保証を担う人材開発のため、いくつかの分野で研究会を開催し、その成果として、研修プログラムや教材の開発途上となっていることは評価できる。</p>
--	--	---

	<p>「研修内容の分量が十分であった」:【3.26】、(3.13)、[2.98]</p> <p>「この研修に満足した」:【3.28】、(3.20)、[2.85]</p> <p>また、平均値が「3」を下回っていた事項については、配付資料の見直し等、来年度に向けた改善策を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発部と連携し、大学等の現場で内部質保証を担う人材の開発に係る検討を行った。 <p>平成 24 年度は、「内部質保証システムの構造・人材・知識基盤の開発に関する研究」、「大学の内部質保証力向上のための診断ツール普及」及び「大学の内部質保証に関連した教員の活動に関する多角的な評価方法についての研究」の各調査研究においてワークショップ等を開催し、それらの成果を基に、研修プログラムの策定や教材の開発に係る検討を進めた。</p> <p>平成 25 年2月8日には「大学の内部質保証力向上のための診断ツール普及」に基づいて「自己評価能力を高めるための目的・計画と指標の作り方に関する研修会」を、また、平成 25 年3月 21 日には「内部質保証システムの構造・人材・知識基盤の開発に関する研究」に基づいて「教育の内部質保証システム構築に関するセミナー」を開催した。当該研修会及びセミナーの終了後に行ったアンケート調査の回答の平均値は以下のとおりであり、参加者から高い評価を得ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自己評価能力を高めるための目的・計画と指標の作り方に関する研修会」アンケート結果(設問に対し「5: そう思う」から「1: そう思わない」の5段階、講師と運営者を除く参加者 50 人中 46 人から回答、回収率 92%) 「総合的に判断して、研修会はいかがでしたか」: 4.72 ・ 「教育の内部質保証システム構築に関するセミナー」アンケート結果(設問に対し「5: そう思う」から「1: そう思わない」の5段階、講師と運営者を除く参加者 32 人中 17 人から回答、回収率 53%) 「今回のセミナー内容は、あなたの今後の業務に参考になりましたか」: 4.33 ・ 平成 24 年7月 23 日に『『学び』からみる高等教育の未来』と題した大学評価フォーラムを東京で開催した。国内外の高等教育関係機関から 300 人を超える参加があり、活発な議論が交わされ、参加者からは高い評価を得ることができた。 	
--	--	--

<当日のアンケート結果>

○ フォーラムの満足度について(回収総数:191件)

「とても良かった・まあまあ良かった」: 82.7%

「普通」:9.9%

「あまり良くなかった」:1.0%

無回答:6.3%

当該フォーラムは、米国の高等教育における「学び」の現状に関する俯瞰的な説明と、学習成果のアセスメントに関する具体的な取組事例について紹介し、我が国における課題抽出や方向性について議論を行った。理論と実践を組み合わせた講演内容としたことで、参加者からは、学習成果の評価手法の検討やその考え方を整理する上で参考になったなど、満足度の高いアンケート結果となった。一方、少数だが、議論のさらなる具体化や時間設定等、今後改善すべき事項も寄せられた。

平成 25 年度のフォーラムについては、上記のアンケート結果を踏まえつつ、テーマやプログラム等の検討を行っている。

【(小項目)Ⅱ-7- (2)】	(2) 国際的な質保証に関する活動	【評定】
----------------------------	-------------------	-------------

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
 国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動を行う。

A			
H21	H22	H23	H24
A	A	A	A
実績報告書等 参照箇所			
業務実績報告書 P138～P139			

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24
決算額(百万円)	85	115	117	113
従事人員数(人)	4.7(2.0)	8.4(2.0)	11.3(1.0)	12.0(2.0)

※決算額については、一般管理費は除く。
 ※従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で案分。(年度末時点における常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記。)
 なお、評価項目Ⅱ-4(調査及び研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

評価基準	実績	分析・評価
・国際的な質保証ネットワーク及び国際機関等の行う会議等に積極的に参加するとともに、海外の質保証の動向・課題把握、および機構の行う評価や我が国の質保証制度の発信の貴会として活用したか。また、海外の質保証機関等と質保証に関する連携協力による活動を行ったか。 ・「日中間質保証機関協議会」を基盤とした日中間三国の質保証分野での緊密な連携体制の元で協力して活動を行ったか。 ※文部科学省独立行政法人評価委員会から	国際ネットワークの会議をはじめ、高等教育の質保証に関する国際会議に参加し、各国・地域の質保証の動向や、取組みに関する情報交換や議論を通じて、関係国機関との相互理解の促進を図りながら、人的ネットワークを広げるとともに、既にある連携体制の強化を行った。 <主な実績> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育質保証機関の国際ネットワーク (INQAAHE)メンバーフォーラム(平成24年4月) ・国際連合教育科学文化機関(UNESCO)アジア・太平洋地域条約地域委員会会合(平成24年5月) ・ASEAN+3 高等教育質保証フォーラム(平成24年10月) ・アジア欧州会合(ASEM)高等教育質保証セミナー(平成24年10月) 海外の覚書締結機関との連携協力に関し、下記の機関と、最近の動向に関する情報の交換を行ったほか、共同セミナーの開催等、今後の具体	国際的な質保証のネットワーク作りにおいては、積極的に推進し、連携体制をさらに強化し、日本における先進的な活動を行っていると高く評価できる。その取組内容も非常に実質的で今後の活動への期待も高い。同時に、質保証に関する活動は、日本の知的インフラを整備するという意味でも、高く評価できる。

の指摘事項【平成 21 年度の業務実績に関する評価】

・我が国の大学の質保証の国際的な情報発信の拠点として活動を一層充実することが求められる(全体評価)。

※文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】

・日本の高等教育の国際競争力を高めることに資する研究が必要であるとともに、機構が、将来の国際競争力強化の方策を議論／検討する場ではないとしても、国際的活動

的な方策について協議を行った。

<主な実績>

- ・英国高等教育質保証機構(QAA)(平成 24 年4月)
- ・オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)(平成 24 年9月)
- ・オランダ高等教育国際協力機構(Nuffic)(平成 24 年9月)
- ・フランス研究・高等教育評価機構(AERES)(平成 24 年9月)
- ・台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)(平成 24 年 10 月)
- ・香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)(平成 25 年2月)
- ・インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構(BAN-PT)(平成 25 年3月)

また、香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)とは、平成 25 年2月に東京で合同ワークショップを実施し、日本・香港における高等教育制度や動向等についての紹介や意見交換を通じて相互理解を深めた。併せてHKCAAVQとは、協力に関する覚書を更新した。

日中韓質保証機関協議会に関しては、「キャンパス・アジア」構想の下での質保証の取組み(モニタリング)について、中国教育部高等教育教学評価センター(HEEC)、韓国大学教育協議会(KCUE)と連携し、各国の行うモニタリングの趣旨・基準等について個別ミーティング等で共有を図った。

また、日本側のモニタリングについて、今年度新たに設置したモニタリング準備委員会並びに「キャンパス・アジア」採択プログラム連絡会の開催を通じて、有識者や大学関係者と意見交換を行いながら、基準や実施方法等の策定を進めた。また基準案の妥当性をさらに調査するため、採択プログラムへのヒアリングを実施した。最終的に、平成 25 年3月に開催したモニタリング委員会において、基準・実施方法が確定し、平成 25 年度から開始するモニタリングの準備を整えた。

【日本の国際競争力強化に資する調査研究】

・これまでにも、学位及び評価の国際通用性に関する調査研究を進めてきているが、さらに活動の一環として、高等教育関係者と国際競争力強化の方策に係る課題をとりまとめて報告することとする。

来年度から実施する選択評価について、評価基準の基礎となる国際化の評価資料に関連する調査研究の成果を公表するなど、先駆的な取組を実施していることは評価できる。

<p>や調査研究による提言等の機能を発揮してもよいと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本の大学の国際競争力を高めるために、平成 25 年度から実施する選択評価C「教育の国際化の状況」の評価基準の基礎となる国際化の評価指標等に関連する調査研究の成果を公表して各大学に提供してきた。今後とも、これらの高等教育の質保証の調査研究の成果を基に、国際競争力に関する視点からの調査研究を進める。 	
-------------------------------------	---	--

【(大項目)Ⅲ～Ⅵ】 Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P142～P144			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図ったか。</p>	<p>【予算の適正かつ効率的な執行】</p> <p>(1)セグメント区分の設定 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、次のとおり業務ごとのセグメント情報を毎年開示しており、平成 24 年度についても文部科学大臣に財務諸表等の届出を行うとともに、ウェブサイトや官報掲載により開示することとしている。</p> <p>【セグメント区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学評価事業 <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人評価事業等 機関別認証評価事業 分野別認証評価事業 ・学位授与事業 ・その他の事業 ・法人共通 <p>【セグメント情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費用 <ul style="list-style-type: none"> 事務費 備品・消耗品 旅費交通費 報酬・委託・手数料 減価償却費 	<p>財務、予算管理、資金管理に関して適切に運営がなされており、また、固定的経費の削減が適切に行われていると評価される。</p>			

給与及び賞与
 法定福利費
 その他
 一般管理費
 ・事業収益
 運営費交付金収益
 手数料収入
 その他収入
 ・事業損益
 ・総資産
 流動資産
 固定資産
 有形固定資産
 建物
 構築物
 車両運搬具
 工具器具備品
 土地
 その他の資産

(2) 予算の執行管理

予算が業務別に計画どおり執行されているかについて四半期毎にモニタリングを行い、機動的に追加配分(増額及び減額)を行うなど、効率的な執行に努めた。

また、引き続き財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても、評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認すること等、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。

・ 適正な資金管理

預金残高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し、適正な資金計画を策定するとともに、日々、預金残高の確認を行った

・ 監査の実施

○ 内部監査については、「独立行政法人大学評価・学位授与機構内

財源別財務情報を把握し、収支均衡の状況やコスト管理に役立てていることは評価できる。

部監査規則」に基づき、機構における業務並びに予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、内部監査(科学研究費を含む)を、平成 25 年3月5日、6日の2日間実施した結果、大きな指摘は無かった。

- 監事監査については、「独立行政法人大学評価・学位授与機構監事監査規則」及び「監事監査計画」に基づき、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、平成 23 事業年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を、平成 24 年6月 22 日に実施した。
- 契約(随意契約の見直し状況)については、契約監視委員会での指摘事項の対応状況と前期分(平成 24 年4月から9月までの契約締結分)の二者応札・応募の案件について、平成 24 年 12 月7日に5件の点検を実施し、平成 25 年3月 19 日には、後期分(平成 24 年 10 月から平成 25 年2月までの契約締結分)のうち、該当する4件を対象として、契約手続に関する問題の有無、予定価格の算定方法の適正性について、契約書類に基づき、契約担当部署にヒアリングを行い、点検を実施した結果、適正に処理されていることを確認した。また、平成 24 年度運営費交付金執行状況等については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会等の諸会議に出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監事監査を実施し、監査機能の充実を図った。
- 平成 23 年度より、監査法人との監査契約締結(平成 25 年度までの複数年契約)により、内部統制のより強化を図ることで、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。

・固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図ったか。

【固定的経費の削減状況】

平成 24 年度については、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下の取組を行い、平成 23 年度と比較して 11,040 千円削減した。

- ・ 複写機について、使用を集中化し、一部を解約したことによりリース料を 1,693 千円削減した。
- ・ ウェブサイト管理システム保守業務、本館設備保守管理業務、小平地区緑地管理業務等について、適正な契約内容となるように仕様書の見直

業務を見直して、固定費を削減していることは評価できる。

<p>【実物資産】 (保有資産全般の見直し) ・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。</p>	<p>し等を行い、一般競争入札を行った結果、契約金額を 9,347 千円削減した。</p> <p>【実物資産の保有状況】</p> <p>① 実物資産の名称と内容、規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部 (本部事務所として使用。敷地面積 10,588 ㎡、建面積 1,719 ㎡) ・ 竹橋オフィス (会議実施、海外関係者との打ち合わせに使用。敷地面積 284 ㎡、建面積 146 ㎡) ・ 小平第2住宅 (職員の住居として使用。敷地面積 4,609 ㎡、建面積 917 ㎡) <p>② 保有の必要性(法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等)</p> <p>本部、竹橋オフィスについては、大学評価・学位授与機構法等の各種法令に定められている各事業を実施するための会議開催や、それに付随する事務等を遂行する上で必要不可欠である。</p> <p>小平第二住宅については、政府において、独立行政法人が保有する職員宿舎の見直しが進められているところであるが、機構は大学等の評価業務を行っており、その実務を担うには、大学等の状況を把握した人材を配置する必要があることから、職員は大半が全国の国立大学等からの人事交流者であり、異動にあたってはその多くが転居を伴う転勤等を行わなければならない職員であるため、事務・事業の円滑かつ適切な遂行にあたっては、宿舎の提供が必要不可欠である。</p> <p>③ 有効活用の可能性等の多寡</p> <p>小平第二住宅については平成 24 年度の平均入居率が 90.6%であり、十分有効に活用している。</p> <p>竹橋オフィスについては、大学評価・学位授与機構法に定められている各事業の実施に係る会議を開催するため、3 つの会議室を使用している。また、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構及び教員研修</p>	<p>保有資産の有効利用に関し、小平第二住宅は利用状況も高く、地方からの期限付赴任者も多いことから、有効に利用されている。また、竹橋オフィスの活用も効果的になされている。</p> <p>保有している実物資産については保有の必要性、規模の適正性、利用頻度、有効活用しているか等々について検討していることは評価できる。</p> <p>小平第二住宅については「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定)で示された方針に基づき、引き続き適正な運営を行う必要がある。</p>
---	---	--

<p>・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舎戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適宜適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。</p> <p>※政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 21 年度の業務実績に関する評価】</p> <p>・独法による資産の見直しの状況を国民にオープンにする方策の検討と、その厳格なチェックを行うための枠組みの整備が必要。</p>	<p>センターに一部貸与することにより、事務所等の有効活用を図っている。</p> <p>④ 見直し状況及びその結果 独立行政法人整理合理化計画(現在は凍結)を受け、小平第二住宅については入居者が 5 割を下回り、その改善の見込みがない場合には、売却等の措置を検討する旨を年度計画に定めているが、平成 24 年度の平均入居率は 90.6%であったため、売却等の措置の検討は行わなかった。なお、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣)において、宿舎使用料については、宿舎の建設、維持管理等に係る費用に概ね見合う収入を得られる水準まで引上げを行う、個別宿舎の使用料については、各法人ごとに決定するとされていることから、同様に進められている国家公務員宿舎の見直しの動向を踏まえ、今後、宿舎料の見直しについて検討することとしている。</p> <p>⑤ 処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況 小平第二住宅については平成 19 年度以降、入居率が 90%を超えており、処分等は検討していない。</p> <p>⑥ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況 平成 22 年 12 月 7 日閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに、本法人が保有する学術総合センターの一部(約 246 m²: 共用部分の按分を含む)を提供するとされた。 この決定にともない、各法人の入居作業を進め、平成 23 年 4 月 1 日に各法人が竹橋オフィスに入居し、これら法人の事務所等の集約・共用化が図られている。</p>	<p>平成 23 年 4 月 1 日より、各法人の事務所等の集約・共有化が図られていることは評価できる。</p>
---	---	--

<p>※政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項【平成 23 年度の業務実績に関する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産保有の妥当性等についてより一層厳格な評価が必要。 <p>※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)の法人別指摘事項への対応</p> <p>【事務所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。 <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。 <p>・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。</p>	<p>⑦ 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況</p> <p>機構が保有する実物資産(小平本館、竹橋オフィス、職員宿舎等)及び知的財産は、その必要性について、機構内に設置された自己点検・評価委員会等の場において不断の検討を行い、限られた資産を有効に活用している。</p> <p>⑧ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況</p> <p>小平第二住宅については、毎月入居状況を確認し、年間の入居率を確認して、入居者が 5 割を下回り、その改善の見込みがない場合には、売却等の措置を検討する旨を年度計画に定めている。</p> <p>⑨ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組</p>	<p>自己点検・評価委員会等を通じて、利用状況を把握し、検討を行うなど、適切に実施されている。</p>
---	--	---

<p>(債権の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 ・回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。 ・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 <p>【知的財産等】</p>	<p>前述のとおり、運営費交付金、科研費等の国費については、決済用預金および普通預金のみ保有している。</p> <p>また、寄附金の一部余剰資金についても、国債により運用した結果、元本は常時保全され、運用利息 1 千円を得るとともに、寄附金の支払いについての支障もなかったことから、法人としての責任を果たしたものと考えている。</p> <p>【貸付金・未収金等の債券と回収の実績】</p> <p>貸付金は有していない。</p> <p>未収金については、平成 23 年度末からの繰越し分が 29 件 7,572 千円、平成 24 年度中に 193 件 117,798 千円発生、197 件 118,228 千円を回収し、平成 25 年度に 25 件 7,142 千円を繰り越した。</p> <p>【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】</p> <p>未収金の相手方には請求書を送付し、督促を行っている。</p> <p>未収金の相手方は、当機構教職員、当機構保有の職員宿舍入居者、当機構教員の研究協力者、当機構の竹橋オフィスの一部を借りている独立行政法人等であり、督促は容易であり、回収が確実なため、特段の回収計画は立てていない。</p> <p>【回収計画の実施状況】</p> <p>該当なし。</p> <p>【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】</p> <p>該当なし。</p> <p>【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合】</p> <p>該当なし。</p> <p>【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】</p> <p>該当なし。</p>	<p>滞留債権は発生していないものの、リスクの回避の観点からも、改修計画の必要性について検討することが望まれる。</p>
--	--	--

<p>(保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。 ・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。 <p>【会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか(特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額の 	<p>【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】</p> <p>商標権1件、著作権(ソフトウェア)6件を保有しており、すべて機構の業務で必要とする権利である。</p> <p>【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況】</p> <p>特許権等の知的財産の積極的な保有については想定しておらず、これまで整理を行ったことはない。</p> <p>【出願に関する方針の有無】</p> <p>特許権等の知的財産の積極的な保有については想定しておらず、これまで特許権の出願はないので、事例ごとに対応することとしている。</p> <p>【出願の是非を審査する体制整備状況】</p> <p>特許権等の知的財産の積極的な保有については想定しておらず、これまで特許権の出願はないので、事例ごとに対応することとしている。</p> <p>【活用に関する方針・目標の有無】</p> <p>特許権等の知的財産の積極的な保有については想定しておらず、これまで特許権の出願はないので、方針等の策定はしていない。</p> <p>【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】</p> <p>特許権等の知的財産の積極的な保有については想定しておらず、これまで特許権の出願はないので、事例ごとに対応することとしている。</p> <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <p>実施許諾等に至っていない知的財産は保有していないので、該当しない。</p> <p>【会費の見直し状況】</p> <p>「文部科学省独立行政法人から公益法人等に対する会計支出基準について(通知)」(平成24年4月5日付け、24文科総第4号)を踏まえ、平成24</p>	<p>保有する知的財産は商標権と著作権(ソフトウェア)であり、機構の業務で必要とするものと理解できる。</p> <p>特許権等の知的財産の保有について検討すべきであり、整理を行うべきである。</p>
--	---	---

もの)。	年5月に「公益法人等に対する会費支出基準」を制定し、同規定に基づいて対応した。なお、平成 24 年度の実績については、運営費交付金による公益法人等への会費支出は行われていない。	
------	--	--

【(大項目)Ⅲ】	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	【評定】 A																																				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の削減</p> <p>平成 22 年度の常勤役職員に係る人件費を平成 17 年度(1,109 百万円)に比べて5%以上削減する。ただし、平成 18 年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。</p> <p>また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成 18 年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続することとする。</p> <p>職員の給与については、検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p>		<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A																									
H21	H22	H23	H24																																			
A	A	A	A																																			
<p>評価基準</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p>		<p>業務実績報告書 P146~P150</p>																																		
<p>【収入】</p>	<p>実績</p> <p>【平成 24 年度収入状況】 (単位:千円)</p>			<p>分析・評価</p> <p>収支状況に関し、問題となる点はない。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>1,371,268</td> <td>1,300,794</td> <td>△70,474</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学等認証評価手数料</td> <td>0</td> <td>5,347</td> <td>5,347</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学位授与審査手数料</td> <td>102,670</td> <td>102,570</td> <td>△100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>106,789</td> <td>102,717</td> <td>△4,072</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>7,523</td> <td>14,593</td> <td>7,070</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>3,406</td> <td>3,406</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		収入	予算額	決算額	差引増減額	備考	運営費交付金	1,371,268	1,300,794	△70,474		大学等認証評価手数料	0	5,347	5,347		学位授与審査手数料	102,670	102,570	△100		その他	106,789	102,717	△4,072		寄附金	7,523	14,593	7,070		計	0	3,406	3,406		<p>※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。</p> <p>【主な増減理由】</p> <p>予算総額に比して決算総額が減少している理由は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく給与削減に伴う運営費交付金収入の減少によるものである。</p>	
収入	予算額	決算額	差引増減額	備考																																		
運営費交付金	1,371,268	1,300,794	△70,474																																			
大学等認証評価手数料	0	5,347	5,347																																			
学位授与審査手数料	102,670	102,570	△100																																			
その他	106,789	102,717	△4,072																																			
寄附金	7,523	14,593	7,070																																			
計	0	3,406	3,406																																			

【支出】

【平成 24 年度支出状況】

(単位:千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,090,018	974,728	△115,290	
うち、人件費 (退職手当を除く)	705,553	624,665	△80,888	
うち、物件費	332,267	313,125	△19,142	
うち、退職手当	52,198	36,938	△15,260	
大学等評価経費	0	5,347	5,347	
学位授与審査経費	102,670	102,570	△100	
一般管理費	106,789	102,717	△4,072	
うち、人件費 (退職手当を除く)	288,773	301,588	12,815	
うち、物件費	192,687	202,062	9,375	
うち、退職手当	96,086	99,526	3,440	
計	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【主な増減理由】

予算総額に比して決算総額が減少している理由は、業務の効率化や経費の削減によるものである。

【収支計画】

【平成 24 年度収支計画】

(単位:千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	1,606,371	1,532,891	△73,480
経常費用	1,606,371	1,532,891	△73,480
業務等経費	1,058,130	918,622	△139,508
大学等評価経費	102,670	102,570	△100
学位授与審査経費	106,789	102,717	△4,072
一般管理費	274,235	336,825	62,590
減価償却費	64,547	72,137	7,590
財務費用	0	19	19

収益の部	1,606,371	1,532,891	△73,480
経常収益	1,606,371	1,532,891	△73,480
運営費交付金収益	1,340,663	1,248,177	△92,486
大学等認証評価手数料	102,670	102,570	△100
学位授与審査手数料	106,789	102,717	△4,072
補助金等収益	0	5,347	5,347
資産見返物品受贈額戻入	5,769	5,506	△263
資産見返運営費交付金戻入	42,957	50,810	7,853
雑収入	7,523	17,765	10,242
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【主な増減理由】

予算額に比して決算額が減少している理由は、業務の効率化や経費の削減によるものである。

【平成 24 年度資金計画】

(単位:千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	1,588,250	1,533,758	△54,492
業務活動による支出	1,526,003	1,489,861	△36,142
投資活動による支出	46,426	26,757	△19,669
財務活動による支出	15,821	17,140	1,319
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	1,588,250	1,550,492	△37,758
業務活動による収入	1,588,250	1,548,329	△39,921
運営費交付金による収入	1,371,268	1,300,794	△70,474
補助金等収入	0	9,368	9,368
その他の収入	216,982	238,167	21,185
投資活動による収入	0	2,158	2,158

【資金計画】

資金計画に関し、問題となる点はない。

財務活動による収入	0	5	5
前期中期目標期間よりの繰越額	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【主な増減理由】

業務活動による支出について、予算額に比して決算額が減少している理由は、業務の効率化や経費の節減によるものである。資金収入の減少理由については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく給与削減に伴う運営費交付金収入の減少によるものである。

【財務状況】

(当期総利益(又は当期総損失))

・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。

・また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。

(利益剰余金(又は繰越欠損金))

・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。

・繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。

(運営費交付金債務)

【当期総利益(当期総損失)】

該当なし(当期総利益は発生していない)。

【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】

該当なし(当期総利益は発生していない)。

【利益剰余金】

利益剰余金は 26 千円であり、過大な利益とはなっていない。

【繰越欠損金】

該当なし(繰越欠損金はない)。

【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】

既存経費を見直しを行い、ソフトウェア更新や工具器具備品の購入抑制及び備

財務状況に関し、問題となる点はない。

<p>・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p> <p>・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析が行われているか。</p> <p>（溜まり金）</p> <p>・いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。</p> <p>【給与水準】</p> <p>・給与水準の高い理由及び高ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p> <p>・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</p> <p>・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。</p> <p>【諸手当・法定外福利費】</p> <p>・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p>	<p>品・消耗品費の削減等による経費節減や効率化に努めたこと等により、運営費交付金債務の未執行率は5.0%となっているが、高い未執行率とはなっていない。</p> <p>【業務運営に与える影響の分析】</p> <p>当該運営費交付金債務は、ソフトウェア更新や工具器具備品の購入抑制及び備品・消耗品費の削減等による経費節減や効率化に努めたことから生じたものであり、平成24年度計画において未実施となっている事業はない。</p> <p>【溜まり金の精査の状況】</p> <p>第1期中期目標期間に生じた運営費交付金債務については、第1期中期目標期間終了後の平成21年7月に全額国庫納付しており、いわゆる溜まり金はない。また、決算上の欠損金の発生はないことから運営費交付金債務との相殺はない。</p> <p>【ラスパイレス指数（平成24年度実績）】</p> <p>・機構の給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組んでいる。なお、平成24年度のラスパイレス指数は98.9であり、国家公務員を下回る給与水準である。</p> <p>・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は86.3%、累積欠損額は0円である。ラスパイレス指数が100.0以下となっており、機構の給与制度は国家公務員に準拠していることから、給与水準は適切と考える。</p> <p>平成24年度福利厚生事業としては、労働安全衛生法に基づく健康診断、法定額健康診断、インフルエンザ予防接種希望者に対する補助を実施した。なお、二次検診の費用については自己負担としている。</p> <p>また、諸手当についても、国家公務員に準じたものとしている。</p>	<p>運営交付金債務は適切に管理されている。</p> <p>ラスパイレス指数については98.9であり、社会的な理解が得られる給与水準となるように適切に対応している。</p> <p>二次検診の費用については自己負担としており、必要な見直しが行われている。</p>
--	--	--

【(大項目)Ⅳ】	Ⅳ 短期借入金の限度額	【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 1 短期借入金の限度額 6億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。		—			
		H21	H22	H23	H24
		—	—	—	—
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P152			
評価基準	実績	分析・評価			
・短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。	【短期借入金の有無及び金額】 短期借入金を必要とする事態は生じなかった。				

【(大項目) V】 V 重要な財産の処分等に関する計画		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。		-			
		H21	H22	H23	H24
		-	-	-	-
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P154			
評価基準	実績	分析・評価			
・重要な財産の処分に関する計画は有るか。 ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。	【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 平成 24 年度の年間平均入居率は 90.6%であり、5割を下回らなかったため、売却等の措置の検討は行われなかった。よって、重要な財産の処分に関する計画は無い。	小平第二住宅に関しては、利用状況及び必要性において適切と考えられる。			

【(大項目)VI】 VI 剰余金の使途		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>機構の決算において、剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		-	-	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 P			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。</p> <p>・目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。</p>	<p>【利益剰余金の有無及びその内訳】</p> <p>平成23年度期末決算において発生した、26千円の利益剰余金を有している。</p> <p>【利益剰余金が生じた理由】</p> <p>利益剰余金の発生要因は、平成23年4月から、機構が保有する学術総合センターの一部を他法人に提供し、事務所等の集約・共用化を図ったことに伴い、不要物品の売却を行ったためである。</p> <p>【目的積立金の有無及び活用状況】</p> <p>該当なし(目的積立金はない)。</p>	利益剰余金の処理方針は適切と考えられる。			

【(大項目)Ⅶ】		Ⅶ その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>常勤職員数(期限付職員を除く。)については、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 4,689百万円</p> <p>ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。</p>			A			
			H21	H22	H23	H24
			A	A	A	A
			実績報告書等 参照箇所			
			業務実績報告書 P158～P160			
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【人事に関する計画】</p> <p>・以下の人事に関する計画の進捗は順調か。</p> <p>①業務運営の効率化を推進し、国立大学法人評価事業及び学位授与事業の運営体制の見直しを行い、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行っているか。</p>	<p>【柔軟な組織体制の構築】</p> <p>認証評価事業について、業務量の増加に伴い、担当する職員数を4人増員した。</p> <p>また、教員人事について、「大学ポートレート(仮称)」の本格稼働に向けたシステム開発等の業務並びに調査研究を担当させるために専任教授を1人、評価事業及び学位授与事業に係る調査研究業務等に幅広く対応できる人材を確保するために専任教授1人、専任准教授1人を選考した。</p> <p>さらに、機構の事業強化に伴った国際連携に係る調査研究の充実のため特任教授を1人、評価事業及び学位授与事業に係る調査研究の充実のため、客員教授2人、客員准教授1人を選考した。</p> <p>【人事交流による幅広い人材の確保】</p> <p>他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について38機関(47人)と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材</p>	<p>組織統合など柔軟な組織体制の構築がなされ、人事交流もなされ、職員研修も実施され、効率的、効果的業務運営体制となっていると評価できる。</p>				

<p>②特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行っているか</p> <p>・人事管理は適切に行われているか。</p>	<p>を確保した。また、業務の継続性等を勘案し、平成24年8月に国立大学法人等職員採用試験合格者から1人を新規採用した。</p> <p>【年俸制職員制度の導入】 安定的に業務を遂行するための新たな職員確保の措置として、年俸制職員制度を平成25年4月から導入することとし、事務系の年俸制職員4人を選考した。</p> <p>【実践的研修の実施、専門的研修事業の活用】 機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要となる職員の資質及び能力の向上を図った。</p> <p>① 実践的研修等(機構実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン研修(全職員を対象に、総務省主催情報システム統一研修のCD-ROMを利用したeラーニングを四半期毎に実施。延べ18人参加) ・ 英語研修(事務系職員を対象に、英会話学校に通学する研修及び通信教育講座を受講する研修を平成24年5月から平成24年12月にかけて実施。英会話学校通学研修3人、通信教育講座研修21人参加) ・ メンタルヘルス研修(全職員を対象に平成24年5月に実施。25人参加) ・ ハラスメント研修(全職員を対象に平成24年9月に実施。19人参加) <p>② 専門的研修等(外部機関実施) 放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等に参加(33件の研修、講習、セミナーに延べ65人参加)</p> <p>③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修(事務系職員1人を平成24年4月から平成25年3月末まで派遣)</p> <p>・常勤職員の削減状況 機構の業務量は主に認証評価業務の実施校数により変動するため、職員数の抑制に配慮しつつ、業務を円滑に遂行する上で必要な人員を適正に配置することに努めている。</p> <p>・常勤職員、任期付き職員の計画的採用状況</p>	<p>職員の能力向上を図ることに熱心に取り組んでいることは評価できる。</p>
---	--	---

<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 <p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。 <p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 	<p>事務系職員について、業務の継続性等を勘案し、採用試験を実施した。結果、平成 24 年 8 月に 1 人の採用を行った。</p> <p>安定的に業務を遂行するための新たな職員確保の措置として、年俸制雇用職員制度を平成 25 年 4 月から導入することとし、事務系の年俸制職員 4 人を選考した。</p> <p>また、教員人事について、「大学ポートレート(仮称)」の本格稼働に向けたシステム開発等の業務並びに調査研究を担当させるために専任教授を 1 人、評価事業及び学位授与事業に係る調査研究業務等に幅広く対応できる人材を確保するために専任教授 1 人、専任准教授 1 人を選考した。</p> <p>【職員数の適正化】</p> <p>平成 24 年度期初の常勤職員数 117 人 平成 24 年度期末の常勤職員数 117 人</p> <p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>施設及び設備に関する計画はない。</p> <p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】</p> <p>該当なし(中期目標期間を超える債務負担はない)。</p> <p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <p>該当なし(積立金の支出はない)。</p>	<p>職員数は業務量に合わせ、適切に管理されている。</p>
---	--	--------------------------------